

家電リサイクル法の見直しに関する意見募集結果について

- 意見募集期間 平成18年7月28日(金)～ 8月23日(水)
- 8月23日(水)までの応募総数 158件

平成18年8月28日

No	意見内容 (1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
1	実施状況に関する評価:リサイクル率が低く不法投棄が多く法が有効に機能していない	不法投棄を防止してリサイクル率を上げなければならない	買い替え時にリサイクル料金を徴収する制度がよくない	自動車の場合のように買い替え時だけではなく初期購入時にも販売店で確実にリサイクル料金を徴収するシステムにする	—
2	<ul style="list-style-type: none"> 消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたと思います。 廃棄時に費用を負担するというで、いらなくなったものをすぐに捨てずに知人に譲ったり、修理して使うといったことが促進されたのではないかと思います。 	しかし一方で、どうしても捨てるとなったときに不法投棄をすればお金を払わなくて済むという、正直者がバカを見るという思考を助長させたようにも思います。	原因は家電リサイクル法の内容自体にもあるのかもしれませんが、もっと単純に、消費者がごみの問題を真剣に捉えていないことにあるのではないかと思います。	<ul style="list-style-type: none"> 今の制度を続けるのであれば、ルール違反を見逃さないことが重要だと思います。そのための監視体制を整備しなければならないのではないのでしょうか。トレーサビリティの導入である程度それができると思います。また不法投棄情報への懸賞金など。 法の見直しも必要だとは思いますが、消費者に対してどうしてこの法律が必要でどうしてこの法律をやぶると罰せられるのかを誰にでもわかる形で周知させることが必要だと思います。例えば、家電小売店でごみ問題の現状についてディスプレイをしてもらったり、消費者が目にするようなところで情報を流すべきだと思います。きれいな面だけではなく汚い面も消費者はもっと知るべきだと思います。 問題が改善されない場合、購入時にリサイクル費用を払うようにするしかないと思います。そのときは、リサイクル処理費用から回収費等まで含めるべきだと思います。 	リサイクルよりもリユースをもっと推進していくべきだと思います。
3	30点	以前に比べ不法投棄が増えた	捨てることにお金を払うのがもったいない。物を買うことにお金が必要だということ意外に、物を捨てること・リサイクルすることにお金がかかるということを、国民に根付かす努力が必要。	当初から話題になっていましたが、購入時にリサイクル料金を支払うようにすべきです。人間いつかは死ぬのと同じで、物にも寿命があります。購入時にリサイクル料を徴収すべきです。そして、購入日時がわかるような証もつけ、それによってすでリサイクル料を支払ったか否かがわかるようにすればいいと思います。人間は後からお金を払うことを「取られた」と解釈します。そういった心理も考慮して、施策の改善をお願いいたします。	業界から反対などがたくさんあると思いますが、次の世代へよりよい環境を残す、地球環境を劣る考え方を教育するためにも、がんばっていただきたいと思っています。
4	—	制度運用後不法投棄が増加している	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計の不備等に起因するもの 一般の人が考えると、廃棄時に金を払うという制度自体が日本にはなじまないのではないのか 事業者の活動等制度以外に起因するもの 	購入時にリサイクル費用を払う方式に改めるべきである。自動車リサイクル法、パソコン等はこの方式である。廃棄まで数年～10年かかるのが難点だが、5年経って不法投棄が減少していない事を考えると、あと10年経っても現在の方式では不法投棄量が変わらないと思われる。	—
5	施行状況によれば平成13年から平成17年にかけてリサイクル台数、フロン類回収実績が順調に推移していることから取組の趣旨に添った成果がある。今後の継続が必要と思われる。	不要となった家電品の不法投棄が年を経る毎に増加していることから、不法投棄の原因を探り改善する必要がある。	収集、再商品化に等に関する費用が後払いであること。一旦ゴミとなったものに対する費用の負担は国民の理解が得にくく、里山里うみに家電品の不法投棄が目に見えて増えており、重金属の土壌地下水汚染が進んでいる状況が全国で見られる。また、指定品目以外の不法投棄を誘引する原因となっている。	処理費用の前払い制を採用することで費用負担に対する理解を得ること。また、製造業者等の倒産等に対処するためには、指定法人による基金制度の導入等により対処する方法がある。指定品目以外の品目追加によりリサイクル効果の引き上げが必要である。	法施行の前に諸外国の当該リサイクル関係制度の状況把握が行われ、特に韓国においては制度導入時から前払い制を採用していた。現在ではリサイクルに関する国民の意識が施行時より格段に浸透している状況であるので段階的な前払い制度の導入が可能であると思われる。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
6	家電リサイクル法の施行により、以前一般廃棄物処分場などで処分されていた家電が再商品化されることで、資源循環が図られ、さらに処分場の延命化が(多少なりとも)図れた。	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の増加。 家電リサイクル法対象品目の増加。 近くに電器店が無い場合や買い替えでなく廃棄する場合の収集運搬。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計の不備等に起因するもの リサイクル料金が後払いになっている為。 現行の家電リサイクル法対象品目でも処理が難しいものも多い。 遠くの電気屋には頼みづらいし、ただ廃棄する場合にも依頼しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> パソコンリサイクルと同様に、料金を販売時に上乗せとする。 家電リサイクル法対象品目について見直しを図る。 パソコンリサイクルと同様の回収ルートにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度が生産者側の観点ではなく、資源循環の観点から適切に運用できるようにしてほしい。
7	<p>家電リサイクル法を見直して、前払いにするとのこと。一見、ユーザーにとっては有利な気がしますが、よく考えると問題があると思います。たとえば、PCのようなリサイクルにしようと思うと、リサイクルシールのない人が不法投棄すると思います。また、PCで一部のメーカーがするように、“法人用(業務用)”として販売する様になるかもしれません。自動車リサイクルのようにしようと思っても、自動車のように所有者が特定されない家電品は難しいと思います。年金のように資金をためる方法は、国民年金のように破綻が予測されます。先日の発表のように日本人女性の出生率は1.25とのこと。日本の人口が減ると言うことは、製品の購入数も減ると言うこと。今は新製品購入数＝廃棄数だとしても、将来は購入数<廃棄数 になることは必至だと思います。国民年金と同じように、不平等感が発生し、不払いや、料金の高騰に繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>また、新技術が発見されて、商品が無くなってしまったらどうするのでしょうか。テレビはパソコンになると言われています。将来テレビがすべてPCになったら、テレビのリサイクル処理費はどうするのでしょうか。エアコンなどは冷夏か猛暑かで売れ行きが異なります。台数に安定性がなければ、資金足らなかつたり、余ったりするのではないですか。</p> <p>現状のリサイクル方法は、日本人の特性に合致した良い方式だと思います。環境リサイクルのために、純粋にお金を払ってお願いするのです。環境意識の高揚にもなると思います。一部の不法投棄などをするふとどきものに厳罰を与えて行くことで、さらに環境に対する意識が高揚して行くのではないのでしょうか。前払いにしてしまえば、環境は企業の責任であるという意識になるのではないかと危惧します。</p> <p>また、家電リサイクルだけが特化して進化させて行くのは何か理由があるのでしょうか。実際の廃棄物における家電リサイクルの量はどれほどの割合なのでしょう。家電リサイクルを進化させる前に、その他の産業のリサイクルを進めるべきだと思います。</p>				
8	<p>6月27日に開かれた中央環境審議会家電リサイクル法の見直しについての検討会での論点について、環境新聞(7月5日)に以下の内容が紹介されている。</p> <p>リサイクル料金の後払いで当初は不法投棄が懸念されていたがそれほど大きく目立ってはいない。一方で多くの廃家電が海外に流出しているようだ。</p> <p>2005年度実績で、全国指定引取場所まで引き取られた家電4品目の合計は約1,162万台で、年間に排出された台数は推定で2,000万台を超えており、回収率は50%程度で、残る50%は一部が国内でリユースされ、多くが海外に流出していると見られる。特に今年はPSEの問題もあり、海外流出が顕著だった。</p> <p>27日の会合でも委員からこの点に対する指摘が多くあった。こうした海外流出を防止し、国内指定ルートでの適正処理が今後話合われることになりそうだ。しかし、一部の業者は「国際資源循環は時流に合っている。適正なルートを確立すれば問題無い」と国内処理と国際資源推進との兼ね合いをどうするかも大きな課題になりそうだ。</p> <p>これに対する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近まだ十分使える洗濯機を10年ほど使ったので買い換えた。リサイクル料金は支払ったが、輸出されていく可能性を考えると消費者として納得できない。寧ろ下取りして海外でリユースして欲しい。 品目にもよるが50%の回収率では消費者は何のための費用を支払っているのか納得できない。海外輸出のための支援費用を支払っていることにもなるので法の目的から外れ、支払いは拒否したい。 制度設計の基本になる数字を固めてから、制度を運用すべきで事前調査不十分。今回の見直しで検討すべき内容ではない。 これから国際的に3Rを積極的に推進していくことが必要ではないか。未だ使えるものを破碎するより、海外でリユースの方が国際資源循環から必要。この制度設計をどうしたらよいかを検討し、リサイクル料金支払いの対象外にすべき。 				
9	リサイクル料金があまりにも高すぎる。もつと工夫して安くすべき。A・Bに分けず近くに出せるようにすべき。	冷蔵庫、テレビ、洗濯機等大小一律はおかしい。小さな物は安くするべき。すべてリサイクルするのではなく、修理して使用できる物は有効に使用する方向のリサイクルを考えるべき。	収集運搬するのが便利ように日・祭日も開けてほしい。交代制でやればよい。	A・Bに分けず近くに処理場を設け少しでも収集運搬費が安くなるようにするべき。全て分解粉碎してリサイクルするのではなく、使用できる物は修理して使用する。諸外国が必要としているものは有効活用すべく輸出する。	商品にリサイクル料を組み込むのは反対します。
10	リサイクル料金が低い。我々はA・B2グループで処理が煩わしい。	デポジット制度にして不法投棄を減らすこと。	処理時にリサイクル料を払うため、お客様との問題が発生し不法投棄が増える。	自動車、パソコンのようにデポジット制度にすべき。	—

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
11	<p>・年間約10百万台もの数量がメーカーでリサイクルされている実績は、他のリサイクルの状況と比べて優秀といえる。</p> <p>・捨てるときに、捨てる人が負担するという明快で公平な負担。サービスはそれを享受する人がそのサービス享受する際に支払うのが市場経済の一般的な原則。</p>	<p>・リサイクルの実績が、販売数量に比べると約50%であり、更に伸ばす必要がある。既存業者の処理を否定するものではないが、メーカーと同じリサイクル率等の義務とその管理徹底が必要。</p> <p>・処理業は、鉄くずやアルミくず等の価格上昇により、エアコンを中心にした再生資源回収が相当行われているとの話を聞くが、フロン回収やその処理が適正に行われているかは大いに疑問</p> <p>・引き取りは店任せで、自治体の住民からの引き取り姿勢が後ろ向き。4品目は全く自治体で引き取らずに住民に運ばせるところや、収集料金が他の粗大ゴミに比べ異常に高価なところがある。何故このような高い収集料金が、粗大ゴミの収集・処理と比較した原価開示が必要。</p> <p>※東京都23区では、衣類乾燥機は収集＋処理で800円だが、洗濯機は収集のみで2,500円。</p> <p>・自治体は家電リサイクルで収集と処理費用が減ったが、その減った費用を開示すべき。法施行前後の経理台帳を比べればわかるはず。また、国民が負担した限りは、国も負担に対する社会全体のその効果をできるだけ計量化して国民に示すべきではないか。</p> <p>例)自治体の費用削減効果、最終処分量とその費用減、処理場の延命効果、資源の輸入量減等費用算出が複雑で難しいものは、量の変化や定性的効果でも良いのでは。</p>	<p><制度の不備></p> <p>・メーカーのリサイクルに回らない部分は、中古品又は再生資源として輸出されたか、産廃又は一廃処理業者での処理が大半ではないか。この点の管理と取り締まりが不十分。</p> <p><制度以外に起因></p> <p>・不法投棄で困っていると自治体が主張するが、粗大ゴミに比べ異常に高価な自治体の収集料金や引き取りの後ろ向き姿勢が原因となっている面も考慮すべき。収集の広報も不足。</p>	<p>・中古品や再生資源の輸出や処理業での処理を行う場合は、その管理を強化しつつ、数量把握を可能にすること。具体的には、中古品や再生資源の輸出には、一定の品質基準義務化や輸出数量と仕向地と相手先業者の報告を義務付け、中古や再生資源と称したごみ輸出を防止する。規制をすれば立ち入り検査も可能になる。</p> <p>・処理業者での処理の管理強化のために、小売業者義務外品は、一般廃棄物は市町村回収のみとし、市町村が自ら処理又は一廃処理業者に処理を委託した場合は、市町村がその処理を含めた管理責任を負い、市町村は、回収台数とメーカー引き渡し数、その他処理数、その他処理分のリサイクル率やフロン回収実績をまとめ、公表する。産業廃棄物で、その処理を処理業者に委託する場合は、産廃マニフェスト(家電4品目欄を追加)でマニフェスト管理を行い、産廃業者には都道府県等にその処理実績、リサイクル率、フロン回収・処理実績の報告を義務化。都道府県等は管理責任と実績公表。環境省にも処理業者への立ち入り検査権限を与える。</p>	<p>・審議会議事要旨で、大手の小売店代表が、収集・運搬料金が市場競争により原価を大きく割り込んでいるため、前払化(＝値上げ)を求めた発言がある。法では、適正な原価を勘案して定める、とあるにも拘わらず、法を破っていることを自ら認めた発言と言える。この元凶は、これらの大手11社であり、自ら姿勢を正すのが本筋。会に出席の代表者が決断すれば即刻は正できるはず。また、これらの社は大きな利益を上げており、「おとり」価格で消費者を中小店から誘引していることを示唆した発言とも言える。公正な商行為を行っていると言えるか大いに疑問。</p> <p>・リサイクル料金と収集・運搬料金を前払化した場合、自動車のような個体管理は困難であるため、いわゆる年金方式が浮上すると思われる。この場合、「廃棄物」であるか否かの判断基準はどうなるのであろうか。上記のような量販店は、リサイクル料金と収集・運搬料金が前払いになった場合、不要になった家電品を無料で引き取りするであろう。無料引き取りは原則的に廃棄物でないため、引き取った不要な家電品は中古品輸出業者に自由に売却可能で、管理票の義務もなくなる。更に、収集・運搬の委託業者は廃棄物処理法の許可も不要(経費効率化で三重の利益)。今回議論の中心である「見えないフロー」が減るところが助長する結果になることが懸念される。</p> <p>・収集・運搬料金を前払化した場合は、公平性の観点から、メーカーの指定引取場所に持ち込んだ者は、誰でもその料金を受領できることになろう。しかし、それが犯罪を招くことにならないか。例えば数百円でも10台まとめれば数千円になり、小売店や自治体、メーカーの集積所等から盗難が増加することは必至と思われる。不法投棄の監視カメラだけでなく集積場所にまで監視カメラや警備員まで必要になったら、なんたる皮肉であろう。有価で売却できる部品を抜き取れば更に儲かる。最近の世相を考えると杞憂ではすまないと思われるが。</p>	
12	リサイクルが法なのかモラルなのか中途半端。	リサイクル4品目が産業廃棄物でも処理できる。産業廃棄物業者に4品目がいけないようにする。	行政の取り組みの甘さ。	産業廃棄物業者への立ち入り検査の強化。マニフェストを出していない家電店への立ち入り検査の強化。	—	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
13	<p>・回収台数の伸び(2001年度855万台→2005年度1,162万台、1.35倍)及び不法投棄台数の推移(引取台数の約1.6%)から考えると、法は社会に定着しており良好な実施状況と言える。</p> <p>・製造業者が自ら再商品化を実施することにより、適正でレベルの高い再商品化や、材料の自己循環使用、DFEなど、予想以上の効果を上げている。</p>	<p>・排出された家電品の相当数(30%程度)が、家電リサイクルルート以外へ流れていると言われている。上記のように家電リサイクルルートに乗れば適切に再商品化されるが、逆にこれら家電リサイクルルート以外へ流れた物の処理が適正に行われているかどうかは怪しいところである。</p>	<p>・製造業者の責任範囲である指定引取場所に戻すれば、間違いなく再商品化されるので、それ以前の排出者、小売業者が他ルートに引き渡していることが考えられる。現状どのようにになっているのか、原因を正確に突き止めることが先決である。</p>	<p>・本問題点は原因がはっきりとしないところがあるので、原因に適った解決策を講じる必要がある。原因もわからないうちから、後払いを止めて前払いにすべきというのは、かえって混乱を招くことも考えられる。</p>	<p>当初、日本人は廃棄物を排出する際に料金を払ったことがないので後払いでは不法投棄が増加すると言われた。ところが法が始まってみると、不法投棄は低レベルで推移し、引取台数はどんどん伸びている。昨今の新聞の記事等を見ると前払いに決定のような内容も見られるが、現行制度の長所や課題、課題の原因を十分に見極めたうえで、適切な見直しをお願いしたい。</p>	
14	<p>家電4品目は法律施行以前は有用な資源が含まれているにもかかわらず、多くが再利用されることなく埋立処分されていた。家電リサイクル法がスタートすることにより、各品目の再資源化が進み、資源の有効活用を実施することが出来ている。</p> <p>費用負担について変更の議論がされているが、以下理由により排出時に費用負担をする現行方式を維持すべきだと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在市場にある全ての対象製品への適用が可能である。 2. 製品購入時点では廃棄時のリサイクル費用を予測することが困難である。 3. 製造業者が撤退した場合でも、その製造業者の製品の対応が可能である。 4. 排出時負担を打ち出すことにより、製品の長期使用を促しゴミ減量化につなげることが出来る。 	<p>家電品を引き取った小売店は、それぞれの(ABグループ毎)の指定引取場所へ廃家電品を運搬する必要があるが、メーカー毎に持ち込む所が違うのは立地によっては大きな負担となっている。</p>	<p>再商品化施設を設定する考え方の違いによりAグループ、Bグループの二つに分かれ、その結果指定引取場所もAグループ、Bグループの専用の場所が出来上がってしまった。</p>	<p>A、Bグループ各190箇所(合計380箇所)の指定引取場所をA、Bグループ共通とする。ただし、指定引取場所ではA、Bグループの製品を確実に分けて保管することが絶対条件である。</p>	<p>廃家電として引き取られても、家電リサイクルのルートに乗らないものが数多くある。どの様にすればそれらを家電リサイクルのルートに乗せられるかは提案できないが、トータルで見た時の再資源化率を向上させるために、何らかの対応を実施すべきであろう。</p>	
15	<p>回収台数、再商品化率ともメーカーやリサイクルの真摯な取り組みで毎年順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例だと思う。(現に、世界各国からの評価も高いと聞いている)</p>	<p>販売総台数と比較した時、回収台数はまだまだ低い数値であり、家電リサイクル法で処理されていない「不明な流れ」を明確にすべきである。かと言って、特に不法投棄が増加しているわけでもなく、無料で引取った業者がその後どう処理しているかを観察する必要があると考える。商品寿命を全うしたような商品がすべてリユースされているとは思えない。</p>	<p>無料で引取る業者がいるから、小売店もリサイクル料金について強く要求できないのではないかと考える。また、法施行後初めて対象商品を排出する際に、小売店側が正規のリサイクル料金を徴収しなければ、2回目以降も徴収できるはずがない。国立環境研のレポートにも、「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータがある。結局そのシワ寄せを食らっているのがメーカーであり、小売店によるメーカーいじめのような気もする。</p>	<p>前払いありきの議論しか聞かなくてこないが、もっと現行法の抜け道を見直し、国民一人ひとりの環境に対する意識を高めることが先決であると考え。リサイクル料金の徴収方法については、現行どおりの後払い方式が公正であり、きちんと徴収していないことこそが問題である。</p>	<p>排出者からリサイクル料金を徴収しておきながら、対象商品を適正に処理せず、法律違反を承知の上で輸出するような一部の量販店の関係者が、審議会で堂々と意見を述べるのはいかにがななものか？</p>	
16	<p>現在、家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しておりその成果は循環型社会に大きく貢献している。同時に排出時排出者負担という合理的な方式である。又、家電製品は購入から廃棄まで10～20年の長期間であり排出時排出者負担は処理発生が一番近いタイミングで費用徴収が可能。</p>	<p>排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取が行われている実態があり、これを改善する必要がある。</p>	<p>流通の拡大のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。</p>	<p>耐用年数を超えてた価値を持たない中古家電を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反であり流通部門の正当な運営を指導する必要あり。又リユースするとして、無償引取りした場合、罰則の規定を設ける。</p>	<p>現状の家電リサイクル法は排出者(消費者)として社会環境責任を意識させるシステムであり維持継続することにより住みよい社会から住みよい地球に広がっていくと判断する。</p>	
17	C(A～C中)	<p>特定業者に限定せず条件がかなえば多くの企業に、又市町村でも取り扱えるようにし、廃却料金を安くしてもらいたい。</p>	<p>テレビ、冷蔵庫等で大小関係なく一律料金はおかしい。</p>	<p>廃却品の処理分別が適正にできれば何人でも認めるべきだ。</p>	—	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
18	悪法であり、中小家電店の負担が重くなり不法投棄を助長するものである。	ユーザーへ「リサイクル法」の説明、およびリサイクル商品運搬の手間。不法投棄。	リサイクル商品の使用期限が過ぎてからは支払いたくない、というユーザーの気持ち。	商品にリサイクル料を組み込んでほしい。	—
19	—	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品を処分(リサイクル)するための手続きが煩雑過ぎる。 ・だから、簡単に不法投棄などをしてしまう? ・本市のような、独居老人が多い中で、現在の煩雑なリサイクルのしくみは、余程の環境に対する意識がないとその実行が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルにかかる料金について「高い」と言う意識。…本市内には指定取引場所がなく、運搬料金が高くなる。(過疎地であるための不公平感) ・リサイクル券の購入、小売業者等への運搬手続き等「ややこしい」と言う意識。…小売業者に拒否されたら、また役所に連絡しなくてはならない等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル費用を製品価格の中に内部化していく検討はすでに行われているようですが、それだけでは手続きが面倒と言う意識の者は、結局不法投棄のような簡単な行動に走ってしまうかもしれません。(小型なので捨てやすい? 大きな自動車とは同様にいかないと思います。)ですからいっそ、廃家電を指定取引場所に持込すると換金してくれるしくみを作ればどうでしょう(いわゆるデポジット方式です)? もちろんその換金分は、排出者が製品購入時に先払いしたもの(リサイクル費用の内部化と一緒に)です。現在のしくみの中での指定取引場所が、家電買取と換金の双方を処理するしくみがより簡単だと思います。この時発生する事務費的なものは、小売業者、製造業者の負担で実施したらいいのではないのでしょうか。運搬料金についても、同様なしくみがいいと思います。 	<p>これまでの検討状況について詳しく知りたくても、ネット上にある議事録(審議状況)はあまりにも簡単過ぎて、どのような意見が出され、論議されているのか全くわかりません。もっと、詳しい議事録の公開を求めます。</p>
20	ゴミを軽減させたいと言う理念だけは評価できるが、それを達成するための目的や評価手法は大きく誤り、その結果施策による効果以上の負担を求める結果となった。これによって一部の再生産業は恩恵を受ける形となったが、本来の目的である循環型社会への誘導は成功とは言えず、不法投棄の増大など影の部分が大きくなった。	再生用新素材の導入を要請するだけでなく、先端技術を導入する新製品の開発や生産に対し、既に市場に存在する物品の循環を義務付ける等の企業責任を曖昧にしたことが大きな問題である。	市場原理や大衆の行動を意識から大きく欠如させたこと。生産者側の権利を過剰に保護するものになっていること。	一度、法令を廃止し時間をかけてでも将来に利益となる法令を作り上げること。それまでの間は社会貢献型・反社会型の評価を的確に行いながら市場心理、大衆心理を制御しながら無法状態となることを抑制する。	官僚の成果、評価を目的とするような法令の乱発を控えていただきたい。
21	悪い。	リサイクル料金を商品に組み込んでほしい。	グループを分けている点。	A・Bを一本化してほしい。	—

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
22	循環型社会形成への取り組みの具体的な取り組みとしての家電リサイクルシステムであり、これまでの5年間の成果は、毎年確実に上がっているものと思います。家電4品目の回収、リサイクル台数、再商品化処理重量も高いレベルをクリアしており、資源の有効利用も着実に増加しているものと考えます。何よりも、国民の間に製品を長く使う事の大切さ、リサイクルの重要性、そして、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透した事、さらに、家電リサイクル法は世界的にも非常に優れたリサイクルシステムである事を強くアピール出来た事が大きな成果であったと考えます。現在のリサイクル料金の支払い方法である「後払い」方式も、消費者にリサイクルする事の大切さを強く印象付ける上で大きな効果を上げており、5年間で国民の間に定着しており、特に支払い方法を変更する必要もないと思います。もう暫く、現在の後払い方式を継続して、さらに、検証していく事が必要であると考えます。	平成17年度版「家電リサイクル 年次報告書」にもある通り、廃家電品の内、メーカーに戻って処理されたものが50%強であり、残りの50%が海外輸出や不法投棄、不適正処理されており、回収率の向上が頭打ちになっている事が最も大きな問題であると考えます。この問題は、メーカーや販売店には責任がないことであり、法律に絡む事が多く、国や地方自治体の行政として、抜本的に改善していくことが必要であると思います。	根本にあるのは、不法投棄や法律違反品の海外輸出等の不適正処理を行う、個人、業者のモラルハザードですが、道路交通法の大幅改正でみせた飲酒運転や駐車違反の激減のように、法律で厳罰に処すことが即効性のある解決策の1つかと思います。人間の心理として、罰則が甘いと、これくらいの違反では大丈夫という歯止めがきかなくなる恐れがあります。また、輸出統計システムの改善などを行い、「見えないフロー」をできるだけ「見えるフロー」に改善していくことも必要かと思えます。これは、行政の仕事であり、家電だけでなく、自動車その他の不法投棄、禁止品の海外輸出などの不適正処理にも関連していく事項ですので、是非、真剣に取り組んでいただきたいと思えます。	—	①大阪府方式は、大阪にしか通用しないリサイクルシステムであり、これが全国に広がっていくと、地域間格差を拡大する恐れがあり、離島問題等の解決のためにも絶対に認められない。再生資源業者の救済策の為に作り上げたシステムのような印象があり、このためだけであれば、法条第23条の認定対象者に追加した上、大阪府方式を廃止するべきであると考えます。 ②料金支払い方式で、前払い制の大合唱が起こっているが、不法投棄防止のためだけに、現行方式を前払い制に変更する論理は納得できません。前払い制に変更しても、不法投棄が減ることは保証できませんし、不法投棄の発生件数自体は1.5%前後であり、大騒ぎするほどの比率ではなく、むしろ、無料回収車や中国への不正輸出等のほうがはるかに大きな比率を占めているものと思えます。また、一般消費者も前払い制の内容を本当に理解しているか疑問があり、もっと普及啓発活動を促進する方が先決だと思えます。	
23	第1回目の審議会で、現行のシステムが評価されていることがわかります。小売業者等は現在の排出時費用負担から製品購入時費用負担への変更を求めておられるようですが、現行のシステムが評価されているのに家電リサイクル法が始まって5年しか経っていない段階でシステムを大きく変更する必要があるのか疑問です。	不法投棄問題や横流し問題	不法投棄問題があるので製品購入時費用負担への変更を要求する意見があるようですが、不法投棄問題は制度設計以外に起因するものだと思います。横流し問題は小売事業者等の遵法意識問題だと思います。	不法投棄問題も横流し問題も、制度の管理者がしっかりと制度の遵法状況を見守っていただき、必要な処分等をしていただくことが必要ではないでしょうか。	—	
24	まあまあ。	冷蔵庫など大きさによって料金に差をつける。A.Bグループ別を同じにしてほしい。	—	—	無料で廃棄家電品を集めている業者の取り締まり。	
25	非常にうまくリサイクルは実施されている。冷蔵庫とエアコンを廃棄したが、不便感じなかった。排出する時にその人が費用負担する仕組みがもっとも受益者負担の考え方で、公平な仕組みであろう。これだけ多くの家電品が、きっちりリサイクルされているのは世界でも日本だけと聞く。ぜひこの制度は続けていってほしい。現在のように家電リサイクル券で対応する仕組みが良い。	特になし。	—	—	現行の仕組みの精度向上をしてもらえればよい。	・実際にごみを出すときに、出す物に応じて、出す人が費用負担する考え方が良い。受益者負担が最も理にかなっている。これが実際にごみを出す人と費用負担する人が別となると、「年金」のように、破綻することもあるのではないかと。 ・また、物を大切に長く使わなくなる。
26	よく出来ていると思います	不法投棄をなくす	リサイクルしなければならぬ意義が一般の人に知られていない。金を取られるだけみたいな意識がある。	テレビでリサイクルされている状況をコマースャルする。	—	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
27	多くの方々に認知されてき、循環型社会形成に向け、大きな役割を果たしていると思います。	指定引取場所へ持ち込む場合にA・Bグループに分かれている点。	個人・運搬業者にかかわらず効率的な運搬ができない。	指定引取場所をA・Bグループに分けずに両グループを持ち込みできるようにすべきだと思います。	—	—
28	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーはプラスチックのマテリアルリサイクルやDFEを推進し、環境負荷への低減効果などで成果を上げている。 ・現行の「排出時排出者負担」は「ごみの有料化」という社会の大きな流れに沿ったものであり、最も合理的で公平な方式である。 ・家電リサイクル法は関係者の役割分担が明確であり、社会システムとして定着し、大きな成果を上げている。 ・消費者に長期使用(Reduce)を意識させる効果があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管テレビから薄型テレビへの需要の高まりの中で、対象製品に加えるべき。 ・ブラウン管テレビの再商品化率は硝子が大きなウエートを占めているが、タイ・マレーシアへ輸出再利用されている。このように国際的に資源が移動し、確実に再資源化されている場合は有償・逆有償にかかわらず再資源化率にカウントできるようにすべき。 ・2011年に「アナログ放送の終了」が計画されているが、買替需要の増加と共に、デジタル放送を受信できないテレビが約1,000～2,000万台程度残存すると見込んでいる。これらによる排出の急増が起こった場合は一時的な特例措置が必要である。 ・「大阪府方式」はメーカー責任で「回収・再資源化」とは逆行し、消費者に混乱を与える要因になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有償・逆有償による再商品化率のカウント方法は消費者の理解が得にくい。(埋立量と焼却量がどれだけ回避されたかの指標にすべき) ・「大阪府方式」等、家電リサイクル法以外の回収システムが存在する事が家電リサイクルを更に定着させる上で、障害となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管テレビにかかわらず、有償・逆有償に関係なく、再商品化率は実際に再資源化された実績をカウント方式に改定する。(消費者の理解が得やすいカウント方式に改定) ・「家電リサイクル法」更に定着させ円滑に推進させるための法整備が必要。自治体独自の回収、再資源化は一切認めない。(廃棄物処理法での運用：大阪府方式) 	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体で埋め立て処理されていたものがリサイクルされ、資源として有効利用されるようになってきたことは高く評価できます。 ・資源の無い日本にとって、使用済みの製品から材料資源を取り出し再利用することは、非常に重要です。メーカーにおいては、リサイクル率の向上に向け、分解性の向上やリサイクルし易い材料に変えるなど設計面での改良も図られているようなので、さらに発展させていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法が非常に有効に機能しており、家電リサイクル法施行後に著しく不法投棄が増えたわけでもなく、また不法投棄と廃棄時支払いとの因果関係が明確でない中で、購入時徴収に変更したいとの意見がありますが、その意義が良くわかりません。 ・買い換えるなら、購入時徴収でも廃棄時徴収でも同じタイミングで費用が発生します。また、新規購入なら、廃棄をしないのに費用が発生しますし、家電製品の廃棄だけが発生することはまずありません。この事からも、現行の廃棄時徴収の方が理にかなっています。 ・また、自動車のように明確な管理ができない中で購入時徴収をすれば、十数年後の費用を管理する方法を検討したり、当期充当方式のように製品の普及サイクル上矛盾点のある方法を検討したりするより、費用が発生する時に徴収する現行の廃棄時徴収の方が理にかなっています。 	—	—	<p>海外流出の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外において中古品としてリユースされているなら良いのですが、有価物だけを取り、不正処理、不法投棄が行われ、e-waste問題を発生させている可能性があります。 ・どういうルートでどんなものが海外に流れるのか把握することが必要であり、アジア資源循環を将来築きあげていく上でも、国として、中古品の輸出について把握し統計化する仕組みの構築が必要と考えます。 ・中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきではないでしょうか。このため中古品の輸出品に対しても、国としての何らかのルール化が必要と考えます。 	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
30	<p>1. 年々引取り台数も増加し、プラスチックの回収を進めることでリサイクル率も向上しており、循環型社会への貢献は大きく、法の整備と関係者の努力が順調に推移しておりよくやっていると思います。</p> <p>2. リサイクル料金も排出時に支払う現行制度はこれからリサイクルされるという排出者の意識付けのためにも良いと思う。定着もしており変えるべきでない。もし先に払う方式に変えたとリサイクルが10年以上先の話になってしまい、用途の適正さの問題が排出側にもリサイクル側にもできてきそうである。</p>	<p>1. 特に現行の制度で問題はないが、あえて改善すべきところは5年経過し引取り台数は上がってきているが、まだ回収が不透明なところがあり更に適正な回収の取り組みを推進してしていく点です。</p>	<p>1. 排出した数字が不透明であるのとまだ消費者の一部しかKR券の発行が必要であるとの認識が浸透しきれていない(家電リサイクル法があり、リサイクル料金と運送料金が必要であるの理解している人は多いが具体的な内容を知らない(KR券の発行等)人が多い)面がある。</p> <p>2. 下取りという名の下で適正に再利用されているかどうかの数字もつかみにくい。</p>	<p>1. 排出者への徹底した啓蒙運動と新しいしくみ(例えば引取り者は排出者に渡したKR券、リユース証明の控えを例えば家製協に提出することを義務つける等で排出量を適正に把握できるようにする)が必要だと思います。</p>	<p>1. 今後品目の拡大検討をしていると思うが薄型TV、乾燥機はそれぞれTV、洗濯機の品目のなかに入れたら今の仕組みの中で回るためよいと思うが、それ以外今の流通に乗りにくい商品は新しい仕組みをつくらないと集荷が難しい等の問題を生じるため慎重に論議して欲しい。</p>
31	<p>先日、駅前の大型販売店で洗濯機を買い換え、リサイクル料金・運搬費用を支払い、リサイクル券を受け取りました。後日、家電製品協会のホームページから状況を確認し、3日後にはリサイクルプラントに引き取られたことが確認できました。</p> <p>家電リサイクル法ができる以前では、廃棄する家電製品は埋め立てられていたことを考えますと、75%の再商品化率(メーカーのホームページ)によって地球環境保護に貢献することができたといえます。</p> <p>この様に廃棄する人、販売する人、リサイクルする人それぞれが役割と責任を果たす小さな実績の積み重ねによって、地球環境が守られていくものと思います。</p>	<p>7/28の朝日新聞では、リサイクル料金の徴収方法について、「前払いか後払いか」の議論が行われていると報道されていますが、現在の「排出時支払い」方式とすべきと考えます。</p> <p>新聞によれば、販売店は「消費者に負担感がある」との主張ですが、家電製品を埋め立てるのではなく、高い率でリサイクルするのですから費用がかかるのは仕方ありません。</p> <p>廃棄物(ごみ)の排出を抑制し、埋め立てを減らし資源を守るためには「排出時支払い」が効果的であり合理的だと考えます。国(環境省)も自治体も「ごみの有料化」を進めていますが、考え方は同じだと思います。</p> <p>めざすべき目標に向かって、消費者・販売店・メーカー・自治体などが、それぞれの役割と責任を果たすことが重要だと考えます。</p>	—	—	—
32	—	リサイクル料金の徴収方法	<p>廃棄する場合に料金を負担するので、納入をためらった不法投棄や、業者による不法投棄が絶えない。</p>	<p>リサイクル料金の前納制(デポジット制)を導入。</p>	<p>自動車リサイクル法(デポジット制)施行後、放置自動車が減った。</p>
33	—	不法投棄が多い。	—	<p>販売時、内リサイクル料にして下さい。</p>	—

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
34	<p>先月、テレビをリサイクルしました。廃棄、埋立から資源有効利用等循環型社会への転換は大変よい。今のままの制度で上手く行っている様なので大幅に変更する必要は無い。料金支払いは廃棄する時に支払う方がハッキリする。</p>	<p>・リサイクルされる割合が低い…海外への持ち出しが多いのでは？ ・大型家電製品の追加…資源回収 ・無償引取業者…私たちは資源有効利用のためリサイクル料金を支払っている。無償でどんな商品でも引き取ってくれる業者が家の近くにやってきます。そちらへ渡すと料金が要らないとの事。役に立たない商品はどうなっているのだろうか？おかしいし不公平だ、全部リサイクルに回すべきだ。 ・電器店だけでなく自治体での引取もすべき。 ・不法投棄</p>	<p>・電器店だけでなく自治体での引き取り。電気製品を買った時はその電器店に引き取ってもらえるが、不要になった商品(リサイクル対象)のみをリサイクルする時が困る。その時は自治体で引き取ってほしい。若しくは自分で持って行くのでその場所を作ってほしい。 ・無償引き取り業者の資格認定制度と商品の追跡確認。</p>	<p>不法投棄は家電製品以外でもあちこちで見受けられます。取り締まり強化、罰則の強化を要望。</p>	<p>先月、テレビをある量販店にリサイクルを依頼した時、リサイクル料金の領収書はくれたがリサイクル券をくれなかった。2週間ほどして店へ電話をすると改めてリサイクル券のコピーを送ってきた。</p>
35	<p>結論→十分に評価できると考える。理由は次の通り。 ①対象4家電全て、引取り台数・再商品化重量・再商品化率の05年の01年対比実績が増加している点 ②法定リサイクル(再商品化)率をクリアしている点 この状況(①②)は、家電リサイクル法によるリサイクルの仕組みが、日本の国情及び国民性に適合している為、実現できていると思われる。</p>	<p>但し、過去5年間、料金の改定が実施されなかった事は問題点と思う。</p>	<p>企業努力は行なった上で料金を据え置かざるを得なかったかもしれないが、国民には見えない部分。何故料金改定が行われなかったかを国民へ提示するべきと思う。 日本におけるデフレ経済状況下にあったこの5年間を考へると、説明が必要であろう。</p>	<p>家電メーカーも家電リサイクル法対象のリサイクル収支を公表してはどうか？ 自動車メーカーは、リサイクル収支(費用)を公表していたと記憶している。(新聞記事でみたことがある)</p>	<p>リサイクル料金徴収方法に関して、現在定着している「現行の日本独自仕組み(後払い方式)」の継続が良い。 理由) ①日本の国情や国民性の考慮 EUの家電リサイクル(WEEE)では先払い方式と報道されているが、日本における現在定着している方式の変更はどうかと思う。日本は特殊な市場を認識すべき。欧米での勝ち組が日本では成功していない。スーパー業界(小売業)をみると、日本の特殊性が理解できると思う。 ex)・米国ウォルマート主導で再建を進めている西友が06年2月期赤字(ダイエーでも黒字)であること。 ・フランスのカルフールが日本から撤退するという報道。 ②対象家電の使用期間が長期間で、製品購入時点では廃棄時点でのリサイクル費用の予測が困難 ・家電の買換えサイクルは10年以上(読売新聞では冷蔵庫買換えサイクル11.25年)。 参考→先払いのパソコンは、3~5年(私の経験より)で買換え。 国情や国民性をも考え、十分検討議論され、家電リサイクル法を改正されたい。よろしくお願ひ致します。</p>
36	<p>・日本の産業の屋台骨である電気・電子産業で最も効率的・安価に且つ生活者の利便性・豊かさの向上に寄与した家電品に対し資源有効活用の視点からリサイクルを行なうことは極めて重要な事です。 ・その仕組みとして家電リサイクル法が施行され家電4品目が消費者の資源を再生するとの意識の元に料金を後払いで納めシステムとして大変上手く機能したのは周知の事実です。 ・後払いの問題点と指摘されております。不法投棄や海外への横流しなどについてはその防止策として、例えばリサイクル法では高額で且つ配達を前提とした商品が対象となっておりますので商品個別に電子タグを付けメーカー出荷時から販売、更には廃棄時に至るまできっちとした管理を行なう仕組みを構築する事により今より厳格な管理下に置く事が出来ます。 ・又先払いに対する問題点としては、消費者が物を大事に使用する意識の高揚が得て失われる事や、商品の寿命時に本来支払うべき費用を何故今購入時点で払わなければならないのかと言った事が危惧されます。 ・今国を治める方々が最も大事にすべき事は消費者の視点に立ち、資源を有効に活用する事の大事さを植え付け、今の豊かさを保ちつつどれだけ最低限必要なコストで厳格な管理を行いつつシステムが機能する方策を考える事です。 ・その為には嫌でも消費者に向けて真に信頼される方策を我慢強く訴え続ける事が重要です。話は別ですが温暖化の問題は正に民生である消費者に如何にその大事さを訴えて協力を取り付けるかが勝負です。 ・この家電リサイクルは消費者の資源再生への意識の高揚とその対価として費用を排出する時点で支払い、生産者や販売者が果たす役割は長持ちする信頼できる商品を企画開発し、生産から販売、廃棄に至るまで管理を厳格に行い一品たりとも管理不可の製品は無し(リサイクル法対象商品)との考えの下に新たな見直しが進められる事を期待します。</p>				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
37	<p>・たくさんの市民に浸透してきた。 ・リサイクルにはコストがかかることが理解できた。 ・5年が過ぎ、一般市民の持ち込みが多くなった。</p>	<p>・一般市民A、Bグループの分類が分からない。 ・どこでリサイクル料金を払うのか分からない。 ・A、Bグループ以外のメーカーがあり、当方も分からない時があるので返答しにくい。 ・この先どのようにリサイクルされるのかの質問がない。 ・改善すべき点としてもう少しわかりやすい説明書を作って欲しい。</p>	<p>・A、Bグループを一緒に扱えるようにして欲しい。 ・諸物価の値上がりに伴い、指定場所の扱い手数料を値上げて欲しい。 ・指定場所控えがない時、非常に困る。持ち込んだ時に指定場所の券がない。風に吹かれてない時。雨に濡れた時。券が無く品物を預かったが何日経っても届かない時。 ・なぜA、Bグループが分かれているのか質問されることが多い。 ・A、Bグループが分かれているので間違っ持って来た人に説明し、Bグループへ持っていってもらわなければならない。</p>	<p>・リサイクル代金の支払いを郵便局以外にもできるようにして欲しい。 ・郵便局の説明のしかたが悪いので、こちらの方まで怒られる。又、役所の説明もわかりやすく教えて欲しい。 ・一般の持ち込みする人に対して、わかりやすい説明書を作って欲しい。 ・国の法律であることをもっと宣伝して欲しい。 ・なぜA、Bグループと別れているのか説明できるようにして欲しい。</p>	—
38	<p>「家電リサイクル券」の存在を知らない消費者が多すぎる。リサイクル費用を支払うことを知っている人は多いが、意外と「家電リサイクル券」を知らない人が多く存在する。違法の処理業者が「安くしておきますよ」の一言で、消費者はリサイクルされるものと信じ、廃家電品を引き渡している。以前、福岡や名古屋で流通業者による不祥事件が起きたが、リサイクル券の存在を知っていれば未然に防げたと思う。国、自治体、家電業界はもっと「家電リサイクル券」の存在をPRすべきである。</p>				
39	<p>循環型社会を形成している流れの中で、住民のリサイクルに対する意識も向上してきているので、概ね住民の理解は得られていると考えている。制度自体は理解できるがその内容や運用について改善の余地があるのではないかと思う。</p>	<p>・リサイクル料金の金額 ・リサイクル料金の支払い方法 ・リサイクル券を間違っって購入した際の手続き</p>	<p>i) 制度設計の不備等に起因するもの ・リサイクル料金の金額 自動車やパソコンなどのリサイクル料金に比べて高いのではないかと思う。 ・リサイクル料金の支払い方法 ・リサイクル券を間違っって購入した際の手続き ii) 事業者の活動等制度以外に起因するもの なし</p>	<p>・リサイクル料金の金額 ・リサイクル料金の支払い方法 支払い方法についても自動車やパソコンなどのように前払い方式にした法がよいと思う ・リサイクル券を間違っって購入した際の手続き 郵便局でリサイクル券のメーカーなどを間違っって購入した場合、後で間違いに気付いても郵便局での修正や交換ができず、手続きが煩雑である。家電リサイクルセンターとのやりとりなどで時間もかかるため、その場合、郵便局でメーカーの修正やリサイクル券の交換をできるようにして欲しい。</p>	<p>不法投棄廃棄物が増加する中、不法投棄廃棄物の撤去費用がかさんできている。限られた予算の中で処理をしなければならず、不法投棄された特定家庭用機器をすべて行政で撤去することは不可能である。そのため町の環境や美化を損なっている。前払い方法によるリサイクル料金の徴収ができれば、行政が撤去をしたとしてもコストはかからずに撤去することができる。</p>
40	<p>家電リサイクルも5年ほど経過し、消費者への認識も深まってきているようです。</p>	<p>リサイクルの大切さがまだ実感されていない人も多数いる様です。</p>	<p>環境に対するアピールが国の方針としてもっと強くする必要があります。</p>	<p>リサイクル活動によって資源が有効に活用されていることを広くアピールする必要があります。</p>	<p>現行のシステムを更に定着していく必要があります。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
41	<p>5年前にしっかり検討いただいただけあり、回収量やリサイクル率も当初の予想を上回る速度で成果を挙げていると思います。特に、日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。リサイクル費用は国民自らが負担する義務がある(環境維持にはお金がかかる)というこの思想を、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続して推進していただきたいと切にお願い申し上げます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、10年～20年後の排出時まで資金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり(資金管理法の設立など、その費用はおそらく国民の税金から支出されるだろう)、システム自体もかなり複雑になるはず。現行のシンプルで合理的な仕組みの継続のほうが、はるかにメリットが多いはずです。</p>	<p>不法投棄やメーカーへの引渡し違反や不法な業者への横流れ、輸出が依然としてなくなるという現状に対しては課題が残っています。</p>	<p>国民や流通に対する啓蒙がまだまだ必要と思います。特に、自治体によって推進に温度差があり、すべての自治体で法律推進への協力がなされているとは思いません。</p>	<p>国民や流通に対し、今まで以上の啓蒙活動を国や自治体、メーカーが役割分担して実施すべきと考えます。自治体の法推進協力に関し、特別法という立場から、自治体への国の関与強化は出来ないのでしょうか。また、違反者に対する罰則の強化、違反未遂の取締りと罰則の適用なども必要と感じます。</p>	<p>郵便局でのリサイクル券に対する知識が少ない。通常業務外に該当しているようで、取り扱い義務化出来ないものではないか。</p>
42	<p>指定引取場所の共有化に関する“問題点” 指定引取場所に対する要望事項として、共有化がクローズアップされています。然し、指定引取場所への要望事項を述べる前に、再商品化工場の実態を再認識する必要があります。 ①メーカー直結の再商品化工場はプライドが高く、指定引取場所(メーカー委託業者)に対して“雲助”的な認識を持っています。(見下している) ②繁忙期は再商品化工場スペースの問題(処理能力に絡み)もあり、再商品化工場は指定引取場所に対して、持込み量を具体的に指示し、コントロールしているのが実態で有ります。 ③私は指定引取場所の共有化を実践するには、先ずは“横持ち”から始まると考えます。横持ちに伴う経費の発生は何処の負担⇒ メーカー(安易に経費負担増を受け入れるか? 不明)②に記載しました如く、再商品化工場の指示実態を鑑みますに、私は本要望事項は直ぐには機能しないと思慮します。 ④古い話として、指定引取場所に於いては10坪問題がありました。現状の20坪～30坪の申請では実態として機能しません。</p> <p>先ず、指定引取場所に対して共有化の要望が出る事は理解できます。然し、本内容は再商品化工場との連携した調整が不可欠です。安易に指定引取場所を共有化するのは混乱を招く可能性があります。要望事項の整理の一端として、私は再商品化工場の課題も連携して議論する必要性を感じ、ご提案いたします。</p>				
43	<p>自治体で埋め立てゴミになっていたものが、リサイクルされて資源として有効利用されるようになってきたことは高く評価できる。資源循環は大きな進歩</p>	<p>リサイクル費用支払いが購入時支払いか廃棄時かの問題 購入時支払いの問題点 リサイクル費用がアップする可能性あり プールする費用に課税される可能性大 10年後の費用計算の根拠不明確</p>	<p>購入時支払いは自動車リサイクル法では回収費用を管理する資金管理法設立されている。同じようにするならば、今よりさらに管理費が高まりリサイクル費用がアップする可能性はないのか。 また、赤字になると税金が課せられると聞く。リサイクルのために徴収したお金に課税されるならば、国民にとって税金2重取りと同じ感覚となる。あつてはならないことである。 また、購入後10年以上使用後に廃棄されることを考えると、貨幣価値の変動の程度は予測できないし、リサイクル技術が向上やリサイクル材の価値が上がれば国民負担は大幅に安くてできる可能性もある。10年後のリサイクル費用算出の根拠は不透明である。</p>	<p>リサイクル費用を消費税に加えて、循環社会構築目的税にするならば、すべての国民が平等に支払うし、10年後を考えてなくて年度ごとに決算できる。 目的税にできないならば、購入時支払いでは資金法人が必要となるのではないかと。回収費用は非課税とする条件が必要。擬似2重税となり、国民負担が増大する。 非課税も難しいならば、現状の廃棄時支払いのままとする。物々交換の経済的合理性がある。</p>	—

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
44	<p>・使用済みの製品から材料を資源として再利用することは資源の無い日本にとって極めて重要。家電リサイクルでこれが実施されているので評価できる。</p> <p>また、メーカが分解性向上、リサイクルし易い材料に変更するなど設計向上も図られているようなので、是非、発展させて欲しい。</p>	<p>①海外流出と不適正処理 中古品の流出が多いとの報告があった。海外で中古として役にたっているなら良いかもしれないが、現状は分からない。有価物だけ取り、不適正処理、不法投棄が行われている可能性がある。</p> <p>②不法投棄</p>	<p>①どういルートでどんなものが海外に流れるのか把握することが必要。把握し、統計化する仕組みを国は考えるべきである。アジア資源循環を将来築き上げていく上でも必要と考える。廃棄物扱いしないで無料、有価で引き取り輸出に回している販売店や回収業者が無料または格安で家電製品を回収し輸出に回しているのではないだろうか。</p> <p>②ルールを守らない道徳心の無い人が増えている。犯罪の増加は社会的傾向となっている。このような人は社会ルールを無視して、家具、家電、自転車なんでも不法投棄する。</p>	<p>①中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出されるべきではないか。PSE(電気用品安全規定)を輸出品にも適用することで大きな改善が図られるのではないかと。国は是非このルール化を進めて欲しい。そうすれば、怪しげな輸出は無くなり、日本の適正な対応が評価されることにもなる。</p> <p>②法を守る道徳心の教育・啓発、さらに罰則規定の強化が必要。自動車の運転違反も年々罰則が強化されている。同様に罰則強化するのが良い。特に山林や川に不法投棄する悪質な場合、何十倍もの罰則金を求める等。</p>	<p>—</p>	
45	<p>世界で初めて4家電の製品リサイクルを実施し、5千万台以上の資源循環を果たしたことは世界に誇れる素晴らしい実績だと思います。特に、料金後払いに対応するシステムを構築し、ステークホルダーの役割を明確に定め、その役割をそれぞれが果たしてきたことが成果に結びついたものと考えます。</p> <p>欧州のリサイクル法であるWEEEが法施行1年を経過しながらほとんど機能していない状況と比較すれば仕組みの優劣は明らかであると思います。</p> <p>流通の横流し問題が発覚するなど一部関係者のモラルの低さが露呈しました。一部流通関係者は法を遵守するという基本的な義務意識が欠落しており、猛省が必要だと思います。</p>	<p>・私の町内のゴミ集積場にTVや冷蔵庫が廃棄され、それらが収集されず長期に放置されている状況を見かける事があります。自治体の住民への家電品収集への啓蒙と監視がまったく不十分であると感じます。</p> <p>・リサイクル処理が企業責任となって自治体の費用は大きく削減されているはずですが、この削減された費用がどのような使われ方をしているのか全く見えません。住民としては大いに不満を感じます。</p> <p>・無料あるいは低料金で家電品等を収集する業者が放置されています。企業が定める料金と販売店から言われた輸送費を支払ってリサイクルを依頼しましたが割り切れない気持ちが残りました。こうした業者に聞くと、修理して海外への輸出に回ると言っていました。修理できなかったものはどう処理されているのか不明です。ゴミ問題を海外に輸出している可能性や不法投棄の可能性も感じました。</p> <p>・また、家電リサイクル法非対象のパソコンについては処理料金をすでに購入時に支払っている形になっていますが、自宅近くを回るこうした業者に引き取って貰えば引取依頼の手続きや荷造りの必要もなく極めて簡単となります。確実にリサイクル処理されているのか疑問に感じても楽な方向に流れるのが人情であり、法遵守の観点でこうした業者の存在も認めるのはおかしいと思います。</p> <p>・大阪府の推奨する大阪方式なるものがありますが、これも回収業者含めて本当に正しい処理がなされているのか極めて不安に感じます。</p> <p>・販売促進のために、リサイクル料金や収集運搬料金を安くするなどしている販売業者がいます。消費者としては安ければ良いと思うのが普通です。しかしこうした行為を認めることは法の精神をないがしろにし、消費者の意識を感わし仕組みそのものを破壊することに繋がると感じます。</p>	<p>・住民に最も身近な自治体の家電リサイクル法における役割、義務が不明確です。</p> <p>・低料金で家電リサイクル法対象機器を回収する業者の存在を認めるなど、法律で定められたルールで引き渡しをしなければならないこと、環境作りが中途半端なままになっていると感じます。</p> <p>・リサイクルが確実に実施されているのか国として関連業者の実態チェックがなされていないと感じます。また、家電のリサイクル処理の実態、処理の質と費用の関係が不明確なままになっていると思います。</p> <p>・ゴミ輸出にもなりかねない中古品の輸出実態が把握されていないし、コントロールもされていないと感じます。</p>	<p>・無料、あるいは不当に安価で対象機器を回収する行為を禁止する。</p> <p>・大阪方式も法の精神から禁止する。</p> <p>・販売店と並行して、自治体にも住民からの回収と企業の回収拠点に運送する義務を担って頂く。勿論有料でも構わないし住民が持ち込み可能な回収拠点を開設しても良いと思います。</p> <p>・適正な処理には適正な料金が必要であることを調査により明確にし、処理の透明性を高める。メーカーだけではなく処理業者全体の調査を実施する。</p> <p>・その上で機器本体の価格とは別にリサイクルに関する適正費用は別立てで消費者が負担しなければならないことを今一度明確にし、モノを大切にしなければならないとの意識を共通に持つようにする。その意味では現行の後払い方式で良いと思う</p>	<p>—</p>	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
46	<p>意見内容</p> <p>(1) 現行制度実施状況評価</p>	<p>(2) 問題点・改善すべき点</p> <p>新規購入台数からすれば、家電リサイクル法のスキームによる回収量は十分存在するとは思えず、海外でのE-waste問題の誘起につながる不適切な処理の介在が疑われる。また、排出者の費用負担を伴う廃製品排出責務を法で規定しているにもかかわらず、特定4製品を含む家電製品など(石油やガス使用製品、あるいはマットレスなどの適正処理困難物も含む)を道端や空き地などに投棄する不法投棄が私の身の回りでも定常的に発生している。</p>	<p>(3) 問題点の原因、意見</p> <p>古物商資格を有しない有価買取業者や廃棄物処理業資格を有しない安価な引取業者の介在が疑われる。 たとえば添付の写真のように特定4製品を含む大量の廃家電を集め、出荷している業者が存在している。 また、(財)家電製品協会認定の家電リサイクル券取扱優良店に引取依頼しても当該販売店から委託を受けた工事業者が管理票の排出者控を確実に排出者に渡していないなど、十分家電リサイクル法の規定通りの運用ができておらず、アウトサイダ介入の余地を残している。 一般消費者による不法投棄への取り締まり体制が全く執られておらず、遵法精神が欠如した者の不法行為への抑止力になっていないことが原因と考える。(このような精神構造の者にとっては、多分、タバコや空き缶、PETボトルのポイ捨てなどと大差がないのではないかと)</p>	<p>(4) 問題点に対する解決策・改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者による不法取扱の取り締まりの実施 ・家電リサイクル券取扱いが十分満足にできていない実態を表したような「家電リサイクル券取扱優良店」認定制度を廃止させる ・家電リサイクル券取扱を適正にできていない業者や不法投棄を行う消費者を(告発懸賞金をかけて)告発する制度を導入し、当面のモラルハザード対策とする ・義務教育課程において、昔の道徳教育が備えていたような遵法精神や公正に関する教育を強化する 	<p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル費用の先取りを求める声もあるようだが、現状のように回収率が十分でない状況では先取りされた費用の使途は不明確になるだけである。 ・管理コストの増大は懸念材料ではあるが、回収率の増大のためには、デポジット制度のように、モノと費用との直接的結合が必須ではないだろうか。デポジット制度での運用に組織的メリットを享受できない製造事業者や販売事業者はリース事業への転換を図るであろうから循環型社会への誘導方法としてはより有効であると考ええる。 ・容器包装リサイクル法では容器包装の製造者、使用者が負担する仕組みにして価格内部化がされていることになっているが、さほど発生抑制への効果がなかったことは明らかであるが、価格内部化の効果検証に対してより長時間を要する耐久性消費財である家電製品の場合にはメーカーや販売者の過当競争を加速するだけで製品設計などへのさらなる改善効果は期待できないと予想する。 	
47	<p>昨年冷蔵庫の買い換えのときに初めて家電リサイクル法のしくみを知った。特に冷蔵庫はフロンの回収等も行うとか。電気店の説明や対応が丁寧で、料金も納得した。自分で運べば収集運搬費は必要ないことも分かった。</p>	<p>自分が使用した製品はリサイクルまで責任を持つべきであって、その費用を負担することはやむを得ない。料金は買った時に支払うべきだという意見があるが、それではリサイクルされたかどうか自分で見届けができないことになるので、今のまま変更する必要はないと思う。</p>	<p>家電リサイクル法を経験したことがない人も多いのではないかと。無料巡回回収車に出したら、古い型式だからという理由で料金を取られたと知人から聞いた。メーカーのリサイクル料金は一律でどこでも同じであり、このことから消費者は家電リサイクル法に従って出す方が安心できる。一度経験をすれば理解者も増えていくと思う。法律を変更するより今の仕組みをもっと市民に定着させる方が先だと思う。</p>	<p>自治体は、家電だけでなく多くのリサイクル制度についてもっと広報等で詳しく紹介するなど、社会的なしくみとしてより積極的にPRすべきである。</p>	<p>特になし。</p>	
48	<p>5年間に約5,000万台の廃家電を回収し、フロンを初めとする有害物質を安全・安心に処理するとともに、非常に効率の高い再資源化を実現することで資源の有効利用を成し遂げたことは、日本の国民として世界に誇れる成果だと考えます。</p>	<p>・しかしながら、回収率は推定でいまだに50%以下とのこと。メーカーで正しく処理をされている以外の廃家電は、どこでどのような処理をされているのでしょうか？ 確認はありませんが、中国では廃家電品を含む廃棄物リサイクルが粗雑に行われていることにより深刻な健康問題や環境破壊を引き起こしているとのこと。本当に関連はないのでしょうか？ 私の家の周囲でも「無料回収」の業者の方がよく軽トラックに乗って巡回されておられます。どこへ持っていくのでしょうか？ 以前に比べても頻度が高くなったように感じます。 ・現在の最大の課題は、この回収率を限りなく100%に近づけて「正しく」「安心して」「近隣諸国にも迷惑をかけない」日本のメーカー処理を徹底的に推し進めることではないでしょうか？ ・加え申しあげれば、私ども国民はあまりに家電リサイクルの中身の理解ができておりません。「廃家電品はどこ出すべきか」「なぜそれが必要なのか」「料金は何に使われるのか」「どのように再利用されるのか」など等、本当に基本的なことがよくわかっていないように思います。 ・お恥ずかしい話、捨てるときには費用がかかることは知りながらも、少しでも安くまた無料で済みたいと考えるのが人情でございます。そのときに上記のような基本的な事柄の理解があれば「無料」「安い」等の情報に惑わされることなく正しい処理費用を支払っての対応も可能となると考えます。</p>	<p>以上の問題点の改善には、なによりもまず私ども国民に対する啓発活動の徹底を推し進めていただくようお願いいたします。併せて、メーカー処理以外のルートは正しいのかそうでないのかを明確にするとともに、正しくないのであれば厳罰を持って望む厳しい対応をお願いいたします。(現状では良い事なのか悪いことなのかは判りません) 尚、料金の徴収時期は私個人としては現在のままでよいと考えます。購入時の支払いには、なんだか値上げのように感じますし、廃家電を同時に出不さい場合は他人様の廃家電の処理費用に使われるように感じてしまい不公平感を感じます。自分のことは自分で始末をつけるという現行方式がよいと考えます。</p>	<p>以上の問題点の改善には、なによりもまず私ども国民に対する啓発活動の徹底を推し進めていただくようお願いいたします。併せて、メーカー処理以外のルートは正しいのかそうでないのかを明確にするとともに、正しくないのであれば厳罰を持って望む厳しい対応をお願いいたします。(現状では良い事なのか悪いことなのかは判りません) 尚、料金の徴収時期は私個人としては現在のままでよいと考えます。購入時の支払いには、なんだか値上げのように感じますし、廃家電を同時に出不さい場合は他人様の廃家電の処理費用に使われるように感じてしまい不公平感を感じます。自分のことは自分で始末をつけるという現行方式がよいと考えます。</p>	<p>以上の問題点の改善には、なによりもまず私ども国民に対する啓発活動の徹底を推し進めていただくようお願いいたします。併せて、メーカー処理以外のルートは正しいのかそうでないのかを明確にするとともに、正しくないのであれば厳罰を持って望む厳しい対応をお願いいたします。(現状では良い事なのか悪いことなのかは判りません) 尚、料金の徴収時期は私個人としては現在のままでよいと考えます。購入時の支払いには、なんだか値上げのように感じますし、廃家電を同時に出不さい場合は他人様の廃家電の処理費用に使われるように感じてしまい不公平感を感じます。自分のことは自分で始末をつけるという現行方式がよいと考えます。</p>	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
49		たくさん集まっているそうで、うまくいっていると思います。	今のままで問題はないと思います。	—	—	—
50		<p>①法対象商品の引き取り台数が着実に増加していること。</p> <p>②再商品化率も各品目とも着実に増加していること。</p> <p>③リサイクル料金後払い方式が採用されていること。(現在の方式が、シンプルかつ確実に公正なものとする。) </p> <p>④リサイクル券によるメーカ業界の管理システムがうまく機能していること。</p>	<p>①A、Bグループのメーカ、及び指定法人のルート(リサイクル券システムのルート)以外へ流れる商品の実態を把握すべきこと。(引取台数は推定廃棄台数の約50%と聞いているが、これ以外のものがどういうルートでどのくらい流れているのか解明したうえで回収率を上げる方策を講ずるべきと考える。)</p> <p>②再商品化率の定義の変更(確実にマテリアルリサイクルされたものはリサイクルプラントから逆有償で出荷した場合も再商品化量に含める。)</p>	<p>①(2)①の原因はルート別の流れが明確でないので不明。</p> <p>②(2)②については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料価格の変動に伴い逆有償になる場合。 ・製造業の海外移転に伴いリサイクル材の国内消費が減少、又は消滅した場合は輸出せざるを得ないが、輸出費用、現地価格の低下、為替レート変動等により逆有償になる場合等が想定される。 	<p>(4) 解決策・改善策のアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ②再商品化率の定義の変更(確実にマテリアルリサイクルされたものはリサイクルプラントから逆有償で出荷した場合も再商品化量に含める。) 	<p>・「リサイクル料金の排出時支払い方式」の堅持</p> <p>リサイクル料金の先払い方式の採用が検討されていると聞かすが、これには反対である。理由は、家電製品協会や電機工業会等メーカ団体の資料にある通りである。さらに、①料金を商品価格と別枠で払うか/商品価格に含めるのか、②支払われた料金をその商品が廃棄された時のリサイクルに使うのか/今廃棄される商品のリサイクルに使うのか、③料金をどう設定するのか(ある商品に対し定額か定率か、メーカが独自に決めるのか)、④例えばA社の商品購入時にリサイクル料金を支払い、同時にB社の商品を廃棄する場合の取り扱いとは? ⑤その他挙げれば問題点はつきない。</p> <p>商品の来歴と所有者が明確な自動車の場合と異なり、家電品の場合 上記の問題点を解決するにはおそらく複雑な仕組みが必要となり、結果として料金システムの透明性、公正・公平性を確保するのが極めて困難であると推測する。</p> <p>従って、尚一層透明性の確保について改善を要するもののシンプルで料金の回収が確実に、透明性の改善も期待できる現在の「リサイクル料金の排出時支払い方式」を堅持すべきと考える。</p>
51		<p>・家電リサイクル法施行以来4品目の処理台数が5000万台を超えている状況から大変評価できる。</p> <p>・海外の各国からも廃棄時費用自己負担がうまく行っている例として賞賛され紹介されている。</p> <p>・粗大ごみの処理費用を廃棄時に負担する方法が家電リサイクル法にも定着したものと考えられる。</p> <p>・日本国民の正直性、真面目性が遺憾なく発揮されている。</p>	<p>・小売業の4品目の引取は、一廃の廃掃法の許可なく運送可能であるが電気工事、運送業者等は許可を持っていないと運ぶことができない。</p> <p>・製造業者に再商品化の義務を負わせながら、自治体、産業廃棄物処理業者等の別ルートでの処理を可能にしている。(地域限定のリサイクルを可能にしてしまうと台数の多い都市圏ばかりで地方のリサイクルシステムが疎かになり、コスト的にも成り立たない。)</p> <p>・処理台数と同じくらいの台数が何処に行ったか分からない現状、内容を掌握し、改善措置を実施すべきと考える。(中古品の輸出台数等の把握は、国として取り組むべき。)</p> <p>・対象品目と対象外品目の明確化。例 冷温庫、液晶TV、GHP、小型洗濯機、他の業務用機器等</p>	<p>・廃棄物処理法の特例措置の拡大をする、エアコン等の工事業者、配達業者等まで許可不要とする。</p> <p>・製造業者に再商品化の義務、DfE、EPRの観点から別ルートでの処理は許可すべきでない。</p> <p>・不明な台数の解明をする。、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国が言うほど輸出には廻っているとは思われない。</p> <p>・対象品目が不明確なものがある。</p>	<p>・家電リサイクル法の対象品目の引取について、廃棄物処理法の特例措置の拡大をする、小売店と契約締結状況の工事業者、配達業者等まで許可不要とする。(小売店等の契約書締結を下に)</p> <p>・製造業者に再商品化の義務、DfE、EPRの観点から別ルートでの処理は許可すべきでない。</p> <p>・不明な台数は、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国が言うほど輸出には廻っているとは思われない。この内容を解明しない限り、家電リサイクル法はザル法になる。</p> <p>・対象品目は、明らかにグレーゾーンがあり分りにくい、省令等で明確にすべき。</p>	<p>・リサイクル料金の前払いと後払いについて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分からないものからリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなること必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。自動車は、車検制度があり、一品一葉管理がうまく行く、しかし問題はあとと聞いている。(国内で処理されないで輸出された車の費用が莫大に残ってしまう等。)</p> <p>・不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。)</p> <p>・対象商品の拡大については、2条4項④の配達商品に限定してやるべきと思う。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
52	<p>平成17年度、家電4品目で約1150万台を引取、リサイクルを行なった。日本の国情、製品の実情にあった制度を構築、運用してきたことによるものではないか。</p> <p>特に、排出時に排出者がリサイクル費用を負担するという単純で公平な仕組みが受け入れられたからではないでしょうか。</p>	<p>1150万台の引取りがあったといっても廃棄量は2000万台近いとも言われ、約50%ほどが「見えない部分」となっている。これをいかに減少させ、適正なりサイクルを行い、かつ見えるようにするかが課題と考える。</p>	<p>「見えない部分」は廃棄物処理業者の処理、国外への輸出等といわれている。</p> <p>「見えない部分」への管理の徹底、監督権限の強化、不法行為者の取り締まり強化等をおこない、廃棄物処理業者がリサイクルした場合にも、品目毎に管理を行い、引取台数、リサイクル率、フロン処理等を公表させるべきではないか。</p> <p>自治体は、家電リサイクル法の施行により、大型家電のごみの減少により、自治体の経費(家電に対しての)は減少したはずだが、他のごみが増えたので家電の不法投棄に掛ける経費がない、もしくは負担が重いという。</p> <p>まず、その家電リサイクル法による減少効果を明確にすべきではないか。そのうえで他のごみが増えたので家電に掛ける経費がないと説明すべきであろう。</p>		<p>今回の審議会では多くの方から廃棄時での費用負担が見えない部分を作っているという推測を前提に前払いが良いとの意見が出されているが、その原因検証はできていない。廃棄時に経済的負担をゼロにすれば改善されるとの想定であれば、ゼロ円で引き渡されたものは、ごみではなく有価物であり、どの段階で廃棄物となるのか、明確化が必要となる。現仕組みにおいて、無償で回収されたものを見えない部分に含まれるとするなら、前払い制でも存在することとなり、どう見えるようにするか審議が必要ではないか。また、小売業者に無償譲渡された家電品(有価物)には、小売業者の引渡し義務はかからないか。</p>
53	<p>家電リサイクル料金の前払いが検討されているようですが、私は今のままの排出時の支払いがよいと思います。排出時に支払えば、「今、どんな所まで進んだかな？」とリサイクルの経過を検索してみたり、興味ももてます。自分の持っている電化製品についての支払いの方が自然な感じです。</p>				
54	<p>うまくいっていると思います。一方で、消費者に対してさらに普及啓発をして、認知度を上げ、世間一般に、まじめにリサイクル取り組みものが、納得できるようにしたい。</p>	<p>最近 洗濯機、冷蔵庫を家電リサイクル法に基づき販売店に渡したが、リサイクル料金と運送費で5-7千円を支払いました、料金を安くする努力をして欲しい。現在の制度のように排出するときに支払いすることで問題はない。</p>	<p>1) 制度設計の不備等に起因するもの リサイクル料金を徴収する側に、料金を安くする方向へのインセンティブが働いていないのではないか。</p> <p>2) 事業者の活動等制度以外に起因するもの 事業者のそれぞれの取り組みのなかで、努力し、実施されるべきである。</p>	<p>料金を安くする方向へのインセンティブが働くような制度を採用すべきだ。例えば、社会的に高い評価を受け、料金を安くすると税金等で優遇されるとか。</p>	<p>制度はうまくいっていると思うが、所得が低く、このリサイクル料金の支払いに困る人を対象に救済策を設け、制度の円滑な運用を促進する。</p>
55	<p>料金の徴収方法は、現行の「排出時排出者負担」方式を継続すべし。</p> <p>今回の家電リサイクル法見直しの最大の論点として、料金の徴収方法の問題がある。当該徴収方法に関しては、法律制定時にも大論争になったことではあるが、現行の「排出時負担」の方式についての最大の懸念要因として「不法投棄の増大」があがっている。</p> <p>今回の見直し時点でも、この「不法投棄の増大」を最大の理由として、制定時にも議論された「購入時負担」への変更を主張している人々がいる。</p> <p>私は、以下のような理由で今後とも現行の「排出時負担」方式の継続を支持します。</p> <p>1. 「排出時負担」方式の長所は十分にその機能を発揮している。</p> <p>① 排出者の「排出抑制」機能が(大事に長く使用する)が十分な効果を挙げている。</p> <p>② 製造者の「環境適合設計」への取り組みが大いに促進されている。</p> <p>③ リサイクル(再商品化)技術が日進月歩してきている現実を踏まえれば、処理費用が時価で決まる「排出時負担」方式の透明性が益々増大している。</p> <p>2. 一方、短所といわれ懸念要因となった「不法投棄の増大」については、以下の理由で家電リサイクル対象製品しか見ていない人々の主張であると考える。</p> <p>① 法対象品の不法投棄台数は、ここ数年、年間17万台程度を推移している。</p> <p>② 法対象品の推定廃棄台数(2003年度)は年間約1,700万台、このもののその後の去就は図のように推定されている。この結果を踏まえれば、不法投棄品 17.5万台に対し、その18倍の行方不明品がある。「購入時」に処理費用を徴収した場合は、17.5万台についての処理費用は確保できるが、その18倍の費用の処理が宙に浮くことになる。</p> <p>③ 法対象品という視点で見ると17.5万台の不法投棄品があるが、私が「不法投棄監視パトロール隊員」として、地域の不法投棄品全体の中での家電リサイクル法対象品という視点で見れば、それほど多いものではない。これは、この程度の不法投棄は、「排出時負担」という法システムの問題というより、「排出者のモラル」によるところが大きい事を物語っていると考える。</p>				

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
56	環境問題、とりわけ廃棄物に関する一般消費者の意識を高めた事、そしてその為に必要な受益者負担を幅広く理解せしめた事に関して、その成果は十分に評価できると思う。		<p>・情報開示</p> <p>①再商品化された資源がどのように再利用されているかが不明確。再商品化料金がどう使われているか？再資源化されたものがどう使われているのか？これを国民全体に知らしめることが環境問題全般に対する解決の足がかりとなるのではないのでしょうか</p> <p>②システム全体の損益構造が不明確。再商品化率が法令上の50%～60%をクリアし、ゴミが資源となったのであれば、リサイクルの費用の引下げ等に反映されるべきではないのか？そういった議論に通じるような情報開示が不足している。</p> <p>・制度と法律</p> <p>①管轄官庁を一本化出来ないか？(経産省又は環境省のどちらかに)窓口がはっきりせず、法律の解釈も微妙に違っている。廃棄物処理法とははっきり切り離し、経産省とすべきである。</p> <p>②リサイクル法と廃棄物処理法の分離(リサイクル品を廃棄物として捉える事による弊害を取り除く)が必要。廃棄物とするがゆえに諸々の問題が発生していると言えなくも無い。小売店から言われて頂くならば、リサイクル品は「預かり品」、リサイクル料金は「預かり金」である、どちらも一時保管しているに過ぎない訳である、しかもゴミ(廃棄物)といった認識は持っていない。ぜひ廃棄物という法律的なくくりの中から、リサイクル対象品目は外すべきである。※今回の意見書における最大のポイント！</p> <p>③家電品に限らず、買換え時の旧品引取りは長年の商習慣である。商習慣を法律(廃棄物処理法等)にて縛りつけることは、結局消費者に対し、迷惑と負担とかける事になりかねないと思う。</p> <p>〈一例〉植木屋さんに庭木の手入れを依頼しましたが、刈り取った枝葉は「これは一般廃棄物です、私は収集運搬許可を持たないのでお客様で処分して下さい」と言われたので野焼きしました。・・・というような事になります。</p> <p>④元請け、下請け、孫請けといったシステムは全ての業界に渡っており、それを廃棄物に関して再委託、再々委託といった見方をされた場合、業界として成り立たない事となる。特に家電業界の場合、構成比70%を占めるいわゆる家電量販店では、配達・設置(及び旧品の回収)業務のほとんどを外部に委託しているのが実情である。</p> <p>〈一例〉台風で瓦が割れ落ちたので、建築した住宅メーカーに修理を依頼しました。住宅メーカー ⇒ 地域工務店 ⇒ 大工と業務が委託されました。住宅メーカーは割れた瓦を持ち帰ることをお客様に約束できなくなるのでしょうか？、又それを引取った大工さんはどういう処理をしたら法律の規制にかからないのでしょうか？ そういった疑問に対し、リサイクル立入検査時に担当検査官に質問しても答えが返ってきたことがありません。</p> <p>⑤排出者⇒小売店の運搬業務委託に対し産廃収集運搬許可の必要性有りと法の解釈が(ある事件をきっかけに)出ております。元々、本法律スタート時点でお客様宅からリサイクル品を回収するのは小売店自身であるという前提(回収業務を委託するという発想がなかったし、当然リサイクル券にその委託先控えが無い)であった。(家電需要の70%以上を占める量販店の実状を何ら考慮されていないままスタートしたと言える)ところが、ある時期その事実(配達・設置業務の委託)が明らかになった際、「配達・設置の委託業者＝産廃収集運搬業者であるべきとの法解釈」がなされたが、従来商習慣として行ってきた業務が廃棄物処理法、ましてや家電リサイクル法に抵触するという判断は納得出来ない。さらに、産廃収集運搬許可を取得する為にかかる費用(講習会受講料 30,450円(2日間)、都道府県(及び政令市)への許可申請 費用 各80,000円 5年毎更新)負担は、零細な末端業者にとっては大きすぎるし、仮にその許可を保有したとしても、許可取得に見合う収入増は業界の商習慣上期待できないことである。</p> <p>⑥法律の解釈と自治体の対応に隔たりがある。上記産廃収集運搬許可の申請に対し、申請先である行政側の対応がまちまちである。はっきり「この業務に許可は必要ありません」と断言するところもあれば、「取っておくに越したことはない」という消極的な回答の所、中には「産廃は不要であるが、一般廃棄物の収集運搬許可が必要であり、契約は排出者と個々に結ばなければならない」というところまでさまざまである。統一性がない・・・というより無理な解釈のせいで混乱が生じているとしか言いようが無い。この際、はっきりと「不要」である旨条文に明記願いたい。</p> <p>・運用システム</p> <p>①リサイクル券における排出者⇒小売店の運搬業務受託者欄がないので追加が必要である。</p> <p>②リサイクル券の綴りに中に収集運搬業者(小売店⇒指定引取場所)の控えが存在しない事が管理精度を下げる原因となっているので現在の5枚綴りを6枚とし、収集運搬業者控えを追加すべきである</p> <p>・立入検査(経産省)</p> <p>①小売店立会検査時の実績把握の為(調査問診票記入)の小売店側作業負担を減らす為、調査資料は事前にRKCよりデータ入手して把握しておくべきである。</p> <p>②検査官毎の知識差、質問に対する回答内容がまちまちであったり、微妙なニュアンスの違いがあったりする。又、判断を仰ぎたい質問に対し答えが返ってこない事(それは、県・市により違うので直接問い合わせて下さい・・・等)がある。</p> <p>③環境省の分野に関しての知識が無い。例えば、産廃の収集運搬許可を取得するのに、講習会費用や行政への申請費用(と手間)がどれだけかかるかも知らない等、「縦割り行政」の弊害を感じる</p>		<p>①リサイクルシステムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再商品化料金の前納制度を全品目へ拡大 ・指定引取場所(A・B)グループの一本化と、引取場所数の増加 ・グループ一本化により券への記入間違いを不問とし、書直し不要 ・品目別再商品化料金の均一化(メーカー毎金額格差の是正) ・品目へ、フロンガス使用の家電品(除湿機、冷水機、製氷機等)を追加し、小売店の回収業務軽減を図ると同時に確実なフロン回収破壊システムを実現する事が望ましい <p>②リサイクル券に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル券自体の無料化(再商品化料金の中に含む) ・5番券裏面は、メーカーコード+料金表の一覧として欲しい(特に規定外のメーカー料金を明確化が望まれる) ・現行のカーボン仕様では、汚れ易く事務処理に支障があるので改善して頂きたい 	

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
57	消費者、小売店、メーカー、行政等が一致協力して、新たなリサイクルのしくみを創出し、然るべき一定の成果をあげたものと理解しているが、全国民への浸透はこれからと感じる。	①審議会でも指摘されているように、見えないフローを見る化すべき。 ②前払いへの変更は慎重に検討すべき	①A)指定引き取り場所に入るまでのフローが規制されていない、また統計上の把握がなされていないことが問題 B)見えないフローには、行政としても触れたくないタブーがあり、課題から逃避している部分もあるのではと拝察する ②A)不法投棄と後払いの間に直接的な因果関係はなく、逆に前払いに変更したとしても、不法投棄が減少するとの確証がないため B)前払いは、いつでも消費者が排出が無償で可能となるため、安易な排出が懸念され、5年間の後払い制度によって築かれた長期使用の概念が薄れる可能性が高い C)前払い制度が、PSE制度で苦しんだ中古販売事業者を再度苦しめる可能性もあながち否定はできない	①A)制度上の規制を設けるべき。また、国内流通、海外との輸出入についても統計データの整備を行うべき B)是々非々での判断、審議会での公正公平な見解と取りまとめを求める ②後払いの本質的な課題をあげてほしい。現在の審議状況では、不法投棄など、的外れな課題指摘ばかりで、これは大きな問題とと思うような課題は審議会でもあげられていないと感じる。(そうであれば、現行制度のままよいということになる)	審議会メンバーに、法施行以来法令違反を犯した会社役員メンバーが任命されていることは誠に遺憾と思う。このような会社が意見を述べる権利があるのか甚だ疑問に思うし、よくも辞退せずに出席して発言していると感じる。	
58	5年間の実施状況から判断すると、ほぼ順調に定着していると考えられ、一定の評価はできる。この実績を踏まえ、現制度を活かし、さらに進化発展させることが重要である。料金徴収方式(前払い方式)の変更が全ての解決策のように言われているが、料金徴収方法が問題なのではなく、家電リサイクル法に従い処理されていない部分と不法投棄、料金体系と低料金化が検討すべき問題である。制度の大幅な改正よりも現行方式の問題点を確実に潰す事の方が、経済的であり効果が期待でき、やってみなければ期待通り効果があるかどうか分からない制度への改正は絶対避けるべきである。	(1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」を限りなく少なくする必要あり。 (2)上記にも関連するが、リユース目的の家電品輸出のあり方について議論する必要あり。海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係し、日本としても国際的にも対応する必要がある。 (3)「不法投棄」を無くす方策を考える。 (4)「リサイクル料金」を見直す。(料金体系のあり方、低料金化) (5)循環系社会構築促進の面からも、品目の拡大は進めるべきと考える。 (6)離島からの廃家電運搬費が高い。	i)制度設計の不備に起因するもの (1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」にどう対応するかが課題。制度に欠落有り。 (2)リユース目的で買い取り、輸出される家電の扱いをどうするかを議論するべきである。これが、不法投棄やE-Waste問題等の一要因になっているのではないか。 (3)不法投棄の削減には「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」と「義務外品」の処理をどうするかが課題。料金徴収方法とは切り離して考えるべき問題である。 ii)事業者の活動等制度意外に起因するもの (1)「リサイクル料金」は5年間料金が一定である。消費者の立場からみると消費者の立場から見ると料金体系、金額体系金額の両面から見直す必要がある。	(1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」のルートの解明とその対応策の制度化、法規制。 (2)大変難しい問題だが、リユースを目的とした家電の買い取り、輸出の法制度化または法の強化により対応する。一例としてリユース不可能と考えられる家電の買い取り、輸出は禁止すべきと考える。これにより不法投棄の削減や電気電子機器ごみの海外流出を減らす事が出来、国際的にも貢献可能となる。 (3)不法投棄削減のため「義務外品」の取扱に対する自治体協力の徹底と不法投棄者への罰則強化。 (4)「リサイクル料金」の 카테고리別料金の設定と低料金化の実現。 (5)離島への廃家電運搬費の補填を「家電リサイクル券センター」で実施可能に税法も含め制度改正する。	—	
59	組合員店においては、適正な処理が行われている。消費者からはリサイクル料金が高すぎるのではという意見が多い。量販店、廃品回収業者のリサイクル法に対する考え方の違いがあるようです。	リサイクル料金の見直しと細分化。指定取引場所のA・B共有化。収集運搬費の適正な設定、無料回収に対する考え方。	家電品リサイクル法の悪用、量販店の料金設定が販促策に使われている。無料回収業者に対する国の考え方の明記がない。	違反者に対する罰則強化。(正直者が馬鹿を見るのはどうかと思う。)リサイクル券と同じく古物にもサイクル券の発行を義務付ける。マスメディアによる消費者の意識向上をはかる。	—	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
60	<p>・家電リサイクル法施行依頼5年間で5200万台もの廃家電が回収され、重量で約7割が再商品化された実績は素晴らしい成果であり、世界に誇れる法律である。</p> <p>・これは当該法律に消費者・製造者・小売業者の役割が明確に規定をされ、各々が「家電製品に含まれる資源の有効利用」により循環型社会構築に貢献するという法の精神を理解し真摯に運用してきた結果である。</p> <p>・家電リサイクルに拘わる関係者は出来るだけ多くの資源を社会に戻していく為の技術開発に日夜取り組むとともに、廃棄物や有価物委託先の管理、リサイクルに携わる労働者が誇りをもって働ける作業環境整備、一般市民の見学受け入れ、循環型社会の必要性への啓発等にも力を注いできた。</p> <p>・また、メーカーは家電リサイクル法施行以来、廃家電からの再生資源を自社製品に戻す「自己循環型マテリアルリサイクル」を推進するとともに、リサイクル現場からの情報をDfEに反映し環境配慮型製品開発に積極的に取り組んできた。</p> <p>・これらの取り組みの結果、家電リサイクル業は従来のゴミ処理業ではなく、「循環産業」として認知されてきた。また、リサイクルプラント一般見学者はこれらを理解し、リサイクル料金は決して高くないという評価を戴いている。</p>	<p>・家電リサイクル法の趣旨は廃棄される家電品を適切に処理し、資源を有効に活用することにある。しかしながら実際に使用済みとなった家電のかなりの部分が「隠れたフロー」に流れていると思われる。これらの殆どは解体部品を含めてリユース品として海外に輸出されていると思われるが、このことには下記の問題がある。</p> <p>① 資源小国の日本にとって、これら廃家電に含まれる資源は貴重な財産であるはず。折角確保した資源をまた国外に流出させていることになる。</p> <p>② 海外での商品寿命延命による国内廃棄物のリデュースということになるが、日本と同様のリサイクル法が整備されていない国・地域では長い目で見れば海外への廃棄物輸出、環境汚染拡大と同等である。</p> <p>・「隠れたフロー」にどこからどれだけ流れ、どこに行っているのか等の実態を正確に把握せずに制度改正の議論をしても真の改正にはならない。</p>	<p>・「隠れたフロー」への流出の一因は一部小売店がリサイクル料金を徴収せず、これらのルートに引き渡しているということにある。</p> <p>・これは小売店は廃家電をメーカーに引き渡し、資源として再生させなければならないという家電リサイクル法に定められた義務に反する行為である。料金排出時負担が原因というのではなく、行政による適切な監査・指導・監督が必須である。</p>	<p>・リユースするとして無償引き取りをした家電品を家電リサイクル券なしで引き取れるシステムを見直し、輸出や産廃処理まで含め何らかの把握ができるシステムとする。</p> <p>・家電リサイクル法を含め、資源有効利用法の精神、目的等を国民に再度周知させる。</p> <p>・廃電気電子機器リサイクル法が整備されていない国への使用済み家電輸出を制限する。</p>	<p>1) 「再商品化率」の考え方について</p> <p>・現法では再商品化率には有償または無償で引き渡された物だけがカウントされることとなっている。しかしながら、同様の再資源化が行われていても、経済情勢によっては突然逆有償となることもあり、非常に不合理である。有償、逆有償に拘わらず再資源化されているのであれば「再商品化率」にカウントできるようにすべきである。</p> <p>2) リサイクル料金及び前払いについて</p> <p>・廃棄物は排出時排出者負担が原則であり、一般家庭ゴミも一定の料金を課すことにより減量化できていることは周知の通りである。家電品についても使用期間が延びており排出時負担によりリデュースに貢献できている。前払いになればこの効果が期待できない。</p> <p>・排出時負担は排出時点のリサイクルや収集運搬に係るコストが適切に反映するため極めて公平且つ合理的である。前払いの場合は排出時点(10 - 15年先)でのそれらのコスト想定が難しく、不公平な仕組みとなる。</p> <p>・不法投棄を防止するために前払いをすべきとの議論があるが、不法投棄は犯罪であり、これは行政が指導監督し、法律で取り締まるべきものであり、上記のような利点・効果を無視して変更すべきものではない。</p> <p>・また、リサイクルには相応の費用が係ることは当然のことであり、品質良く高いレベルの“資源循環”を行おうとすればそれ相応のコストが必要である。リサイクルプラントを見学された方は徹底した手分解と高品質の分別回収、フロン回収管理等の現場を見て、異口同音に「現行リサイクル料金は決して高くは無いらしい」との感想を述べられている。リサイクル料金の高低は法施行以前に自治体が行っていた際の(消費者の税金から支払われていた)コストと比較して議論されるべきで、感覚で議論されるべきではない。</p>	

No	意見内容 (1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
61	<p>回収処理台数・再商品化率・フロン回収量など環境負荷化学物質の適正処理量、いずれも順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例と思われる。一人当たりの回収重量は3.4～3.5kg/人/年であるが、産業廃棄物処理施設での推定回収量を加えると5.1kg/人/年となり、家電四品目だけでもWEEE 指令の回収目標値を超えている計算、と環境研のレポートにも述べられており、既にWEEEの目標値をクリアしている。</p>	<p>家電リサイクル法の系外で処理されているいわゆる「見えないフロー」がある。これが相当数となっており、最終的にどのような処理がなされているか不明である。中国をはじめとする他国に輸出され、最終的にはE-wasteの不適正な処理による深刻な環境汚染を引き起こしている恐れが高い。指定引取り場所以降は、非常に真面目に取り組まれており、成果も上がっているが、排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取が行われている実態があり、これを改善する必要がある。</p>	<p>第2回の審議会で、流通側からは「すべての小売業者も聖人君主ではなく、やはりリサイクル料金が高いですから、これだけで持って行ってあげますよ、その分値引きしますという誘惑もあって、小売から流れているものがあることは、数字上リサイクル券を管理していれば判っていると思います」という発言もあった。また、国立環境研のレポートでも「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータもあり、流通の拡販のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。</p>	<p>本当にリユースを目的で使える中古家電を有償もしくは無償で小売店が引取るのは合法であるが、明らかに耐用年数を超えており中古品としても価値を持たない品物を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反である。 ・リユースすると云って、無償引取りした廃家電は産廃処理ではなく必ず家電リサイクル券をつけて、家電リサイクルの系内で処理することを義務付ける。 ・安易な無償引取りに対する罰則を強化する。 ・リユース目的の有償もしくは無償引取ができるのは、古物商の免許を持っているものだけに限定する。 ・リユースであれば家電リサイクル券無しで引取れ、長期間野積み保管されていても、法的な罰則を受けない。というのを法律の抜け道として悪用されている。抜け道を塞ぐ対策が必要。</p>	<p>家電リサイクル法は排出者(消費者)・小売店(流通)・製造業者・国・自治体の役割が明確に規定された素晴らしい法律である。「排出者は何も考えなくてもよい、リサイクルに必要な費用も含め負担感がないのがよい」といった方向の法改正は、高まってきた国民の環境破壊に対する責任があるという意識を後退させる恐れがある。</p>
62	<p>家電リサイクル法の本来の下記のふたつの目的 ①家電製品に含まれる再生資源の有効利用を図ること。 ②市町村等において処理が困難となっているという実態に鑑み、生活環境に支障のない適正な処理を確保すること。 対して、実施状況は 1) 引取り台数は毎年確実に増加し、H17年度は1,000万台以上となり、5年間合計では約5,000万台がリサイクルされている。また、再商品化率は法規制の50～60%に対して大幅にクリアして、着実に増加している。 2) 冷媒フロンおよび断熱材フロンの適正処理も着実に実施されている。 3) 製品設計エンジニアのリサイクルプラントにおける解体実習の結果が製品設計にフィードバックされている。(DFEへの取り組み) 以上により、十分な成果が出ていると判断されます。</p>	<p>1) 対象品目の拡大検討 現行法はエアコン、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目であるが、商品の変遷を考慮した液晶テレビやプラズマテレビの追加や再生資源のさらなる有効利用を狙った電子レンジなどの追加品目があるのもいいと思います。 2) 廃家電4品目の流れを明確にする(見えない廃家電ルート) 廃家電の約半数が家電リサイクル法に基づきリサイクルされているが、適正に処理されない部分のものルートや数量が不明確であり、そのために、その対策を講ずることが出来ていないようです。 3) 前払い方式に変更すべきとの意見があるが、その意見は「現行の後払い方式(排出時負担)が不法投棄の増加要因である」との根拠で提案されているようですが、根拠がありません。</p>	<p>1) 時の流れによって、テレビ用のディスプレイ素子の変遷しております。また、電子レンジのように5年前はそうでもなかったものが今では、家庭必需品になっています。 2) 合法的に有効活用(リサイクル)される部分については問題はないが、そうでないものについては対策が必要であります。どのようなルートでどのように処理されているかが不明であるので、対策の講じようがありません。 3) 排出時負担は家電以外でも発生しており、家電の不法投棄は家電リサイクル法の施行前後で大幅な増加はないと言えます。(引取り台数ベースで1～2%程度)つまり、「排出時負担という料金の徴収方法が不法投棄を誘発している」との判断はあやまりであると思います。不法投棄は犯罪であり、これに対する自治体の活動(不法投棄に係る監視及び連絡体制)いかんによって発生比率が異なるものと思います。</p>	<p>1) ディスプレイ素子がCRTから液晶、プラズマへとの変化がドラスティックに起こっているため、そろそろ液晶テレビやプラズマテレビも対象品目に入れてもいいと思います。また、電子レンジなども対象品目に追加しても現行4品目と同様な効果が出るものと思います。 2) 市中で不要家電を集める業者の実態調査(どんな資格を有してどこへ回しているのか?)や廃家電の東南アジア、中国への輸出品に対する輸出管理強化(電気品の品目、数量、新品・中古の識別、輸出者名・輸入者名などが把握できるような)が出来ないでしょうか? 3) 犯罪行為である「不法投棄」に関する対策は自治体の役割が大であるといえます。不法投棄の発生率については自治体間でも差異があると思われるので(発生率の大小)、自治体ごとの差の原因を解析することによって、対策効果を明確にすべきと思います。自治体自身も困っていること故、不法投棄に関する自治体間交流会などの開催が望まれます。(自治体によっては独特な対策を講じていることが判明するかも?)</p>	<p>十二分に熟慮してスタートした現行法は日本の実情に合致した適性なスキームであったことが、(1)の成果につながったものと思われる。(2)で記載の「見えない廃家電」および「不法投棄」が現行法の不備が一因であるとの短絡的な結論にならぬようにしてほしい。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
63	リサイクル制度のスタート時が855万台、昨年度が1162万台と5年間で136%の伸張は評価できる。	しかしながら、リサイクルに廻されない【見えない部分】の1000万台前後の台数を、いかにリサイクル化させるかが、今後の課題である。	料金徴収方式について、前払い方式の提案があったが、これには解決策としては疑問である。その理由は①4品目の平均使用年数が10年超であり、基金管理団体を作ったとしても余計な手間とコストが掛かる。②(2)の問題点・改善すべき点で記載した【見えない部分】の実態が不明なままでは、前払い方式に変更しても、1000万台が減少するとは保証できない。③3Rの原点として、廃棄物(ごみ)の処分は有料であるとの意識が大切であり、現行の後払い方式の方が消費者意識が高まり、より長期使用に繋がると考える。自治体も家電4品目以外の廃棄物も有料引取りを実施しており、この方式はこの先も変わらないと考える。④前払い方式に変えると、メーカーの出荷価格に上乘せするようであるが、現状の大型量販店とメーカ販社の力関係では、リサイクル料金が価格交渉のなかで、うやむやにされ、せつかく根付いた現状のリサイクルシステム(消費者、流通、メーカーが応分の負担)が崩壊する恐れがある。⑤前払い方式となった場合、その商品が海外へ輸出されたときには、消費者が負担したリサイクル料金は、どうするのか。本来であれば、国内でリサイクルされているのであるから、負担した消費者へ返金すべきであるが、いつ、誰が、どの様にして返金するのか。	【見えない部分】の内容を早期把握し、その実態が判明してから、対処策を議論すべきである。現状の方式でも136%伸張しており評価できる。無理な対策を講じると、せつかく作り上げた今のシステムさえも壊れる可能性あり。不法投棄の防止や物流システムの合理化のためには、ストックヤードがA、Bの方式で交流がないのは問題である。AもBも持ち込み可能にし、更にもっと窓口を拡大すべきである。また、土、日曜も持ち込み可能にして、一般ユーザー自らの配送も受入すべき。その様にすれば、不法投棄も減少すると考えます。	
64	回収台数・再商品化率・フロンなど環境負荷化学物質の適正処理量、いずれも順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例と思われる。	家電リサイクル法の系外で処理されているいわゆる「見えないフロー」がある。これが相当数となっており、最終的にどのような処理がなされているか不明である。中国・北朝鮮をはじめとする他国に輸出され、不適正な処理による深刻な環境汚染を引き起こしている恐れが高い。指定引取り場所以降は、非常に真面目に取り組まれており、リサイクル率も上がっているが、排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取りが行われている実態があり、これを改善する必要がある。	国立環境研のレポートでも「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータもあり、流通の拡販のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。	<ul style="list-style-type: none"> 本当にリユースを目的で使える中古家電を有償もしくは無償で小売店が引取るのは合法であるが、明らかに耐用年数を超えており中古品としても価値を持たない品物を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反である。 リユースすると云って、無償引取りした廃家電は産廃処理ではなく必ず家電リサイクル券をつけて、家電リサイクルの系内で処理することを義務付ける。 ・安易な無償引取りに対する罰則を強化する。 ・リユース目的の有償もしくは無償引取りができるのは、古物商の免許を持っているものだけに限定する。 ・いずれにしても、リユースであれば家電リサイクル券無しで引取れるというのを法律の抜け道として悪用されている。抜け道を塞ぐ対策が必要。 	<p>家電リサイクル法は排出者(消費者)・小売店(流通)・製造業者・国・自治体の役割が明確に規定された素晴らしい法律である。</p> <p>「排出者は何も考えなくてもよい、リサイクルに必要な費用も含め負担感がないのがよい」といった方向の法改正は、高まってきた国民の「環境に対しては一人一人が責任を負う」という意識を後退させる恐れがある。</p> <p>リサイクル料金の後払い方式は消費者が納得の行く支払い方法であると思う。</p>

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
65	<p>目標とされているリサイクル率が、品目別において達成されている。</p> <p>また年々伸びている状況から、現状のシステムはうまくいっていると評価できると思います。</p>	<p>・実際に自分でリサイクルする場合の手続きがわかりにくい。</p> <p>買い替えのときは、新品搬入時に引き取ってもらえるので(そういう店を選ぶが)手軽にできる。しかし、廃棄だけの場合、居住区役所のホームページを見ても「詳しくはお問い合わせください」などと書いてあるものが多く、昼間(フルタイムで働いているので)に役所に電話で問い合わせて手配するのが面倒である。場合によっては、窓口をたらいまわされるので気持ちよくできない。料金の問題とは、別である。</p> <p>・リサイクル券を間違えた場合の取り扱いについて。</p> <p>郵便局でリサイクル券を購入する場合、メーカーコードなどを間違えて支払った場合の返金が面倒である。たとえば、私はHITACHIとロゴのある製品で、日立アプライアンスと日立情映テックの区別はつかないので間違えても不思議ではないと思うが、訂正ができず料金を支払うのだとすると間違えないように、わかりやすくしてほしい。</p> <p>・冷蔵庫など大きさの違う物が、同じリサイクル料金なのはおかしい。</p> <p>細分化してわかりにくくなるのでは意味がないが、容量によって2種類位に料金をわけてもいいのではないか。例として、大型冷蔵庫(ファミリー用)は、現行の4600円(税抜き)。</p> <p>それ以外(シングルで使う大きさ)は、2500円(税抜き)など。マルチエアコンも同じ考え方になると思うが、同一料金なのは不公平感がありよくないと思う。特に、小さい冷蔵庫の場合は割高感と持ち運びやすさから、不法投棄の対象になりやすいのではないだろうか。(容量の小さい冷蔵庫が不法投棄される割合を調べたわけではないので、わかりません。思い違いかもしれませんが、料金は変えてほしい。)</p> <p>・リサイクル対象品目を増やしてほしい</p>	<p>・消費者の自覚・責任感の不足</p> <p>使用者である消費者が、資源の有効利用、ごみ処理場不足問題、有害物の処理などについての意識が低い。区・行政・国がやってくれると思っているからではないか。</p> <p>・担当窓口の教育不足・知識を含む情報不足</p> <p>わからない消費者(排出者)の立場にたってサービスしていない。</p> <p>・メーカーの努力不足</p> <p>リサイクル時は、取扱説明書などが手元にならないことが多く、メーカーの名称も購入時と代わることが同じロゴ(関連会社なのだろうか)を使っていることもある。</p>	<p>・家電製品のわかりやすい箇所に、リサイクル時に必要な情報を明記してほしい。(冷蔵庫には、容量などの情報がありました)例)メーカー名・品目・家庭用リサイクル対象品・リサイクルについての問い合わせ番号</p> <p>・リサイクル方法についての問い合わせ専用電話・FAX・メール窓口を用意する。平日の昼間だけでなく、夜・休日などにも対応できる窓口を用意する。FAX、メールはリアルタイムでなくていいので、受付順に対応する。2～3日で、なんらかの対応がほしい。問い合わせ内容は、メーカー名・料金・居住区の引き取り場所・引き取り業者の一覧(個別に紹介するのが問題であれば、登録された業者の一覧を渡すなどのサービス)を案内する。また、クレームの受付を行う。</p> <p>・資源の有効活用・有害物質の問題・ごみの量(販売数量)などから、他の家電製品もリサイクルの対象に加えてほしい。詳しくはわかりませんが、以下の品目はどうでしょうか?電子レンジ、ビデオデッキ(DVDなどを含む)、液晶TV、衣類乾燥機</p> <p>・消費者の自覚・責任感を持つために使用者が責任を持つためには、リサイクルするときに料金を払う方法(後払い)がいいと思います。リサイクルが必要な時に、料金を払うことが使用者の自覚を促し、責任を取るようになるからです。</p> <p>最初は、購入時にリサイクル料金を払うのは消費者にとって便利だと思いました。が、例えば10年先のリサイクル料金を今払うのはおかしいと思います。購入時に決めた金額は、10年先の金額と同じなのか。運送料はどうするのか?集金されたお金は、リサイクルするまでの10年間、誰が管理するのか。そのために管理料がかかることになるのだとしたら、余計な費用がかかることになります。また現在後払い方式をとっているのに、ここで先払い方式を行うと混乱が起こります。場合によっては、リサイクル率の低下を招いたり、不法投棄が増えることも考えられます。当初、後払い方式を採用した理由からも、法施行5年しかたない後払い方式を変更するのは、リサイクル法自体をゆがめると感じます。</p>	<p>・無料で引き取りに来る業者の取り扱いについて</p> <p>休日に軽トラックなどで「不要になった家電製品・バイク・～無料で引き取ります。お気軽にお声をおかけください」などとアナウンスしているが、これはどうなんですか?リサイクルをしようと思っても、「無料」でしかも「すぐ、引き取ってくれる」のであれば、お願いしたくなる人は多いと思う。これらの業者は、違法なのか合法なのか。合法だとしたらリサイクル法との関係はどうなるのかわかりません。関連事項:「大阪府のリサイクル方式が安くていい」と宣伝している人がいるが、これは合法なのでしょう?法律で決めたりリサイクル法を、大都市である大阪府が別の方式をとって行っている。そして大阪府の独自な方法は、料金が安くなるというところがあるから、全国では通用しない方式だと思われる。そんな勝手なことをしているのでしょうか?消費者として、不満が残ります。</p>	
66	<p>家電リサイクル法施行前は、例えばテレビの排出は年に数回の指定日に自治体に有料で回収してもらった記憶があるが、家電リサイクル法施行後はリサイクル料金が安くなり、かつ製品のリサイクルが進み、良いシステムと思う。家電製品は使用期間が長く、10年単位の排出頻度なので、排出時にリサイクル料金を支払う現行方式がシンプルで良い。</p>	<p>海外流出と汚染の問題。</p>	<p>使用可能な製品や内部部品、材料が有価で売れるので、市場原理で流れてしまう。</p>	<p>①ゴミ同然の物の輸出に対する実態把握と規制の強化。</p> <p>②日本の家電リサイクル技術の海外協力の推進。</p>	<p>①有価で引取る買い子がいる限り、買い子に引き渡す排出者がいて、国外流出につながる。</p> <p>②家電リサイクルに関係する全ての機関、人(排出者、小売業者、製造業者、国・自治体等)が責任分担するようにして欲しい。</p>	

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
67	「家電リサイクル法」は施行5年を経過したが、一層の実効性の向上を目指すべく見直しが必要。		<p>①リサイクル料金の前払い制の導入→環境問題(不法投棄)の解消</p> <p>②指定引き取り場所の共有化→消費者が負担する収集運搬費用の軽減、地域に適した複数の集積場所を設置が合理的</p> <p>③リサイクル料金の適正化と採算性の状況について公表→実態を公表し、消費者に理解を得ることが重要</p>	<p>①消費者の負担感が大きい。法の主旨を円滑に促進する上で障害になっている問題とし、街頭を街宣する業者の横行(リサイクル法の形骸化)</p> <p>②地域店の店頭から指定取引場所が遠隔地(距離、300km)にあたるため過剰な労務負担</p> <p>③消費者から、製品の大小に関係なく同一代金に対する疑問、5年間経過後の料金実態が現状に適しているのか疑問</p>	<p>①排出時はあ排出者負担から製品価格に組み入れた前払い方式に変更</p> <p>②リサイクル料金の内容の開示(消費者に高すぎるというイメージを与えている)</p> <p>③リサイクル料金の目直し</p> <p>④現在のA、B毎の引き取り場所の共有化と適正配置、小売店店頭での引き渡しの改善</p> <p>⑤自治体等が実施している家電リサイクル施設の活用</p>	—
68	当初心配された不法投棄問題もなく年間に、1000万台を超える家電品がリサイクルされていることは評価出来る。リサイクル社会のモデルシステムとしてほかに先行して実施され、しかも、着実に実績ができており、世界にアピール出来る。		<p>①現在の4品目以外の製品へ拡大してほしい。特に今後増加する液晶テレビ等の大型家電、音響機器、掃除機等、普及率の高いものに対して追加してほしい。</p> <p>②前払いにした方がよいという意見があるが前払いは現状に比べて、公平・公正とは思えません。受益者負担として、消費者がリサイクル料金を支払うのどちらでも同じである。前払いだと、リサイクルを考える機会がなく、循環型社会の普及が弱くなる。</p> <p>③廃棄物収集業者が住宅地を巡回して家電を無料で引き取ることが行われている。これでは、お金を払う一般の人から見ると社会として不合理であり、適切な法的指導をしてほしい。子供に対して、社会の合理性を説明できない。</p> <p>④空き地等に不法投棄された家電が何年も放置されている。地域環境については自治体でしっかり回収処理する責任も強化してほしい。</p>	<p>①品目の拡大についてはリサイクルのインフラが整備されてきており拡大は可能と考える。</p> <p>②前払いという意見 前払いに大きく替える理由として根拠を具体的な数字で示すべき。 前払いにすると良くなるのかわからない。</p> <p>新しい仕組みにかえると管理費用がかかり、リサイクル料金が上がるのでは。</p> <p>③不良な収集業者の実態を把握し、適切な取り締まりを強化すべき。</p> <p>④不法投棄の議論 不法投棄全般のデータが解らないが家電は販売量が多いだけに目につくが、家電リサイクル法が実施されてからは大幅に減った。一方、車の不法投棄も目立たなくなっている。</p> <p>量的には海外流出のほうが多いと聞くが？不法投棄の処理料金は地域景観維持のため自治体で負担する方がよい。</p>	<p>①前払いであろうが、後払いであろうが、リサイクル料金は消費者が負担するので、現行の方がわかりやすい。ただし、大小、新旧に関わらず一律料金については改善が必要。</p> <p>②不法投棄について不法投棄は犯罪であり、取り締まりを強化される事が必要。</p>	—
69	総じて言えば、以下の通り。 小売業者：相当程度、法の目的に貢献。一部の小売業者が廃家電を既存業者に流す等を行っており、この部分は問題。収集運搬料金の著しい不均衡は説明不可能。 メーカー：全体的には良好。コスト等の情報開示を促進すべき。 廃棄物処理業者：法律の規制を満足させない処理が横行。これが、家電リサイクル法の施行に重大な悪影響を与えている。 国、自治体：上記の廃棄物処理業者の法違反を5年にわたって放置した責任は重い。到底法治国家と言えない状況。 以上を要約すれば、家電リサイクル法部分は80点、廃棄物処理法部分は0点。	<p>廃棄物処理法に基づく権限を有する環境省、自治体は違法処理の根絶を目指すべき。</p>	<p>自治体の怠慢と断ぜざるを得ない。</p>	<p>自治体は違法処理を行っている廃棄物処理業者を摘発し、全国で数カ所廃棄物処理法の許可の取消を行うべき。環境省は、違法行為摘発継続の意思を表明すべき。寸日を経ずして違法処理の大幅な縮小を見ることは確実である。</p>	<p>日本が法治国家といえるためには、法の厳正な運用が極めて重要。</p>	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
70		5年間で大きな成果をあげることができたのは、法による関係者の明確な役割分担と、各関係者がそれぞれの役割を果たしてきた結果である。見直しにあたっては「関係者の役割」を評価・発展させていくべきである。特にリサイクル費用を負担する一般の消費者の評価・意見を聞くべきと考える。	現行の家電リサイクル法で、一般消費者にとって本当に困っていることは何かが明確になっていない。一般消費者の家電リサイクルに関する実態や意識のトレンドが不明。また料金徴収方式で、一般消費者が本当に前払い方式を望んでいるのか疑問。正しく理解していない消費者が多いと考えられる。特に新規購入や買い増しで排出しない場合、他人の処理費を払うことを許容できるか？(年金方式)等。	定期的な定量調査を行っていないため。	「家電リサイクルに関する消費者調査(Webアンケート調査)」を行い、何をどう見直すべきか、最適案や検討課題は何かを明らかにする。特に料金徴収方式については、前払い(当期充当、自動車、PC)と現行後払いについて、メリットデメリットを説明し、よく理解してもらってから評価(選択)していただく。(Q&A形式)	2011年アナログ放送終了問題も一般消費者にその対応(購入・排出予定)のアンケート調査を行うことで、ある程度排出予測が可能になると考えています。いつ頃、何を(TVorチューナーorDVDレコーダー)購入し、アナログTVはどうするのか。
71	①関係者の努力により、5年間で5,200万台の再商品化が出来たことを大いに評価する。 ②社会的に定着しつつある段階であり、今後更に実効が上がる期待が出来る。 ③但し、予想排出量と引取り実績のギャップが大きく、その差の解明が不十分。	①引き取りデータ以外のデータが不十分である。不法投棄、中古品輸出、既存業者での処理等のデータがないままでの論議は憶測論議で、科学性に乏しく、夫々の業界利益だけの発言に終始している。 ②不法投棄の処理?台数の精度向上を図るべきである。自治体の調査なのだから、不法投棄現場状況調査も公表すべき。4品目だけの単独投棄か、他の家電はどうか、その他の粗大ゴミ等の有無等→処理料金無料のゴミは不法投棄が発生していないのか?後払いだから不法投棄が増加したの論拠につながるものはなにか。 ③既存業者での処分台数を報告徴収させる。産廃処理業者、一廃処理業者は自治体の許認可業者であるので、4品目の処理台数の報告を義務付け、市町村実施分を含め、データ化し、公表するべきである。 ④中古家電の海外流出をどのように判断するのか?前面禁止するのか、輸入禁止国への輸出禁止なのか?現在のように、経済合理性に任せるのか?方向を示すべき。併せて、中古家電4品目の輸出統計をとるべき。 ⑤無料回収業者の実態調査をするべき。民間の調査機関等を活用し、その実態を積極的に、解明するべきである。 ⑥4品目の収集運搬業者(エアコン工事業者)の廃掃法許可条件を緩和するべき。現在の小売業の零細下請け業者の経営実態では対応不可能。→広域対応も含む。(自治体の地域と経済実態が異なる為、業者所在地での認可でOKするべき) ⑦指定引取場所の過疎地対策。過疎地の指定引取場所が少ない、指定引取場所自体も収集量が少ない為経済的に成り立たないという問題解決のために、自治体のクリーンセンター等の活用をし、収集距離の短縮や、集積量を確保後の指定引取場所への持込等の官民一体での取組を行うべき。	①上記(2)①～⑤の数字を調査、掌握、公表するべき。 ・数字を掌握できる仕組みが無い。(5年間、引取・不法投棄?以外のデータをとらなかつたことが不思議?意図的にとらなかつたのか?) ②製造業者等の義務責任以外の要素を義務者に押し付けるのはいかがなものか?義務外品の流れが不透明のままでは議論が進まない。	①上記(2)の数字掌握の仕組みを創設。 ②義務外品の自治体の関与を強化するべき。 自治体のHPでは、(1)問合せは指定引取場所へ、(2)収集運搬方法の紹介が少ない。 (3)あった場合でも、収集運搬料金が安い。等で一般排出者に対して、不親切なHPが多い。TEL問合せに対し関係部署のたらい回しも多く、発足当時の担当官が異動し、家リ法を理解、円滑運用できていないと懸念する。 ③産廃処理業者等の既存処理業者への立入検査。環境省地方事務所の任務に処理業者立入検査職務を加え実施するべき。(地方自治体はしがらみが多く、実効に欠ける。また小売業者から、経産省・環境省の合同立入検査への疑問も聞く。)	① 負担金は集まるがモノは集まらない仕組み? 1)管理票記入までは中古家電扱いと解釈すると、「中古家電品輸出価格」、「有価物価格」と「収集運搬料金」との比較の全てで経済効率優先になり、経済的合理性が無いと判断されたものだけが最終的に廃棄物となり?製造業者への引取りに回ることになる。 2)排出者宅の引取時点での管理票記入をしないと廃掃法の認可も不要となる。更には、小売業者は現在のリサイクル料金も絡まないため、排出者からの引き取り以降の管理が甘くなる可能性がある。 ②収集運搬料金の疑問 収集運搬料金は収集環境により、現在0円から数千円まで相当差があるが、交付金の実額決定の方法はどのようにするのか?決定金額と実額の差は現場で回収すればいいとの議論だが、弱小店は困難。また、一般の持込者に対する交付金の支払い方法も問題が残る。反面、交付金を得るために様々な邪悪な手段を助長する恐れもありはなはだ疑問。 ③排出者の3Rに対する意識が消滅する パソコンの排出者は3R意識はまったく無い。それが正しいのか、家電も同じ道を歩ませようとしているのか? ④前払い方式を採用しても、不法投棄が削減されない場合の責任の所在はどこにあるのか? * 抜本変革が必要か否かは、上記(2)の数字をベースにした議論を行うべきである。 * その間は現行法での運営改善の為の議論を行うべき。(指定引取場所、料金問題等)	
72	—	不法投棄が増えている。	リサイクル料+運搬賃が高い。	売価にリサイクル料を含めたらどうでしょうか。廃品はメーカーが引き取る。	—	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
73	<p>廃棄するときではなく、新規購入時にリサイクル料金を上のせするのが当然である。私の街では、不用になった冷蔵庫などが河に捨てられていることが多く困っている。</p>				
74	<p>【1】家電リサイクル法の問題点 問題点1. 不法投棄が増加していること。 当会の調査結果から、家電リサイクル法施行後、不法投棄が増加しており、その処理に自治体が苦慮していることが分かります。家電リサイクル法は拡大生産者責任が「適正処理」の部分だけに適用され、「使用済み製品の回収」「リサイクル料金の後払い」などにおいて拡大生産者責任が貫徹されていないことが問題です。 (1) 不法投棄は増加しています。その処理にかかる大阪府内自治体の負担は3,800万円にもなります。(表1省略) (2) 不法投棄の予防策など、大阪府内自治体には金銭に現れない負担があります。(表2省略)</p> <p>問題点2. リサイクル料金が一律で高いこと、リサイクル料金の算出根拠が示されていないこと。 リサイクル料金は全メーカー同一料金となっており、競争原理が働いていません。当会が家電メーカーに対しておこなったアンケートの結果では、リサイクル料金の算出根拠の問いに対し、「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げることのないように」の2点を回答として上げています。家電リサイクル法の条文そのままであり、具体的な算出根拠を示していません。リサイクル料金については、大阪府が推奨する家電リサイクル大阪方式では表6に示すようにメーカー一律料金より安くなっています。 (1) 消費者の64%が「リサイクル料金が高い」と考えています。(表3省略) (2) 自治体の62%、小売店の66%が「値下げすべき」と回答しています。(表4省略) (3) 家電小売店の75%が「リサイクル料金の算定根拠を公表すべき」と回答しています。(表5省略) (4) 家電リサイクル大阪方式は国の現行制度に比べ60%～70%のリサイクル料金です。(表6省略)</p> <p>問題点3. 小売店の負担が増していること。運搬料金が小売店、自治体によって異なること。 (1) 小売店は、消費者から製品価格の値引きを言われた場合、47%の小売店が「運搬料金の値下げ」で対応しています。小売店の負担が増えています。(表7省略) (2) 大阪府内自治体により収集運搬費は異なります。(表8省略)</p> <p>【2】改善すべき点 基本的認識——「拡大生産者責任を貫くこと」 拡大生産者責任は、OECDによって提案された政策概念です。OECDは拡大生産者責任を、製品に対する製造業者の物理的および財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策アプローチと定義しています。第1に、これまで、生産者の責任は生産過程または消費過程までであり、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を問われることはありませんでした。拡大生産者責任とは、生産者の責任が、生産物の使用後の段階にまで拡大され、生産者は使用済み生産物の回収・処理・リサイクルなどに関して物理的、財政的責任を果たさなければならないというものです。第2に、拡大生産者責任とは家庭系の廃棄物、地方自治体の責任で処理してきた廃棄物を主たる目標として設定された概念です。地方自治体の処理費用は税金によってまかなわれています。この場合、排出者に費用の負担感はなく、生産者が廃棄物になりやすい生産物を生産しても、それを回避する動機付けにはなりません。第3に、拡大生産者責任は設計段階において生産物の生涯にわたる環境負荷を小さくするような動機付けが生産者に生じます。拡大生産者責任を徹底することにより、リサイクルのコストが生産者にまで伝わり、生産者に廃棄物になりにくいような設計・工夫をすることが動機付けられます。第4に、拡大生産者責任の徹底は社会的費用をより小さくすることにつながります。</p> <p>改善点1. 不法投棄問題——「リサイクル料金を前払いに改めること」 (1) 問題点の原因とその原因について 「後払い方式」は拡大生産者責任の「生産者の財政的責任」を免除したものであり、「拡大生産者責任」を曖昧にしている最大の原因になっています。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金(それもかなり高額)を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。後払い方式は不法投棄の原因となっています。その不法投棄された物の処理は自治体が税金で負担しています。生産者は、その生産したものが使用、廃棄された後も、その製品の適正なリサイクルや処分について責任を負う「拡大生産者責任」を全うすべきです。(表9省略) (2) 解決策 当会アンケートでも消費者、自治体、小売店とも、リサイクル料金を前払いに改めることを主張しています。 (表10省略) 「前払い」は製造者が製品を出荷する段階で、製造者が支払うものとします。すなわち、商品価格に上乗せすることになり、製品価格の概念は「従来の製品原価や人件費に適正なリサイクル原価をプラスしたもの」となります。小売店の価格表示は、消費者やリサイクル事業者が分かるように「本体価格〇〇円+リサイクル料金△△円」と表示。リサイクル費用が製品の価格に上乗せされる形になり、リサイクルコストが料金として正しく反映する限り、生産者の技術革新や消費者の商品選択に影響を与えます。リサイクル料金は「資金管理法人」をつくり積み立てます。そして、リサイクル過程における運搬事業者やリサイクル事業者が、それぞれに資金管理法人に費用請求する仕組みを作ります。生産者の撤退や倒産による費用回収の問題が回避できます。既存の家電品は、出回っている量からすべてを生産者負担とすることには無理があります。この場合、消費者は指定家電の買い替え時に従来のリサイクル料金と、新製品のリサイクル料金の両方を支払うこととなります。しかし、後述する「リサイクル料金の設定根拠を公表すること」「リサイクル料金を下げること」「A・Bルートの見直し」などにより、消費者の負担が過大とならないよう、政策的などりくみが必要です。</p> <p>改善点2. リサイクル料金が高いこと——「料金の設定根拠を公表すること」 (1) 問題点の原因とその原因について 前項の「問題点2. リサイクル料金が一律で高いこと、リサイクル料金の算出根拠が示されていないこと」で述べていますが、リサイクル料金の設定根拠が示されず、全メーカー一律となっていることです。家電リサイクル大阪方式では現行制度のリサイクル料金の60%～70%で処理されています。また、家電品の大きさに関係なく、リサイクル料金が同額なのは矛盾しています。家電リサイクル法に謳われている「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げない」 (2) 解決策 ・消費者が納得するよう、リサイクル料金の設定根拠を公開すること。 ・適正なリサイクル料金とすること ・メーカー一律料金を排除すること</p>				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
	<p>改善点3. 運搬料金——「拡大生産者責任を貫き、運搬料金は生産者負担とすること」</p> <p>(1) 問題点の原因とその原因について 運搬料金は、小売店では値引き対象となっていること、大きさに関係なく同一料金となっているところが多いことなど、問題点が多くあります。原因は財政面での拡大生産者責任を免除したために現れた問題です。</p> <p>(2) 解決策 拡大生産者責任は、生産者に使用済み製品の回収も求めています。したがって、リサイクル料金とは別に運搬料金を設定する必要はありません。運搬費用を廃止し、リサイクル料金の一部と考えるべきです。また、今後、指定品目の拡大をはかる場合に、自治体の回収ルートが有望になります。「問題点1. 不法投棄問題ーリサイクル料金の前払い」でも述べたように、当然、資金管理法人に対して自治体からも運搬・収集料金の請求ができるものとなります。</p> <p>改善点4. 家電リサイクル法「リサイクル率」——「実績に即し、リサイクル率を上げること」</p> <p>(1) 問題点の原因とその原因について メーカーのリサイクル率実績は、法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。 (表11省略)</p> <p>(2) 解決策 ・実績を基本とし法で定めるリサイクル率を大幅に引き上げること ・また、新製品に対する再生資源の含有基準を検討すること。再生資源含有基準を設定することにより、生産者に再資源化が容易な原材料を使用する動機が生じます。また、再生資源を取り入れやすい生産工程をつくることも期待できます。</p> <p>改善点5. A・Bルートの見直し——「A・Bルートの一歩化、地域の技術力のある事業者にも開放すること」</p> <p>(1) 問題点の原因とその原因について 小売店アンケートから「AとBとに分かれているが、同一価格であれば近くの収集場所に搬入できるようにすべきだ、時間のロスが大きい」「A・B指定場所を一本化すべき」等の意見が寄せられています。小売店はグループ別に保管・運搬が必要であり、さらに指定引取場所では製造メーカーの確認などの作業も発生しています。大阪府内にはAグループ6カ所、Bグループ7カ所の引取場所しかなく、A・Bで分けることは合理的ではありません。拡大生産者責任は、リサイクル・処分の全てを生産者自らが行うことを要求しているわけではありません。あくまでも生産者の責任で、より社会的負担の少ないリサイクルを行うことを求めています。A・Bルートに分けることや、A・Bで独占することは社会的負担の軽減につながると思えません。家電リサイクル法の施行によって、それまで家電リサイクルを行っていた地域の事業者が、その仕組みから除外されてしまいました。リサイクルを地域の技術力のある事業者にも開放</p> <p>(2) 解決策 ・A・Bルートの一歩化 ・地域の技術力のある事業者にもリサイクルに参加できる仕組みを作る</p> <p>改善点6. 指定家電の拡大——「全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと」</p> <p>(1) 問題点の原因とその原因について 4品目は「小売店が配達・設置し、排出物を引き取る」ことを前提にしています。しかし、資源の有効活用を考えると指定品目を拡大することが必要です。現在の家電リサイクル法を前提としても、消費者の35%、自治体の51%、小売店の49%が指定品目を拡大すべきと回答しています。 (表12省略)</p> <p>(2) 解決策 基本的には、「リサイクル料金の前払い」によって、すべての家電品を対象とすべきです。当会のアンケート調査で、消費者の意見として「指定家電とすべきもの」に次のような製品が上げられています。 (表13省略)</p> <p>また、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議「家電リサイクル法の改正等に向けた検討結果報告書」では、リサイクル率について以下のような報告がなされています。 ・電子レンジ リサイクル率80%以上は可能 ・衣類乾燥機 70% ・石油ファンヒーター 95% ・ビデオデッキ 70% ・食器乾燥機 30%(プラスチックを含めると70%以上は可能。)</p> <p>[3]その他 2011年の地上波デジタル放送本格開始により、既存のアナログテレビが「ただの箱」になります。これは政策的に誘導されたものであり、またメーカーは買い替え需要で大きな利益が期待されます。一方で消費者は否応なく買い替えやチューナーの設置を迫られます。これは不合理なことです。 デジタル放送が受信できるテレビの買い替え時には、既存製品のリサイクル料金はメーカー負担とするなどの政策的な配慮を求めます。</p>				

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
75		<p>法施行前は大部分が埋め立てられていたことを考えると、世界に先駆けて仕組みを作り、年間1千万台以上の実績をあげている家電リサイクルは、大変うまくいっていると思う。</p>	<p>排出予想台数の半分位が「見えないフロー」に流れてしまい、数量の把握や処理の状況等が把握できていないこと。</p>	<p>・中古品として販売又は輸出されるものについては、数量把握の仕組みがないこと ・処理業者の処理については、自治体の取り締まり不足 ・排出するときに「見えないフロー」に流れてしまっている人がいること</p>	<p>・中古品として販売又は輸出されるものについては、数量把握ができる仕組みを作る。古物商に特定家庭用機器(中古品)の入荷・販売申告義務を課せば数量の把握が可能だと思う。また、ゴミを輸出させないために、中古品の輸出には一定の基準を設けることが必要だと思う。 ・処理業者の処理については、自治体を取り締まりを強化する。また、特定家庭用機器を処理した処理業者には、製造業者等と同じように、リサイクルの状況について公表するよう努めさせることが必要だと思う。 ・小売業者に引取義務のないものを自治体が積極的に回収すれば、「見えないフロー」に流す排出者は減少すると思う。また、小売業者への立入検査の強化も必要だと思う。</p>	<p>審議会で料金の支払い方法について、前払いという意見があった。排出する時に排出する人が排出する時点のリサイクル料金を支払うという、分かりやすく公平な仕組みは、家電リサイクル法がうまくいっている大きな要因だと思う。従って、料金の支払い方法は後払いの方が良いと思う。前払いの場合、排出する時にリサイクル料金がからまないことからリサイクルに対する意識が希薄になり、ゴミ集積場への不法投棄等の不法行為が増加する懸念がある。</p>
76	<p>「循環型社会の構築」を目指す「家電リサイクル法」については、法施行5年目を向かえ広く国民に「家電リサイクル法対象商品」の廃棄時には「リサイクル料金+収集運搬料金」が必要との周知が行き渡っていると判断できる。</p>	<p>①石川県の場合地形が縦長の為、Aの引取場所までの商品搬入に掛かる往復時間が最長で3時間40分、Bの引取場所までの商品搬入に掛かる往復時間が最長で2時間40分かかっており、販売店に与える時間ロスが多々である。 ②対象商品の不法投棄が地域販売店の店舗(兼住居)敷地内で発生した。 ③大型電器量販店との価格競争激化にともない、お客様からリサイクル料金すら値引き対象となり、経営を圧迫している。 ④街頭を街宣する対象商品の無料(一部では買い上げ)回収車の出現により、そちらを利用するお客様が増加し、販売店がリサイクル料金をお客様に請求しても回収車の事を例に出され、すなおにリサイクル料金支払いに応じてくれないお客様が見られるようになってきた。リサイクル法徹底の危機感を抱く。 ⑤リサイクル料金について、特に、冷蔵庫の容積の大小に関わらず料金が同一なことに関するお客様の抗議(不満の声)が増えてきた。</p>	<p>①・(2)-①について、県内に、A、B引取場所が各2箇所しかない為。 ②・(2)-②について、リサイクル料金の未払い。特に転勤シーズン、大学生の卒業時に多く発生。 ③・(2)-③について、一部大型電器量販店店頭表示価格で、リサイクル料金込み価格が表示され、リサイクル料金が販売価格の中に埋没してしまい、お客様のリサイクル料金は別途との認識が希薄になってきた。 ④・(2)-④について、現状は、リサイクル法対象の商品も、リサイクルを目的として回収するこれらの業者を取締る法律が無いことが原因。 ⑤・(2)-⑤について、50%程度の冷蔵庫も、450%以上の冷蔵庫も、同一料金である事に対するお客様の理解と納得を頂くのは大変難しい。なを、今後は、テレビに於いてもインチ数の大小による同一料金疑問の声が、地上デジタル放送対応テレビへの買い替えが進む事により、現在よりもっと多くなると予想される。</p>	<p>①・(2)-①について、 1、A・B指定引取場所の共有を行えば、石川県では、往復40分～80分の時間短縮が図れる。 2、指定引取場所の増設。 3、メーカーの責任としてコールセンターを設置するなどして小売事業者の店頭で引渡しを可能にする。 4、自治体のヤードを中継地点としての活用や、メーカーの販売会社の空き地を活用する。 ②・(2)-②、③、④について、リサイクル料金の前払い制を導入する。 現在、家庭系PCや自動車のフロン回収では、前払い制が導入され運用されているのに、なぜ家電品リサイクルに導入されないのか。 ③・(2)-⑤について、 1、製品の大小に関係なく同一料金での現状を継続するのであれば、各社のリサイクル料金の実態を公表してお客様の理解が得られるようにすべき。 2、料金が各社同一であり、5年間一度も改正されていないのは、各社現状料金で十分な利益を上げているのではないか？等の疑問に対処する為にも、各社のリサイクル料金の実態を公表してお客様の理解が得られるようにすべき。 3、透明性のある料金体系にする事により、リサイクル料金支払いへのお客様の理解が得られる「家電リサイクル法」定着が重要である。</p>		

意見内容					
No	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
77	家電リサイクル対象商品の引き取り台数は年々増加している。 回収された対象商品のリサイクルにより、最終処分量の削減に貢献している。 家電リサイクル法が周知されてきていると思う。	回収率が50%といわれているが、それ以外はどこに流れているか明確にすべき。 どんな理由でどこに流れているか判明すれば原因もわかり、どのように改善すべきか、具体的にみえてくると思う。 このまま制度変更しても、同様な事が起こり問題解決にはならないと思う。	—	—	—
78	—	①グループがメーカーによって分かれており管理及び持ち込みに手間取る ②グループによりリサイクルセンターの場所が違う点 ③規制が非常に厳しい(伝票記入の仕方、持込方法、など)	①グループ分けによって、一旦倉庫に保管したり、リサイクルセンターに持ち込む場合に場所が違う為手間取る ②グループにより違った場所に持ち込む為の保管量のアンバランス ③リサイクルセンターが1箇所しかない為、厳しくしても従わざるを得ない	①グループを統一し物量を集中させないようエリア制にするなどしてセンターの拠点を増やす ②重複するが、どちらのグループも持ち込めるようグループ分けをしない ③持ち込み拠点を複数にすることにより持込する側がセンターを選択出来るようにする	いずれにしてもグループ分けが非常にアンバランスでありBグループに偏りすぎているので分けても意味がない
79	・家電リサイクル法により消費者に不要になった家電製品の処分は無償では無いという意識を持たせ、消費者の立場からリサイクル、資源の有効活用、省エネ、不法投棄への監視などを真剣に考える基点となった。 ・消費者、小売業、家電メーカー、行政の役割分担が明確でそれぞれの立場に環境問題を意識付けた。	・これからは消費者にも環境に優しいマインド、省資源・リサイクル、廃棄物への自己責任をもつ気持ちが大切で、この流れに沿った物流、ビジネス、資金の流れを単純で分かり易いしくみが必要です。 ・不法投棄があるから前払い徴収するという考え方は少し姑息な考え方だと思います。前払いにすると消費者にも家電の廃棄は有料であるという意識を無くさせ量販店、小売業にも廃棄運送料も粗利益の中で埋没してしまい環境意識がなくなる。(消費者があまり意識しない所で不明確な形式で廃棄費用が処理される方法はよくない。)	・静脈物流のビジネスモデルが未整備 ・ルール違反業者の排除	・課題事項を複雑にせず、しかもプレーヤが全て環境問題を真正面から捉える事が重要だと考えます。 ・メーカーは環境技術、環境配慮型商品の開発そしてリサイクル技術の向上行政と小売業とメーカーはリサイクルビジネス(静脈物流)を真剣に考える消費者は環境問題について自分の問題として考える。 以上、今起こっている問題にだけこだわらず、環境問題をキチンと見据えた視点が大切です。	現行「家電リサイクル法」の理念を大切に消費者を混乱させない方法が良い。

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
80	問題点はあると思うが、年々実績を積み上げており(処理台数、フロン回収等)、順調に実施されているものと評価する。	①対象機種種の拡大(液晶テレビ、プラズマテレビ) ②消費者への告知不足 ③不法投棄問題	①対象機種種の拡大(制度設計の不備等に起因するもの) 液晶テレビ、プラズマテレビは、家電リサイクル法スタート時点ではほとんど売られていなかったと記憶している。現在、ブラウン管テレビを上回る売り上げがあるということなので、改めて対象を見直す必要がある。 ②消費者への告知不足(制度設計の不備等に起因するもの) 周りにいる人に聞いてみると、家電リサイクル法を知らなかったり、知っていても名前だけで内容をあまり理解していない人がたくさんいる。対象機種は、いずれも10年に一度ぐらいしか買い替えをしないので、その時になるまで、興味がなかったり知ろうとしないのは当然である。 ③不法投棄問題(事業者の活動等制度以外に起因するもの) 家電リサイクル法がスタートしてから、不法投棄が増えたというが、本当なのか。環境省の発表したデータでは、微減もしくは横這いといった所ではないのか。そもそも不法投棄というのは、個人のモラルの問題である。現在あちこちで不法投棄が見られるが、これは家電品に限ったものではない。個人のモラルを高めなければ、この国はだめになってしまう。	①対象機種種の拡大(液晶テレビ、プラズマテレビ)について リサイクル料金、再商品化率等について検討する必要はあるが、同じテレビであり、対象機種として拡大すればいいのではないかと。 ②消費者への告知不足について 家電リサイクル法がスタートした前後にも、政府や自治体、メーカーや小売業者など関係者総出で、家電リサイクル法についてPRしたと思う。処理台数が毎年増加するなど成果を上げているのだから、消費者に対するPR活動を継続的に実施すれば、処理台数の増加も見込めると思う。新製品を買う時にリサイクルする割合が多いと思うので、カタログに家電リサイクルについてのPRを掲載すれば、それほど費用を掛けずに、効果的な告知が出来るのではないかと。また、自治体が定期的に発行している刊行物は、消費者に見られる頻度が高いと思う。自治体の役割として、消費者への告知強化をお願いしたらどうか。 ③不法投棄問題について 不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと馬鹿なことを言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そここのところを良く見極めて、自らの役目として取り組むべきである。 *この夏、公共施設のプールでの排水溝のフタ問題で子供の死亡事故が発生し、社会問題として大きく取り上げられた。この一件だけを見ても、自治体のいい加減さを見る思いがして憤りさえ感じる。自治体は、自分たちが社会の公器として何をすべきか、何を求められているかを真摯に考え、責務を果たすべきである。	今回の合同審議会の運営には、作爲的なものを感じる。 ・議事録を見ると、自治体を代表する委員が、家電リサイクル法がスタートしてから不法投棄が増えたと何回も主張しているが、環境省の資料によると、不法投棄が増えた自治体よりも横這いもしくは減った自治体が多いという。そうであるならば、不法投棄が減った自治体にも委員として参加してもらい、どのようにして減ったかの事例紹介等公平な発言をしてもらわないと、片手落ちの審議会になるのではないかと。きちんとした取組みを実施して不法投棄を減少させている自治体がいるにもかかわらず、処理費用が足りないと言いき、前払いにすればすべては解決すると発言する自治体を委員とする今回の審議会は、まさに作爲的なものと言わざるを得ない。 ・自治体からの発言のみならず、前払いの意見が多い。但し、前払いにするとどう問題が解決するのか明確な裏付けは述べられていない。議事録を見ると、第一回目の合同委員会の席上、座長から、新聞報道では前払いへの見直しが決まったかの論調であるが、決めるのはこの合同審議会の審議を踏まえてからである、というコメントがあった。しかしながら、これまでの議事録を見る限り、合同審議会は、前払いへ向けたセレモニーの感が否めない。不法投棄の件以上に、作爲的であると感じる。	
81	①排出時費用負担方式は、廃棄するにも費用が必要ということ認識するのに役に立っている。自動車リサイクルのような先払い方式では、廃棄とリサイクル費用のが結びつかないのではないだろうか。(リサイクルを行うためには費用が必要である)	①リサイクルの実績が一般に浸透していない。	①どのようにリサイクルされるのかが十分にアピールされていない。	①排出時リサイクル料金を支払うとき、家電リサイクル券の本人控えと一緒に『どのように処理され、どんな材料に、どれだけの量が』リサイクルされるかを簡単に説明したパンフを小売店などで渡すことを行い、いま排出者自身が支払ったお金の意味・用途を認識できるようにする。 ②牛乳パックのリサイクルでは『牛乳パック1トンで森林の木が20本に相当する(だったかな)』のような具体的なリサイクル実績を、消費者に対してもっとアピールすべきである。	なし	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
82	<p>・1年間に1000万台以上の家電がリサイクルされるのは、海外に類を見ないすごいことだと思います。</p> <p>・家電メーカーも積極的に3Rを推進しており、リサイクルの重要性がよくわかります。</p> <p>・家電を捨てる時にお金が必要ですが、みんなにリサイクルの重要性を理解してもらい、できるだけ大切に使うために必要なことであると思います。</p>	<p>①ブラウン管テレビだけでなく液晶テレビも対象にするべきではないでしょうか。</p> <p>②前払いという意見があるが、その必要性があるのかわかりません。</p>	<p>—</p>	<p>①テレビというジャンルで考えると、液晶が入らないのは不自然ではないでしょうか。</p> <p>②リサイクルについて、排出する時にお金を払うことが自然ではないでしょうか。購入する時に払うのであれば、中古品で業者が買取の場合にはお金を返してもらえるのでしょうか？排出家電の半数は海外へ行っていると聞きます。リサイクルのお金を払い込んであるこのような物は、購入した人にお金が必ず返るのですか？「不法投棄が増えるから前払いに」という意見があるようですが、不法投棄の数と海外へ行っている数はどちらが多いのですか？中古業者が購入する・海外へ行っている数を明確にしてもらいたいと思います。後払いは、券を貼ったりするのがめんどくさいからいやだとしか思えません。自分の排出した家電がきちんとリサイクルされていることがわかれば消費者は、排出するときに文句は言わないと思います。</p>	<p>①液晶、プラズマは品目に入れることを考えたいかがでしょうか。</p> <p>②今のままの後払いがいいと思います。</p>
83	<p>① 現在の家電リサイクル法は、一般消費者へ定着化しつつある。</p> <p>② リサイクル施設へ回収後の再商品化率も評価される実績になっている。</p> <p>③ リサイクル施設を見学したが、リサイクル料についても、妥当性のある料金と思われる。逆に手間から考えると少々安いようにも思われる。</p> <p>④ 今回様々な視点から見直しをされているが、現在のシステムを基本として検討すべき。</p>	<p>① まだまだリサイクル施設への回収が進んでいない。</p> <p>② 想定される廃棄量や不法投棄量から考えると、不用品回収等で一般家庭から排出され、その後どのように処理されているかよく分からないルートのものが相当ある。</p> <p>③ 家電量販店では、収集運搬料金が他店との競争原理の中で値引きにすり替わり、徴収が出来ていない。</p>	<p>① 家電リサイクル法のPRがまだまだ不足。</p> <p>② 家電品は、車のように販売時から所有者の特定が出来ない性質のもの。</p> <p>③ 不用品回収等、一般家庭から廃棄されるルートが、多岐におよび見えない。</p> <p>④ 収集運搬料金の徴収が流通任せになっており明確化されていない。</p>	<p>① 家電リサイクル法のより一層のPR。</p> <p>② 廃棄ルートの実態把握調査。</p> <p>③ 法の趣旨から外れるようなルートの取り締まり強化。</p>	<p>① 家電リサイクル法の料金徴収制度を変更しても不法投棄の減少は見込めない。不法投棄については、家電リサイクル法以外の法規制が必要。</p> <p>② 廃棄ルートの実態把握をよく調査した上で、検討すべき。</p> <p>③ 流通の商売(値引き)と家電リサイクル法に係る料金の切り分けが必要。前払い制度は大変危険。消費税の内税化や収集運搬料金のように流通の競争の中でうやむやにされる可能性がある。</p> <p>④ 現在の家電リサイクル法は徐々に定着化しており、尚一層のPRが必要。現在評価される制度を根本的に変更するような改定は望ましくない。</p>

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
84	<p>①見直しの必要は感じない。5年間順調に推移してきている仕組みだが、全国民に浸透しているとは思われない。一層普及啓発をし、今の日本人に欠けている社会的規範の遵守を啓発すべきである。</p> <p>②循環型社会を作ることと、不法投棄という犯罪行為を抑止することとは次元が異なる。不法投棄は「モラル」の問題であり、教育・啓発に一層自治体は取締り強化などの努力すべきである。</p>	<p>①境港市港等より北朝鮮の貨物船が甲板に山ほどの冷蔵庫、自転車を積んでいるのをテレビでよく見る。あれはなぜ可能なのか？消費者が正しく出したものがあのように輸出されているのか？また市内を軽トラで、無料で引き取るとの回収車がまわって来る。良識のある市民は方を理解し義務をはたしているのに、このようなものがあると「法を守らなくても良い」との意識が伝染する。行政は自ら作った仕組みを維持しようとする努力に欠けているのではないのか。</p> <p>②転動してきた場所を買った店がない。単に捨てる時、販売店には言い辛い。市町村に云っても愛想が悪い。結局自ら運ぶか、無料回収車に渡すかしかない。買い替えをしない時の回収が市民の苦痛にならないようにすべき。</p> <p>③薄型テレビが対象外だそうだが、同じテレビではないのか。これから薄型が主流になるので対象にすべき。</p> <p>④品目拡大は基本的に賛成であるが、リサイクルするために返って多くのエネルギーを使うのが良いとは思われない。地球に優しいリサイクルとは何かを真剣に考えていただきたい</p>	<p>制度設計の不備に起因するもの</p> <p>①輸出が野放しになっているのは、貿易管理関連法規との連携がないためでないのか。廃棄物を国外に持ち出さない為の関連法規の強化をすべき。</p> <p>②市内に無料回収車が回っているのは、法が曖昧なのではないか。販売店が責任をもって引き取らないこと、買い替えしない場合の排出が不便であることにある。</p> <p>③液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは行政の先見性の無さ制度以外に起因するもの</p> <p>拡大生産者責任を錦の御旗にして、なんでもかんでの製造者の責任で家庭用品の使用済み品を生産者に処理を負わせようとするのは、消費者に金銭的、労力的負担を増やすことになり兼ねない。行政が安易にこのような方向に傾くのは避けるべきと思う。有益な素材が取れる製品とそうでない製品とに分類し、エネルギーを使ってリサイクルしても良いものとそうでないものを明確にし、生産者が処理すべきか、自治体が処理すべきかを国が正しく理解し、法制化すべきである。EUのまねをするのではなく、日本が環境問題に国際的指導的立場であるべき。</p>	<p>①「ゴミは(国外に)持ち出さず、(国内に)持込まず」の視点より、貿易関連法規で規制する</p> <p>②市内の無料回収車は取締るべき。これら廃品回収業者には市町村に許可を与え、消費者に免許の提示を義務付ける</p> <p>③薄型テレビは対象にする</p> <p>④販売店の不正横流し・投棄を防止する為、台帳管理を義務付けし、行政は台帳提出と定期立入を励行する</p> <p>⑤適正処理設備のない解体業者などが勝手に回収し、不適正処理をするのを防止する為、マル適制度を導入する</p> <p>⑥近隣に販売店がない場合や単なる廃棄の為に、市町村は「粗大ゴミ」として受け入れる補完サービスを制度的に設ける</p>	<p>①不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがあります。不法投棄はリサイクルと全く違った観点で処置すべきです。即ち、不法投棄は犯罪であり、国民にキチント啓発すべきことです。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきです。棄て得は許してはモラルハザードです。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとの話があるようですが、消費者に手間がかかるのなら、安易な無料回収車等に渡すことは明白です。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか</p> <p>②家電リサイクル法は施行する前は市町村が処理してくれていました。(税金で処理)法施行後は消費者が直接負担となり税金は還元されておりません。聞くところによれば、数百億円の財源が浮いたそうです。何に使ったのか情報を公開すべきではないでしょうか。ほっかむりは日本人の悪い癖です。</p> <p>③ゴミステーションに資源ごみを置くとき夜陰にまぎれ何者かが勝手に持ち去れます。彼等は無価値のものは後で何処かに棄てるか、近隣の迷惑を顧みず自分の土地などに放置しております。景観的にも衛生的にも問題があります。これらの者を放置することは社会的モラルの問題であり、取締りを強化すべきと思います。日本のごみステーションは路上に放置され誰が見ても醜く不衛生である。この点では後進国といっても過言ではないでしょう。</p>	
85	<p>概ね順調に施行されていると思われるが、後を絶たない不法投棄の問題など解決すべき課題がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再商品化料金の支払い方法の検討 対象機器の拡大の検討 事業者の引取りの円滑化(指定引取場所の拡充等) 不法投棄の増加に伴う市町村の費用負担等 	<p>消費者が廃棄する時に再資源化料金を支払う方式であることなど</p>	<p>購入時に再商品化料金を支払う方式に改めるとともに、対象機器の拡大を検討すること。また、業界に対して、指定引取場所の拡充等、事業者の引取りが円滑に行われるよう指導するとともに、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすること。</p>	<p>—</p>	

意見内容					
No	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
86	・リサイクル料金の徴収方法や廃家電の指定引取場所への輸送費用の負担など制度上の問題点がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃家電の不法投棄 ・上記不法投棄に対する監視、回収、リサイクル費用支払い等の市町村の大きな負担となっている。 ・離島地域においては指定引取場所が無いことから、沖縄本島の指定引取場所への廃家電輸送費用が大きな負担となっている。 	<p>制度設計の不備等に起因するもの 〔廃家電の不法投棄及びその対策への市町村の負担〕 現行法上では、家電所有者が廃棄時にリサイクル料金を負担しなければならず、それが不法投棄の誘発につながっている側面がある。また、不法投棄された廃家電の回収及びリサイクル費用の支払いは市町村が行っており、市町村にとっては財政上の負担になっている。 〔離島地域における指定引取場所への廃家電輸送費用の負担〕 離島地域では指定引取場所がないため、海上輸送により沖縄本島にある指定引取場所へ輸送しなければならず、沖縄本島地域と比較して海上輸送費の負担が大きい。</p>	<p>〔廃家電の不法投棄及びその対策への市町村の負担〕 商品購入時に購入者がリサイクル費用を支払う制度とするのが適当である。 〔離島地域における指定引取場所への廃家電輸送費用の負担〕 離島地域の経済的負担を軽減するため、離島地域への指定引取場所の設置、または海上輸送費への助成などを行い、収集運搬費用の地域間格差を無くす措置を講ずるべきである。</p>	—
87	概ね順調だと思います。従って、法律改正の必要はないと思います。	家電リサイクル法が施行されているにも関わらず、不法投棄が絶えない。不法投棄を防止させるような対策が必要だと思います。	<p>制度設計の不備に起因するもの 消費者の個別管理が出来ていないため、不法投棄の追跡調査が出来ないことが不法投棄を誘発している。 追跡調査を出来るような仕組みを考えるべき。</p> <p>制度以外に起因するもの ①モラルを向上させるための啓発・教育が不十分。 ②地域社会における監視体制が不十分。 ③不法投棄に対しての刑罰を厳しく課すべきである。</p>	<p>①家電製品に生産→販売→消費→廃棄を追跡調査できる仕組みを導入すべき。 ②不法投棄を罰する法律を的確にするべき。特に廃棄物の収集運搬処理業者への免許許可の交付を厳正にすべき。例えば、違反者に対しての免許の再交付をさせない。また、無料回収業者の取締りをすべき。 ③地域社会での環境問題の普及啓発を自治体が徹底して行うこと。学校教育において、環境教育を一層推進させること。 ④廃家電を国外への持ち出さないように関係法規を強化すべき。</p>	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
88	<p>(1) 現行制度実施状況評価 リサイクルプラントに集まったものに対するリサイクルは順調に進んでいると高く評価できる。その一方で、その他ルートの不透明性を懸念せざるを得ず、加えて液晶・プラズマテレビなどの新製品、小型電気・電子製品の普及が進んでいるという動脈側の状況に対して後追いになっている感は否めない。社会状況の変化にあった見直しは欠かせない。</p> <p>(2) 問題点・改善すべき点 ・テレビの不法投棄が1.6倍に増加している点。 ・小売業者による拡販のための過当競争がある点。 ・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートがブラックボックス化している点。 ・現在の家電四品目の最終処分量が分からない点。 ・後払い方式がリユースを阻害している点。 ・リデュースは全く進んでいない点。 ・リサイクル料金等が低額化、差別化されていない点。 ・リサイクル品の市場変動、需要変化と連動してリサイクル料金が定まっていない点。 ・プラスチックのリサイクルを想定せずに再商品化等率の目標設定がされている点。 ・プリント基板の有効なリサイクル技術が見いだされていない点。 ・環境配慮設計 (DFE) のうち、リサイクル実務上、有効なDFEがあったかは定かでない点。 ・対象四品目以外には、身の回りには多くの電気・電子製品が存在しているがこれらのリサイクルが進んでいない点。 ・新たな製品への対応が遅い点。</p> <p>(3) 問題点の原因、意見 ・テレビの不法投棄が1.6倍に増加している点。 (i): リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。ただし、法施行直前からの増加が四品目のうちの最大がテレビの1.6倍にとどまっているというのは法制度が上手く運用された結果といえ、日本でなければもっと増加していたと思われる。また、全国平均で1.6倍であり、一部の自治体にはそれ以上のしわ寄せがきていることは想像に難くない。なお、エアコンについては0.7倍と減少しているため、短絡的に、後払い方式→不法投棄が増加したとはいえないものの、総体的にみれば、マイナスの影響の方が大きい。 ・小売業者による拡販のための過当競争がある点。 (ii): リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。後払い方式が拡販のための過当競争に結びつくという点は、法制定時に深く考慮されておらず（現在、小売業者が前払い制を主張するようになったことから理解できる）、リサイクル費用徴収方式を再考する必要がある。</p> <p>・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートがブラックボックス化している点。 (i): リサイクル料金を後払い方式にしていること、家電リサイクル法と廃棄物処理法の接合が不適当であることが問題。後払い方式でなければ、家電リサイクル法ルートに流れるものが増加するはずである。なお、家電リサイクル法ルート以外（その他ルート）の処理が即、不適切といえるわけではないが、現状ではその他ルートの処理状況が報告されないことが問題である。その他ルートでの処理台数、リサイクル量等を報告させるべき。同じモノを処理しているのに、ルートが異なるだけで報告の有無に差が生じていることに合理性は認められない。 ・現在の家電四品目の最終処分量が分からない点。 (ii): 家電リサイクル法と廃棄物処理法の接合が不適当であることが問題。家電リサイクル法の目的の一つには最終処分量の削減があるはずだが、法施行により家電四品目の最終処分量がどれだけ減少したかが把握されていない。法施行の説明責任を全うしていないだけでなく、重要な法の目的を軽視している状態であるとさえいえる。 ・後払い方式がリユースを阻害している点。 (i): リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。リサイクルショップにとって、仕入れた中古品が売却できない場合にはリサイクル料金をリサイクルショップが支払わなければならない、中古市場への中古品の供給量は減ったと考えられる。消費者にとっても、場合によっては中古品の購入価格よりも高いリサイクル料金を支払わなければならない、必要以上の負担感を感じさせてしまっている。現在の家電リサイクル法は、リユースよりもリサイクルを優先させてしまっているといっても過言ではない。家電リサイクル法は、後に制定された循環基本法の精神にそって、家電3R法への転換を目指すべき。 ・リデュースは全く進んでいない点。 (ii): 修理をする位であれば買い換えの方がよいという状況になってしまっている。修理をするインセンティブに欠けている状況が問題。 ・リサイクル料金等が低額化、差別化されていない点。 (ii): 現在の法制度の枠組みでも、低額化・差別化は可能であるが、実態はそうならなかった。メーカーに努力してもらいたいところだが、それ以上に、メーカーが低額化・差別化をすすめるインセンティブに欠けていることが問題。 ・リサイクル品の市場変動、需要変化と連動してリサイクル料金が定まっていない点。 (i): 市場変動等に伴う赤字分は製造業者等が負担することでもよいかもしれないが、赤字になることは、リサイクル料金\geqリサイクル費用であり、法律に抵触しうる。法律上、市場変動に対してどのような運用をするかが明示されていないことが問題。 ・プラスチックのリサイクルを想定せずに再商品化等率の目標設定がされている点。 (ii): 当時の制度設計に問題があったわけではないが、現在ではプラスチックのリサイクルもそれなりに進められている。目標数値を適当な数値まで引き上げる時期にきている。なお、家電四品目のプラスチックにおいては、良質なマ ・プリント基板の有効なリサイクル技術が見いだされていない点。 (ii): 電気・電子製品に特徴的な製品部位はプリント基板であるにもかかわらず、これに対する有効なリサイクル技術が見いだされていない。主となる原因は不明。 ・環境配慮設計 (DFE) のうち、リサイクル実務上、有効なDFEがあったかは定かでない点。 (ii): メーカーはDFEに対して十分な努力してきたものの、真に有効なDFEにつなげるにはまだ時間がかかりそうである。時間の問題か。</p>				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
	<p>・対象四品目以外には、身の回りには多くの電気・電子製品が存在しているがこれらのリサイクルが進んでいない点。 (ii): 家電リサイクル法は、一部の電気・電子製品を対象とした法律である。対象外の製品をどのような枠組みでリサイクルするかのビジョン・仕組みがないことが問題。 ・新たな製品への対応が遅い点。 (ii): 液晶・プラズマテレビについていえば、もっと早く省令を変更して、家電リサイクル法の対象に加えることもできた。法の運用に問題がある、ないしは法の運用の考え方が洗練されていないと考えられる。再商品化等率の設定が難しくても、時限的に対象に加えることはできるはずである。ある程度の明確な見通しがなければ、製造業者等も新たな投資に積極的にはならない(なれない)ので、行政は明確な旗を振る必要がある。</p> <p>(4) 問題点に対する解決策・改善策 ・リサイクル料金等の後払い制から前払い制(当期充当―一部製造業者負担方式)へ 再商品化等料金ならびに収集運搬料金の両方を前払い制とする(現状の無料引取を行っている状況に対しては、再商品化等料金の前払いのみでは不十分なため)。料金の負担者は、これまでどおり消費者であるとともに、料金は総費用を上回らないこととする。そのため、厳密には消費者と製造業者等が費用負担を分担することとなる(この点は現行法と同一)。料金は、共に製造業者等が設定する(収集運搬料金も製造業者等が設定する点が現行法と異なっている)。使用済み家電四品目を家電リサイクルプラントもしくは製造業者等が提示するリサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者へと引渡した場合には、製造業者等から運搬業者に収集運搬の実費用を引き渡すものとする(実費といっても地域・地区ごとに上限値を定めるものとし、意図的に遠方の業者に引き渡した場合の余分な支払いはしなくてよいものとする。なおこの時点で資金管理法人が資金管理することとはしない。なぜなら、料金が費用を上回らない状況で、料金徴収が不足した場合に不足分を製造業者等に支払わせることとすれば、製造業者等の持ち出し費用を少なくしようと収集運搬費用を下げるインセンティブを製造業者等に与えることができるため)。リサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者へと引渡した場合には、処理完了報告が製造業者等に行われた場合に、再商品化等費用が製造業者等から支払われる。製造業者等が処理した場合は、当該年に徴収したリサイクル料金でその費用をまかなう。製造業者等は、自ら処理した分と廃棄物処理業者から受けた処理完了報告分を併せて、国へ報告する。製造業者等が提示するリサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者の参入を認めることで、独禁法の問題を回避しつつ市場の競争性を確保することができ、例えば、疎両グループの指定引取場所を共有することも促されると考えられる。 余剰金については、不法投棄対策、離島対策、再商品化等技術開発、DfE対策、E-waste対策、海外での廃棄物処理インフラ整備、などに利用するものとする(海外でのインフラ整備に用いるため、中古品の輸出分は還付されない本方式は、当期充当方式の一種であるが、製造業者の一部負担を前提とする点、収集運搬料金も前払い方式とする点、料金設定を廃棄台数から割り戻すわけではない点、余剰金の還付はない点、廃棄物処理業者の参入を認め情報収集体制の強化 家電リサイクル法ルート以外でリサイクルされた場合であっても、リサイクル法ルートと同一水準の報告義務を課す。また、ルートにかかわらず、家電四品目の最終処分量を報告させる。それから、リサイクル料金の設定が適当かを ・新製品への対応の迅速化 追加の対象品目の決定は、その再商品化等率の目標値を定めるよりも3～5年程度前に決定する。この先行期間中に技術開発が促されることを期待できる。</p>				
89	平成13年4月の法施行以来、制度の定着とともに目的とする廃棄物の減量化及び再生資源の有効利用に一定の成果があったものと評価	①次を背景に不法投棄が後を絶たないこと。 ・排出時に高額な負担が必要 ・引取事業所が偏在しており、排出が不便等 ②不法投棄された廃家電の処理は市町村が中心に行っており、この処理に要する経費を市町村が負担している状況にあること	制度上、家電廃棄時に排出者に高額のリサイクル費用負担を求めていること。(後払いであること。)	○リサイクル料金の前払い制度の導入 ○メーカー、小売店等による不法投棄廃家電対策費の指定法人への拠出及び指定法人から不法投棄廃家電を行った自治体への経費の一部助成	—
90	順調に行っていると思います	大きな問題点は無いと思います	—	—	やっと制度が定着してきたので、このままでもう少し続けるべき。 料金前払いの意見があるようですが、製品購入時に10年以上先に必要なリサイクル料金を払うのは納得できない。 不法投棄防止というようだが、近隣の河川を見る限り、家電品だけでなく、家具、タイヤ等々さまざまな物が捨てられている、不法投棄防止は総合的に対応して欲しい。
91	5年間順調に稼働していると感じるが、まだ一般には浸透しているとは思われない。	・近くに指定引取場所が無い地区で、買い替えをしないで廃却する家電品(特に大型:冷蔵庫や洗濯機)の引き取り先が無い。 ・リサイクル品目の拡大は賛成であるが、リサイクルに焼却・埋め立て以上のエネルギーを使用するの問題である。)制度設計の不備に起因するもの ・販売店が責任を持って廃家電の引取らないこと。 ・無料回収車が市内を廻っているが、法が曖昧ではないか。)制度以外に起因するもの ・個人のごみに対するモラルが低い。 ・ごみをださない、制度・仕組みの確立がなされていない。	・無料回収車は取り締まり、自治体、もしくは許可を与えた廃品回収業者による、廃家電品の引き取り制度の確立。 ・販売店の横流し・投棄防止のための、台帳管理義務と行政の監視・監督の体制確立。	・日本は資源の少ない国であるため、ごみを作らない製品・流通の体制確立が必要である。 以前は、空き缶、ペットボトルや、レジ袋、また食品等に見られるプラスチックによる梱包がなく、ごみの殆どが、リサイクルや土に返るものであると記憶しております。 もう一度、過去によいところは取り得て、住民に対して、循環型社会の教育を徹底して、循環型社会のシステムを再構築する必要があると思います。

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
92	国民全員が使用の終わった家電品をキッチンとリサイクルする、という意識が高まり、大変に良い。	リサイクルのお金を払わずに、廃棄する人がいる、とのことだが、法律なので、この廃棄をキッチリと取り締まって欲しい。 私は今夏、冷蔵庫を買い換えたが、リサイクル料金を5千円払った。新品配送時に旧型を引取って貰ったが、100kg近い冷蔵庫なので配送の方二人でやっと運び出せた。廃棄すると言うが、一般の人にはとても重くて捨てるようにも持ち運び出せない。私達は処理の料金を払っているが、どこかで誰かが廃棄していると折角国民に定着したリサイクル意識を低下させかねない。当局の厳格な取り締まりを期待する。	リサイクルのお金を払わずに、廃棄する人がいる、とのことだが、法律なので、この廃棄をキッチリと取り締まって欲しい。 私は今夏、冷蔵庫を買い換えたが、リサイクル料金を5千円払った。新品配送時に旧型を引取って貰ったが、100kg近い冷蔵庫なので配送の方二人でやっと運び出せた。廃棄すると言うが、一般の人にはとても重くて捨てるようにも持ち運び出せない。私達は処理の料金を払っているが、どこかで誰かが廃棄していると折角国民に定着したリサイクル意識を低下させかねない。当局の厳格な取り締まりを期待する。	制度の不備 法で規定していながら、リサイクル出来ないのは当局の怠慢。 制度以外 もっと自治体のリサイクルの指針・考え方をPRすべき。	今の法律を厳格に適用すべき。 日本は資源が無いのだから、国民全員がこの資源を大切にすることを持続・発展させることが最も重要。	—
93	「廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り、循環型経済社会を実現していくため、家電製品等の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを構築すること」に対して、資源の有効利用が進み、メーカーも作り方を変えるようになっており、十分な効果を出している。	①「生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与」という目的に対して十分な効果を出しているのか不明である。 ②「不法投棄」の継続が続けば、市町村での不満が増大する可能性がある。	① 制度以外の原因と考える: 生活環境の保全と国民経済の健全な発展の寄与について測定不十分 ② 制度の不備と考える: 排出者の役割である「適正な引渡し」を確認する手段が無い	① 本法による最終処分場などの環境影響の改善効果や経済の健全な発展という点でリサイクル市場の発展を測定し、公開する。 ②-1 適正な引渡しで無いこと(不法廃棄、不法な海外移動など)が判明した場合は、排出者への罰則も造る。例えば排出者の公開もできるようにする。 ②-2 買替え時に引き渡さない場合に対しては、排出者に報告を義務化させる。(小売業者に義務と同時に、確認できる権利を提供する)	—	
94	・年1千万台強のリサイクルは、充分評価に値するものだと思う。 ・廃棄するには費用がかかることは認知されてきていると思う	1.街中を巡回している無料回収の行き先・実態がよく分からない。 2.リサイクル料金の前払いの話がでているが本当に前払いのほうがいいのか。 3.買替以外で廃棄したい時郵便局の支払や引取依頼が面倒。	1.リサイクルしたもの以外(廃棄・輸出等)は把握されていない。 2.PCの様に購入したものであるリサイクル費用であれば納得して支払うが家電品の様に10年以上使用するもので管理ができるのか。又、価格転嫁されて購入したのではなく今後廃棄するものに充当するというのはあまりいいとはいえない。価格転嫁されて総額いくらというよりは、商品いくら・リサイクル料金いくらとされたほうが納得できる。従来より高くなるので逆に値引きの対象になりそう。 3.郵便局支払しかない。引取依頼先が分からない。	1.無料回収業者の登録・免許制で行き先の報告義務をとり実態把握できる様にする。廃棄物処理業者にも処理台数などの報告させる。 2.現行方式で問題ないと思う。 3.郵便局以外でもコンビニなどで支払や引取依頼受付までしてくれれば簡単に廃棄が出来るのではないか。		

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
95	<p>・家電リサイクル法が施行されて、4品目の引取り処理台数は確実に増加しています。特に、再商品化率は世界に例を見ない、産廃法に該当しない有償で資源として売却できた実績を再資源化率として法で定義しています。これを我国で実践して来た事は優れた日本のリサイクルシステムの一つと評価できるのではないのでしょうか。</p> <p>欧州で開始されたWEEE指令でも、指令が発効して既に一年が経ちますが、日本の家電リサイクル法の実績には、至ってません。短期間でこれだけの実績を生み出したのは、法の実施を監視する経済産業省、リサイクル実務を推進する家電リサイクル券センター、再商品化施設、指定引取り場所、関係する機関の方々の努力があって、個々まで来たと理解しています。</p> <p>今まで、自治体が処理していた4品目を、排出者、小売業者、製造・輸入業者がそれぞれ責任を持って、処理費用を出し、再商品化する各々の役割がはっきりとしたシステムと評価されます。</p>	<p>・日本の家電リサイクル法の中に、二つの方式がある事が、法の中の公平性に疑問を投げかけている事です。</p> <p>第3回中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の説明項目の中で、自治体の方から大阪方式においてテレビのガラスを再商品化出来ないとの説明がありました。しかも、家電リサイクル法を補完するものであるとの考え方を述べておられました。</p> <p>家電リサイクル法では、引取りされたテレビのブラウン管のガラスを再商品化しなければ、特管物として適性処理する必要があります。特管物として適正処理する為には、処理コストが掛かります。又、テレビの再商品化率の55%前後を占めるブラウン管のガラスの再商品化が年初より停止しているとの説明がありました。家電リサイクル法で規定された再商品化率の55%を達成する事が出来ないにも関わらずです。説明されたのは家電リサイクル法を遵守せずとも、補完しているからと認識されているからでしょうか。</p> <p>一方で、遵法の姿勢で取組んでこられた、ブラウン管ガラスの洗浄メーカーさんの中には、再商品化施設から回収されたブラウン管を海外まで運搬しなければならなくなり、処理運搬コスト増に伴って有料で引取る事ができなくなった。その為に、家電リサイクル法の遵法に協力できなくなり、事業を撤退せざるを得なくなったメーカーさんも出ているのが現実です。このような厳しい経済環境の中で、家電リサイクル法を遵法しているメーカーもあれば、公の場で適正処理を停止していると説明される自治体もあり、二つの制度がある事は、奇妙に映ります。</p> <p>AとBグループは何故ブラウン管のガラスの再商品化が出来て、自治体の方が説明される方式では出来なくても許されるのでしょうか。大阪府が認めている方式は、明らかに大阪府の運用認識が国と異なっているのではないのでしょうか。</p> <p>・家電リサイクル法の運用で、一方は遵法を果たしつつ処理コストを吸収しており、一方は家電リサイクル法の要求項目を達成していないにもかかわらず、二つの矛盾する制度が放置された状態は、大きな問題ではないでしょうか。</p>	<p>・家電リサイクル法の遵守に対する姿勢の違いが根本にあると考えられます。自治体から認知され自治体の解釈に従っているから家電リサイクル法を遵守している事になるとの認識が自治体にあるのではないのでしょうか。</p> <p>・二つの制度を放置して来た事が既成事実になりつつあるのではないのでしょうか。</p>	<p>・小委員会での説明をもとに、大阪方式を家電リサイクル法に則り適切に運用されているのかを調査確認し、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会での審議を得て、二つの制度認めるのか是正するのかを問う事が必要ではないのでしょうか。前述の小委員会の審議を得なくても見直しができるのではないのでしょうか。この事を怠ると、小委員会にて大阪方式は家電リサイクル法を補完するものと認知されたとなりかねません。</p> <p>・排出者は、排出時に支払った料金に基づいて法に則り再商品化される事を理解して家電リサイクル法を遵守して廃棄する四品目をリサイクルに出してきました。私も在住する地域でリサイクル料金を払ってリサイクルを依頼してきました。我が国に、このような二制度があり、自治体も国もそのままにしている事を知ったことは、家電リサイクル法そのものに対する不信感を抱き兼ねません。</p>	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
96	<p>(1) リサイクル料金を先払いにする意見があるようですが反対します。先払いにすると</p> <p>①(廃棄時に)リサイクルのために費用が必要という意識が薄れる</p> <p>②機器を長く使おうとする気持ちが薄れる</p> <p>③撤退した製造者の機器のリサイクル料金が支払われなくなる</p> <p>④価格競争によって購入時の費用の中のリサイクル料金が軽視される。</p> <p>(2) 品目だけでリサイクル料金が決まるのは不合理。</p> <p>①小さな冷蔵庫を廃棄する際にも同じ金額では不公平感が大きい。不法投棄を助長する。</p> <p>②フロンを使った洗濯機が出ているが、リサイクル料金が同じなのは不合理。</p>				
97	<p>1. 従来から販売店に引き取って貰っていたが、最終的にどのように廃棄されていたが関心がなかった。近年不法投棄が話題となっており、私の近辺での自転車、バイクの放置が目につく、又河川、野山には、多くのゴミが捨てられており残念に思う。市民のモラルの低下は社会問題であり、大人のこのような環境に対する低意識、無責任な態度は、子供の教育に影響し、禍根を残す。このような観点から、市民が自分の使用した物を、捨てる時、捨て方、その行き先、その処理と資源化を誰がどのように分担し、処理されているかを排出時お金を負担することで関心を持つ。必要とするお金を負担するのは、市民の責務である。このような観点より、現行制度をより定着させるべきと思う。</p>	<p>1. 転動してきた場所を買った店がない。単に捨てる時、販売店には言い辛い。市町村に云っても愛想が悪い。結局自ら運ぶか、無料回収車に渡すかしかない。買い替えをしないう時の回収が市民の苦痛にならないようにすべき。</p> <p>2. 14型テレビも34型テレビもリサイクル料金が同じとは納得できない。その他の製品も同じ</p> <p>3. 薄型テレビが対象外だそうだが、同じテレビではないのか。これから薄型が主流になるので対象にすべき。</p>	<p>i) 制度設計の不備に起因するもの</p> <p>① 市内に無料回収車が回っているのは、法が曖昧なのではないか。販売店が責任をもって引き取らないこと、買い替えしない場合の排出が不便であることにある。</p> <p>② 液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは行政の先見性の無さではないか</p>	<p>1. 「ゴミは(国外に)持ち出さず、(国内に)持込まず」の視点より、外為法、貿易関連法規で規制すべき</p> <p>2. 「リユース」の名目で市内の無料回収車は取締るべき。本来の「リユース」目的とした業者には市町村に業の申請許可を与え、消費者に免許の提示を義務付けるべき</p> <p>3. 薄型テレビは対象にすべき</p>	<p>1. 不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがあります。不法投棄はリサイクルと全く違った観点で処置すべきです。即ち、不法投棄は犯罪であり、国民にキチンと啓蒙すべきことです。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきです。棄て得は許してはモラルハザードです。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとの話があるそうですが、消費者に手間がかかるのなら、安易な無料回収車等に渡すことは明白です。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか</p> <p>2. 家電リサイクル法は施行する前は市町村が処理してくれていました。(税金で処理)法施行後は消費者が直接負担となり税金は還元されておりません。聞くところによれば、数百億円の財源が浮いたそうです。何に使ったのか情報を公開すべきではないでしょうか。</p>
98	<p>「家電リサイクル法」は施行5年経過し、量販店の無料引き取りや高価下取り、または廃品業者による無料引き取り、で消費者からなぜ有料か疑問点がでているのと、リサイクル料金が高いため農道等に不法投棄が多発している。</p>	<p>リサイクル商品の集荷場所が島根県は場所により半日費やす組合員もおり集荷場所のA、Bの統合、と大阪方式と、メーカーのリサイクル料金の価格差が大きい。家電メーカーのリサイクル工場経営内容の公開が必要だ。</p>	<p>(1)、(2)で述べたようにマイクを使い廃品業者の無料引き取り、高いメーカーのリサイクル料金(AとBとの価格が同じはおかしい)</p>	<p>メーカーもリサイクルしやすい商品開発をしている点から商品にリサイクル費用を入れた前払い方式と商品を買わないで廃棄する場合もメーカーが回収する。過去に利益をだしてここまで成長したツケは負担すべきである。</p>	<p>零細企業に負担を押し付ける大企業のエゴであり製造責任は取るべきである。</p>
99	—	—	<p>不法投棄対策の面から自治体はリサイクル料金徴収方法を、現行の後払いから、前払いへの移行を主張しているとのことであるが、不法投棄対策として、家電リサイクル法施行前と施行後でどれだけ自治体負担が増加したかを、具体的金額で示すべきである。データに基づかない感覚の議論になっており、そのような主張に対してこれまで、うまく動いてきた仕組みを変更する理由にはならない。</p> <p>家電リサイクル法施行によって、費用が行政負担から消費者負担に変わっても行政が減税したとかサービスを拡充しているというような事実を聞いたことがない。むしろ一部の町村では、ごみの収集が有料化されている例さえある。</p>	—	<p>一部の感情的な議論に流されること無く、事実とデータに基づいた正しい議論に基づいて、家電リサイクル法の見直しを進めてもらいたい。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
100	<p>大きなトラブルなく立ち上がり、今日に至るまで極めて順調な運営がなされたシステムと認識している。 法の完成度が高かったと思慮する。</p>	<p>“ゼロ円以上の価値があれば再商品化”という定義は、再商品化の質に対する追及がなされていないと感じる。すなわち、有価物の中に意図的にゴミを混ぜても、トータルで有価と評価されれば再商品化と見なされる。逆の見方をすると、再商品化処理施設において手間をかけて選別を細分化すればするほど、または選別技術が進歩すればするほど、結果的に“再商品化処理施設から排出される不純物が増える”ことになってしまう。このような状況では、メーカーや再商品化施設が自発的に再商品化の質を追求するとは思えない。再商品化物(有価物)の品位や処理方法の質(エネルギー回収率/素材回収率)について踏み込んだ評価制度が必要と考える。</p>		<p>単に有価物の重量比率だけでなく、処理方法に応じた係数を定めて再商品化率を算定してはどうか。例えば、環境負荷の見地から再商品化施設から出荷した後の処理方法に応じた係数(プラスチックであればクローズドマテリアルリサイクル>オープンマテリアルリサイクル>サーマルリサイクル>単純焼却または埋立)を定め、有価物の重量比率にこれらの係数を乗ずる。これにより、メーカーや再商品化施設に再商品化の質を意識させることができる。</p>	<p>法施行以降、再商品化料金の徴収そのものが消費者にとって“悪(単なる負担増)”であるかのように捉えられている傾向がある。法施行前は自治体が行政サービスの一環として(もちろん税金投入して)廃家電製品の処理を行っていたのであるから、法施行によって自治体の負担は確実に減っているはずである。再商品化料金の負担義務を課せられた消費者にとって、自治体から減税措置(家リ法該当分のみ)またはこれに代わる何らかの行政サービスを受けなければ、増税を課せられたに等しい。国及び自治体は、このような再商品化料金と自治体負担の関係についてこれまで前向きに言及してこなかったわけだが、この関係をクリアにはじめて再商品化料金の議論ができるのではないか。残念ながら現状では額(高い/安い)や徴収方法(前払い/後払い)といった短絡的な議論だけがクローズアップされている。</p>
101	<p>・家電のリサイクルは大変うまくいっている。 ・エアコンで、町の業者によりリサイクル品を販売しているが、安全・省エネの観点からはたして野放しでいいのか。(エレベータ事故のSECエレベータのように、技術力がないのに安さで勝負。これで安全か) ・鳥取県内の港から、中古家電が輸出されているが、本当にこれでよいのか。輸出するのであれば、メンテナンス技術もあわせて輸出するようにすべきである。</p>	<p>・持ち込み先が、A,Bの二つに分かれていて消費者は混乱をする。A,Bは業者側の都合であるので、消費者からはどこにでももちこめるようにすべきである。 ・再商品化率の内訳をきいてみると、実態は胸をはれる状況ではないようである。とにかくうってしまえばいい、燃料化もかまわないでは、なんのための再商品化なのか。(鳥取県には、擬木メーカーがあります。燃料化もしています)家電にどれくらいもどせるのか、これで再商品化率は定義すべきである。 ・リユースへの取り組みが明確になっていない。</p>	<p>・A,B二つ:これは、メーカーのエゴ。消費者には関係がない。しっかりと業界の指導を官庁はすべきである。 ・再商品化率:再定義ができていない。資源の有効利用は地球レベルのもんだいである。これに対応できないメーカーは排除すべきである。政府主導で再定義をすべき。いわば、官庁の怠慢である。 ・リユース:これも政府主導で、家電もリユース化していく(ものを売るのではなく、機能をうるに)検討がはかっているため。下手な改造をすれば、へたな修理をすれば、重大事故誘発の可能性がある。</p>	<p>・家電リサイクル研究所を国と業界で設立。ここで、リサイクルのためのロジスティック体制の研究、再商品化率向上のための研究開発、再商品化を前提とした家電の設計・製造技術の研究開発、リユースおよび長寿命化のための研究開発とそれを基にした、新しい家電のビジネスモデルの構築をすすめるべきではないでしょうか。</p>	<p>・リサイクル費用の前払い化 これはするべきでない。パソコンは、リースや中古品マーケットが確率しています。自動車もおなじです。家電は、そうではなく、長期にわたり、大切につかうものです。排出時支払いが理にかなっています。払うほうも納得できます。</p>
102	<p>従来から販売店に引き取って貰っているが、最終的にどのように廃棄されていたが関心がなかった。以前はリサイクル法により不法投棄が増えるのでは?との懸念があったようだが、それは全く別の話で本制度とは関係ないのではないだろうか。ただし、まだまだ本制度の認知度が予想以上に低いので制度周知とその目的を広く知らしめる必要があるのではないか。</p>	<p>薄型テレビが対象外という話をお店で聞いたことがある。同じテレビなのに何故なのか?</p>	<p>)制度設計の不備に起因するもの 液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは、市場の将来性を見誤ったのではないか)制度以外に起因するもの 有益な素材が取れる製品とそうでない製品とに分類できているのか?エネルギーを使ってリサイクルしても良いものとそうでないものを明確にしているのか?甚だ疑問である。</p>	<p>薄型も対象にする。</p>	<p>不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがある。#テレビを見ているとよくわかる。不法投棄はリサイクルと全く違った観点だと思う。不法投棄は犯罪であり、国民に対し啓蒙すべきこと。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきである。一時期パソコンと同じように料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるの話があるそうだが、消費者に手間がかかるだけで不法投棄削減には結びつかないと考える。とにかく、もっともって国民に制度の理解をしてもらうよう国は努力すべきではないだろうか?</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
103	<p>(1) 実施状況に対する評価 ○下記の4点において、現行法制度は、着実に成果を上げてきている。 ①再資源化量の拡大と埋め立て量の削減 ②製品環境配慮設計の促進 ③社会コストミニマム ④危惧された量以下の不法投棄台数 ○下記の2点は、改善を要する課題である。 ⑤家電量販店において、家電リサイクル費用が販促の手段になっている。 ⑥家電リサイクル費用が、硬直的であると言われている。</p> <p>《理由》 ①家電4品目の引き取り及び再商品化台数は、年々着実に増加し、かつ、いずれの品目とも再商品化率は法定値を大きく上回り、順調な成果を上げてきている。再商品化重量においては、法施行前には、多くが埋め立て廃棄されていたものが、法施行後、着実に実績を伸ばし、05年度実績は、処理重量45万トに対し、33万トを再商品化するに至っている。再資源化重量は、更にこれを超えるため、埋め立て量削減にも大きく貢献している。この成果は、現法制度における関係者の役割分担が明確で、それぞれが、その役割を果たした結果といえる。また、リサイクル工場における分別技術やプラスチックのマテリアルリサイクルを後押しする技術改善のための設備投資、及び関係素材産業の支援によるところも大きい。</p> <p>②家電リサイクル制度は、単なる廃棄物対策ではなく、持続的な循環型社会作りはどう結び付けていくかを課題としスタートしたものであるが、使用済み家電品が製造業者のリサイクル工場に還流する仕組みとなっているため、製造業者がリサイクルし易い設計や素材の採用に努め、世界最先端とも言える環境配慮設計が進展していることも大いに評価できる。</p> <p>③現行の廃棄時費用徴収方式は、モノとカネの交換が行われるジャストインタイムのシステムであり、経済原則から見て社会コストミニマムである。制度全体の社会的費用は、関係者間で負担することになるが、最終的には消費者の負担に戻る。そのためには、費用管理や情報管理のための管理コストは最小化されることが肝要で、課税問題も無い現制度はこれを実現している。また、現費用徴収方式は、技術革新の激しい家電分野における製品の方式変更や形態変化の目を揃む制度でないことも評価すべきである。</p> <p>④当初危惧された“不法投棄”は約1.5%レベルと、横ばいで推移しており、英国DTI(貿易産業省)ほか各国からも驚きの目を持って高く評価されている。これは、期待以上の成果と見ていいのではないか。よって、不法投棄対策費用が、社会的に大きな損失になっているとは言い難い。</p> <p>⑤流通には、現制度は収集運搬の負担が予想以上に大きく、流通の犠牲の上に成り立っているとの声がある。一部量販店では、収集運搬という責任に見合うコスト回収を為し得ないような料金設定が見られ、また量販店による使用済み製品の安易な買取りが見られるというのも事実である。</p> <p>⑥法施行以降、5年余り経過し、関係者の努力の結果、現制度は定着の方向にある。この間、リサイクル技術も進歩し、現時点では資材高騰のプラス要因もある。片や、製造事業者は、まだ多額の設備投資の償却を抱え、費用低額化に踏み切れないのも事実である。しかしながら、排出時費用徴収とした理由の一つ「商品販売時に約10年以上先に必要となるリサイクル料金を予測し、前もって費用徴収するのは無理がある。(リサイクル技術は年々進歩し合理化は可能)」の長所を、ある程度、消費者に示す時期にも来ているのではなかろうか。費用は、低額化することも高額化することもあるといった視点も示す必要がある。</p> <p>(2) 問題点・改善すべき点 1) 法制度の評価の観点から ①見えないフローを、国は、推算であっても、可能な限り審議会委員に提示すべきである。(これが、今回の審議会の審議の原点である。) ②法制度を政策評価する評価軸を、国として持つべきである。 ③前記前提の上で、見えないフローの系外処理を最小化する改善策を検討すべきである。 2) 運用面から ①不適正処理に繋がる恐れのある小売業者の拡販のためのリサイクル費用サービスを抑止すること。 ②指定引取り場所のA/B相互乗り入れを、可能な部分から検討すべし。 3) 審議会の進め方に関し ①審議会の進め方としては、感覚的議論でなく、できる限り客観的・定量的データに基づいた議論をすべきである。費用徴収方式を論議する場合には、まず夫々の長短を整理すべし。 ②(独)国立環境研究所の報告書を、今後の審議会においては引用し、議論を客観的に進めることを提案する。</p> <p>《理由と提案》 1) 法制度の評価の観点から 「家電4品目の推定廃棄台数(約1,900～2,400万台)に対し、引き取り台数が約半分程度に留まっている。」との批判があり、審議会の中では、これを『見えないフロー』と称している。 国は、『見えないフロー』を推算であっても、提示すべきである。政策効果を検証する定量的な評価軸を持たないままに審議会を進めることは許されず、ましてや仮に費用徴収方式を変更した場合には、どのように政策効果を検証するのであろうか。(独)国立環境研究所の報告書では、一部これらの問題にも触れている。改善課題は、系外不適正処理の低減であって、使用済み製品の海外流出の抑止が、これに関係するため、海外流出台数の推算は、まず第一に必要である。 2) 運用面から ①小売業者が、家電リサイクル費用を販促の手段に使っていることは、前記の(独)国立環境研究所の報告書でも客観的評価が為されている。再使用に耐えない使用済み製品を、リユース目的と称して引き取っているのは、リサイクルショップより量販店が多いとの調査データも出ている。使用年数がある年数以上経過したものを、小売業者が買い取る商慣習は、その後の再使用に耐えないものが、不適正処理される可能性に繋がるので、抑止する制度を検討すべきである。また、小売業者は、一次物流費用が販促手段にならざるを得ずという前に、この費用を、消費者の法的責任において支払って頂くことの説明責任を自ら果たすことが重要である。 ②指定引取り場所の配置数やそこに至る距離については、消費者が負担する費用のミニマム化を前提に、全国にA/Bグループ190箇所ずつ設置されたものであるが、A/Bグループの製品区分の負荷を小売業者に掛けている点 3) 審議会の進め方に関し ・審議会における「不法投棄に対する議論」や、「小売業者の収集運搬費用が販促手段にならざるを得ず、よって、収集運搬費用も含めた販売時費用徴収方式にすべし」との議論には違和感がある。審議会委員は、それぞれのステークホルダーとして、自治体は、不法投棄の後始末を嫌い、その費用捻出のために前払いを主張している。少なくとも不法投棄撲滅が、前払い方式への移行の根拠にはならない。これは、物事の一面しか見ていない主張であり、どの方式を採用しても費用徴収方式を審議する場合には、それぞれの徴収方式を客観的・定量的に再評価した資料を準備し、委員はその内容をよく勉強し、制度全体に責任を負うというスタンスで審議に臨むべきであるし、座長・事務局とも、この方向国内での不法投棄台数は、発見された限りにおいては、前記の見えないフローにおける海外流出問題に比べれば、台数的には小さく、増えてはいない。不法投棄対策には、消費者啓発や消費者モラルの向上策を再検討するとともに</p>				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
	<p>(3) 問題点の原因</p> <p>1) 制度設計の不備に起因するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度設計を評価する統計制度や政策評価のツールが不備である ①政策評価のツールとしての、静脈側の統計制度や申告義務制度に不備がある。 ②5年間の政策評価をするに、2001年に、環境省が発表した「法施行前後での費用・便益の分析」を、再度実施すべきである。 ・国境を越えたEPR(拡大生産国責任)という観点で、リサイクル施設を持たない国への中古品輸出を抑止する策を講ずるべきである。 <p>(4) 解決策・改善策のアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中古家電の貿易量を管理する上で、国際規格HSコードを、中古家電にも設けるべきである。 ②小売業者に対しては、現法第10条に関する省令第3条の強化、つまり「リサイクル料金を受け取らずに回収した廃家電品のフローについて申告義務を課す」を追加すべきである。併せて、ある年数以上使用された製品を、リサイクル費用サービスのために買い取る商慣習を防止するため、安易な買取りが出来ない制度を設けるべきである。 <p>(5) その他</p> <p>1) 家電リサイクル法制定に至る歴史を勉強すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員には、平成3年10月の廃掃法改正や平成6年3月の厚生省告示から平成7年3月の改正廃掃法に至る適正処理困難物指定の歴史も認識できる参考資料を事務局が提供すべきである。平成7年3月から、家電リサイクル法施行前の平成13年3月までの家電リサイクル法のスキームに繋がる全国廃家電品適正処理協力協議会による自治体協力の歴史も重要である。 ・家電リサイクル法制定時の基本的精神は、自治体による税金を原資とした公益事業から、経済合理性を生かした民間による営利事業へと転換することにより、いわゆる静脈産業の発展を加速させ地球環境保全を推進しようとしたものである。消費者である国民からの視点で見れば、税負担として間接的に支払っていた費用が排出時直接コスト負担という変化が発生し、捨てることによる環境破壊意識昂揚が期待されるものである。自治体行政の視点から見れば、処理費用支出減となり、環境保全推進に向け税の更なる有効活用が可能になることである。製造者の視点は、リサイクルコストの低減、そしてリサイクル性の向上を果たさねば社会に認められなくなるということである。全ての関係者が、こぞって新しい社会システムを構築するためのスタート点にあるという認識のもとに現法は施行されたのである。 <p>2) 廃棄物収集処理やリサイクルに関する原点に立ち帰って思索することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物処理やリサイクルの目的は、我々が後世に残す負の遺産を極小にすることにある。これは国家50年100年の社会システムを構築することである。 ②廃棄物処理あるいはリサイクル事業が、経済原理に基づいて事業として成立し、しかもコストミニマムが実現できる社会システムとする必要がある。 ③消費者(使用者)一人一人が、環境保全に対する関心と責任感を自覚出来る社会的風土を醸成し、確立できる社会システムとすることが重要である。 ・使用済み家電という商品を適正に処理する為のルールを守り、その為に適切なコストを消費者から、確実に頂戴するという意識改革も、この5年で進展してきたはずである。今後も、民間と自治体が共同して循環型経済社会システムを構築してゆくべきである。 時空を越えて、普遍性、蓋然性のある原理原則を求めべきである。 				

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
104	<p>・家電リサイクル対象品の引取台数は年々増加しており、メーカー、小売業者、消費者の役割分担を前提とする社会システムとして定着してきたと評価します。</p>	<p>①現在はいわゆるAグループとBグループに分かれたシステムとなっているため、廃家電の発生地(消費者の使用地)から最も近いリサイクル施設で処理されていないケースも相当量に上ると考えられ、輸送のコストやエネルギー消費の点で問題と考えます。</p> <p>②自動車リサイクルでは、ASR、エアバッグ類、フロン類について、メーカーのホームページで収支が公表されていますが、家電では現在のところ非公表のため、消費者からみて透明性、納得性に欠け、改善すべきと考えます。</p> <p>③現在、家電リサイクルのシステムでリサイクルされない廃家電も相当量に上る一方で、また、市中においても中古家電の引き取り回収業者の巡回が多々見られますが、日本の国内にそれなりの中古家電の市場規模があるとは思えず、マスコミ報道等によれば、諸外国に輸出されているものが多いと推察されます。これらの輸出品については全部が中古家電として使用されているとは思えず、一部の部品や素材を回収して残りは結局廃棄物になっている可能性もあると考えられます。</p> <p>④再商品化率、再商品化等率については、現在は有価または無償で譲渡し得るものを集計することになっており、リサイクルされる資源であっても逆有償では集計に含めることができないのは問題であり、改善すべきと考えます。</p>	<p>(2)①については、AグループとBグループの2システムとなっている点に起因していると考えます。(独占禁止法を前提とした制度設計の不備等に起因)</p> <p>(2)②については、リサイクル料金が公表料金として固定されているにもかかわらず、収支の開示ルールが存在していないことに起因していると考えます。(制度設計の不備等に起因)</p> <p>(2)③については、行政としての輸出管理体制が、輸出物資の軍事転用の視点しかなく、資源管理の視点が欠けていることに起因していると考えます。(制度以外に起因)</p> <p>(2)④については、家電リサイクルの制度が廃棄物行政の延長での視点でのみ構築され、国家の資源戦略の視点が欠けていることに起因していると考えます。(制度設計の不備等に起因)</p>	<p>(2)①については、AグループとBグループの相互乗り入れにより解決可能と考えます。</p> <p>(2)②については、自動車リサイクルのシステムにならない、収支の開示ルールの制定により解決可能と考えます。</p> <p>(2)③については、行政としての定量的な実態把握が先決であり、それに基づいて、輸出先各国との連携も含めて適正な輸出管理の方法(取り締まりも含む)を見直す必要があると考えます。</p> <p>(2)④については、何らかの適正な資源価値評価基準を制定し、逆有償であっても、希少金属を含む素材類や化石資源由来の素材類などは一定の資源価値条件のもとに再資源化率として集計するような制度にすべきと考えます。</p>	<p>・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合の審議状況によれば、不法投棄の防止のためにはリサイクル料金前払いが有効との論調が強いようですが、「リサイクル料金を前払いにすれば不法投棄が防止可能」との論理は必ずしも正しくはないと考えます。現在、ほとんどの一般廃棄物については自治体の回収システムにより無償または廉価で回収されるシステムとなっているにもかかわらず、歩行喫煙者の吸殻や煙草の包装の投げ捨て、自動車からの一般廃棄物の投棄など、不心得者が絶えることはありません。リサイクル料金を前払いにしたところで、不心得者は「すでに料金は払った」との意識で所構わず投棄するだけとなり、自治体の不法投棄への対応は現在にも増して大変になるという、新たな問題を惹起すると推察します。根本的には取り締まり権限を有する行政を中心とする摘発体制の強化と、そのコストを回収できるような料金を含む厳罰主義で臨むほかはないと考えます。</p>	
105	<p>良く定着していると思います。昨年、家電リサイクルの工場を見学させて頂きましたが、あれだけ手間をかけてリサイクルしているとは思いませんでした。リサイクル料金もあの作業を考えると納得いく金額だと思います。もっとたくさんの人にあのリサイクル工場を見てもらいたいと思います。</p>	<p>オープンレンジとかクリーナーとか他の家電製品も対象にして、ゴミの削減をして頂きたい。今は自治体が引き取っていますが、どの様に処分しているかわからないから。</p>	<p>—</p>	<p>やりかたは現在のままでいいと思いますが、対象品目を広げて、現在配達した時に古い製品を持っていって来てますが、引き取りだけでも簡単にできる制度を作って欲しい。</p>	<p>—</p>	
106	<p>回収が着実に行われており、再資源化率も良好である。世界に先駆けたリサイクル制度として確実に成果を上げていると考えられる。</p>	<p>ごくまれに、大型ゴミ(燃えないゴミ)の日に集積所に出されるケースが見られる。</p>	<p>家電リサイクルの制度(というよりゴミの出し方そのもの)についてまだ良く知らない方、認識の低い方がおられる。</p>	<p>廃棄物の処理の仕方全般について、行政等による情宣、啓発を再度強化することが望ましい。</p>	<p>現在の料金方式は、 ①費用の処理がシンプルで公平。 ②モノを大切に長く使う意識が働く。 ③自治体のゴミ処理有料化と同じく、「廃棄物を処理するのにコストがかかる」という環境問題への意識啓発の効果がある。 等の点で良いしくみであると考ええる。 「後払いであるから不法投棄が増える」というのはデータの根拠が乏しく短絡的である。 「前払い式」は上記のメリットが失われる上、料金の処理が複雑になり社会的コストが増大するので反対である。</p>	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
107	法施行から本日まで、私自身テレビの買い替えで一度、本制度を利用しただけですが、リサイクル制度そのものの実施については、なかば強制的に支払いを強要される仕組みであるにも関わらず、大きな問題もなく、世間一般に浸透しているものと認識しており、制度そのものについては評価に値すると思います。	この件について意見を申すには、わたしたち消費者に伝えられる情報が不足していると思います。例えば、本制度の実施により不法投棄の量は以前より増えたのか減ったのか、増えたのであれば前払い制等の検討も必要でしょう。家電リサイクルに限らないのですが、リサイクルの結果報告について、まだまだ世間一般に広く周知されているように思えません。単に何%リサイクルしたという報告ではなく、リサイクルによってどれくらいの資源節約になったのかを、わかりやすく伝えることが必要だと思います。そもそも、何を目的で始めたことなのか、単に世の流れがそうだから？としか認知されないとすれば、せっかくの試みも意味が半減してしまうのではないのでしょうか。	ii) 事業者の活動等制度以外に起因するものの広報活動はされているのですが、十分と思えません。チラシ等を大量に刷って、誰の目にもつかぬところに山積みしても、税金の無駄遣いです。	1. 活動成果の報告を、わかりやすく広く一般に告知する仕組みを検討すべき 2. リサイクル率の高い製品・高いメーカー品には、マーク等を付与し、消費者にリサイクルへの注意を喚起するのは如何でしょうか	—	
108	PCBやフロンなど管理されずに処分されていたことを考えると、この仕組みは評価できる。特に断熱材フロンは、他ではあまり回収されていないが家電リサイクル法では義務化以前に取り組まれていた。従来の処分からすれば、埋立地の延命に貢献していると思う。	A: ユーザーからの排出後に不明瞭なルートを残しているため、そこは問題点と思われる。 B: 関連して、エアコンはパソコンの本体とモニターのように、別々の管理票になっていないので、トレーサビリティが弱い点は改善すべき。 C: 自治体の役割が不明確。	A: メーカー義務は上手くいっている、それまでの部分の監視や調査が弱い。B: エアコン内機に子券を貼ることになっているが、RKCの排出者確認でトレースできるのは、あくまで親券の番号であるから、仮に内機が横流しされても数量把握さえ困難。内機と外機が常にセットで排出されると考えたのが間違い。 C: 大阪方式などを許してしまうような自治体の役割の表示方法。	A: 見直しにより改定ありきな議論があるようだが、不明ルートの説明やそれをフォローする法改正が先決と思う。それなくして前払いと後払いの論議は早すぎる。 B: 現在の料金を按分して、内機と外機それぞれに費用設定し、管理票もそれぞれでユニークな番号にすべき。 C: 大阪方式などの解釈を許さないよう、自治体の役割を明言する。	年金方式で前払いにすると、本家年金と同じく破綻の危険性がある。 現在は法の基準を超えてリサイクル率が達成されているのは、メーカーの性分によるところが大きい。リサイクル費用削減すると、コスト競争になり法基準値近くに下がってくると思われる。これは持続可能な循環型社会形成に反する。	
109	・再商品化率が非常に高く、メーカーによる設計段階での分解性向上、リサイクルし易い材料への転換などの努力が図られるようになったことは高く評価できる。 ・リサイクル工場見学やHP等での情報公開なども進み、消費者が家電製品のリサイクルの状況について容易に知ることができる。 ・消費者が家電を捨てる際に「リサイクル料金を支払うこと」で「リサイクル」を意識するようになった。	・日本の中古の家電製品が、海外へ輸出され途上国や発展途上国において再利用、また価値のある資源の部分だけが抜き取られ、不要な部分は廃棄物として不法投棄されているというニュースをしばしば見かける。近所では頻りに家電製品を買い取るという名目の回収のトラックが出回っており、製品が適正に再利用又は処理されているのか気がかりだ。) 制度設計の不備等に起因するもの ・海外では中古市場が新品市場同様大きな割合を占め中古品の需要が存在すること、家電製品には価値のある資源が多く使用されており、資源としても需要が存在することから中古品輸出が著しく増加しているが、家電製品の中古品に関する規制や輸出のルール化がなされていないのではないかと。	・海外へ輸出される家電製品のルートの把握、統計化が必要。 ・中古製品として輸出される製品についての安全性、機能性の確認をして輸出されるべきではないか。 ・中古品の使用後、適正な処理が実施されるよう途上国におけるリサイクルに関する社会インフラの整備が求められる。	特になし	
110	リサイクル法という名と実際に費用を負担することで無駄にモノを増やさない処理のことを考える習慣が身に付いた。	不法投棄が目立つのはリサイクル費が惜しいから。ただつくったメーカーが責任を持ってその費用を負担するのは違うと思う。	お金を出たくないという根本的なこと。そのリサイクルすることの意義について賛同を得られていない。	環境教育を粘り強く続け(続けられる支援も必要。いつまでも手弁当は継続しない。)リサイクルが楽しい物になる工夫。	—	

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
111		<p>家電リサイクルは、引取台数や処理台数は増えており大いに評価できる。リサイクルが定着してきた証である。また、関係者の責務が明確であるため、関係者はそれぞれの責任を果たす努力している。</p> <p>ただし、運搬料金が非常に高く、リサイクル料金が安くないのは、少々不満である。運搬料金が安くなるように小売業者の努力を期待する。現在、環境にやさしい新製品が市場に出て来ているため、それらが廃棄される数年後にはリサイクル料金も安くなると思う。</p>	<p>①買換え以外の廃棄ルート：消費者から指定引取場所までを改善・強化する必要がある。高齢者世帯にとって、大型家電製品の廃棄は大変困った。電気製品を購入した電気店は廃業し、別の電気店に引き取りをお願いしたところ対応して貰えず。大型販売店は高額な運搬料金が設定されていたので、市役所へ引き取りを相談したところ、市役所の説明は「メーカーに相談を」でした。適正な運搬料金で対応して頂ける販売店がなく、市町村等の協力もなかった。</p> <p>②国と市町村は連携して、不法投棄防止の啓発やパトロールなどの改善・強化が必要である。また、不法投棄にたいする罰則の強化も必要。</p>	<p>i : 制度設計の不備等 ・地方公共団体の責務に対する罰則が無いため、市町村は責任を免れている。他人任せにならない様に、市町村の責務を強化する制度が必要。 ・市町村と小売業者が連携して、家電製品を引き取れる制度が必要である。</p> <p>ii : 事業者の活動制度以外に起因 ・小売業者に対する責務(廃棄物の適正な排出確保に努める)が適正に運用されていない。 ・国や市町村による市民に対する普及啓発が浸透していないため、買取り回収屋(無料で持って行く)に家電製品を排出している人を多く見かける。</p>	<p>①地方公共団体の責務(引取運搬の義務)を強化 ・市民から家電製品の引取りを求められた時、適切に運搬する小売業者を紹介しなければならない。または、適切な運搬料金で自ら収集運搬しなければならない。 ・地方公共団体の義務違反にたいする罰則を設定する。 ・国と地方公共団体はNPO等を活用し、不法投棄パトロールネットワークを全国に展開する。</p> <p>②小売業者の責務強化 ・買換え以外の廃棄を求められた時、適切に運搬する業者等を紹介しなければならない。または、適切な運搬料金で自ら収集運搬しなければならない。</p>	<p>不法投棄対策のために、リサイクル料金の支払い方が議論されているようであるが、支払い方の改善より、まずはじめに家電製品を効率的に収集運搬する仕組みを修正・強化する必要がある。収集運搬とは、消費者からメーカーが指定する引取場所まで。効率的で安価な収集運搬の仕組みを構築することにより、家電製品は不法投棄や買取り回収屋に流れていかない。 リサイクル料金を先に支払っても、効率的な収集運搬の仕組みがなければ、市町村のごみ集積所や山などへの不法投棄、海外への流出は減らない。</p>
112		<p>○リユース事業者の家電リサイクル法への対応の現状 町の「リサイクル・ショップ」の約50%は、中古家電の買取および販売を行っています(「PSE問題を考える会」調べ)。 概ね適正に流通するものの、一部の悪質な業者が違法行為を行っている可能性は否定できません。</p> <p>○リユース業界からの意見および問題提起 (1)リユース業界が協力できる制度づくりを リユース業界は、家電リサイクル法の趣旨を理解し全面的に協力していきたいと考えます。この機会に是非、中古品販売業者に対しても説明義務等を課していただき、リサイクルの一環として役割を担いたいと考えます。</p> <p>(2)周知の徹底を 中古家電の販売をめぐるPSEの問題では、周知不足等から大変な混乱が起きました。今般の家電リサイクル法の見直しにおかれましては、制度の周知を徹底していただきたいと考えます。</p> <p>(3)取締りの強化を いわゆる「見えない」流通には、残念ながらリユース関連の事業者も関わっていると見受けられます。適正に対応している市民や事業者が「泣き」を見ないよう、取り締まりや罰則の強化が必要だと考えます。</p> <p>(4)回収の仕組みの強化を 「中古品」を隠れ蓑にした「ごみ」の輸出など、道義的に許せるものではありません。中古家電の需要が海外で高まっているからこそ、廃棄物の不正輸出が決して行えない制度が必要だと考えます。これまでの製造業者、小売業者等の努力を補完すべく、中古品販売業者にも「家電マニフェスト制度」を導入する等の義務を課し、制度の抜け道をなくし、リユース業界が協力できる仕組みの構築が求められると考えます。</p> <p>(ご参考) リユース業者から挙げられた主な意見 ・現状の家電リサイクル法は、行政から国民に対する一方通行の法律に見える。一般の方から、どのように処理をして良いかわかりにくく、また世の中に解かるような仕組みにはなっていない。 ・日常的に耳にするとところに情報がなければ、あいまいな知識しか残らない。だから軽トラックで無料回収する業者に、それが適切な処理なのか不適切な処理なのかかわからずに、出してしまっている人がいる。 ・家電リサイクル法を子供でも知っているように世の中に知らせる仕組みを作る必要がある。コンビニにポスターを貼ったり、キャンペーンをする必要があるだろう。 ・家電の販売時に、リサイクルに関する表示を統一するよう義務づけた方がわかりやすいのではないかと。 ・回収された家電がどのようなものか知らせてくれた方がよい。 ・回収家電のうち中古品として使用できるものは、PSE法をクリアした上で全世界に循環させる仕組みを取り入れたらどうか。 ・今あるリサイクルの仕組みを、国が本当の意味でまともな利益を出す仕組みにしなければいけないのではないかと。 ・適正に回収して、適正に全世界に循環させる仕組みを作ることが必要だ。</p>				

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
113		現在の実施状況は消費者に物を廃棄するにはお金が掛かると言うことを植え付けた事は評価できる。又、我が市では当初心配したほどの量の不法投棄は無く推移している。しかしリサイクルに廻していると言う感覚は薄いのでは、一考を要する問題だ。	現システムには大きな欠陥がある。例えば家電リサイクル法が施行されて何年間も我が市周辺では受け入れ側のサービスの改善が何ら無く、人口10万弱の市から20キロも離れた集積場まで峠を越えて運ばなくてはならないのが現状だ。	現家電リサイクル法ではリサイクル主体を家電製品協会と地方自治体のみとしているが、法施行以前から最新工場を建設して待っていた企業が家電製品協会のリサイクル料金より安く処理でき、地方自治体の丸受けをしてもまだ余力が有りながら法の規制で家電店から受け入れられない現実がある。現リサイクル法自体が問題の原因だ。	現家電リサイクル法では、「民で出来ることは民で」と言う現政権の目標である市場原理が働く構造になっていない、リサイクル料金の前・後払いなどを議論する以前に此を改善しなければ家電リサイクルの向上は望めない。	家電リサイクル法施行前に処理業者と懇談した時、業者は自治体の処理を丸受けするがリサイクル料金より安く請けるが採算がとれると言っていた。事実現在も安く請け負い処理している。そして私たちのリサイクル品も自治体の指導が入って実現しなかった。この業者に引き渡し可能なら我が市から数キロの運搬で済み、燃料の節減・CO2の排出削減としてリサイクル料金の値下げができ、それによる効果でリサイクル率のアップにつながったものを、現制度が大きくプレーキとなった。家電リサイクル法を変更するなら抜本的な変更を望む。
114		法施行5年で引取台数1.4倍と増加しているのは、一応評価して良い。しかしながら、市民の環境マインドも向上している中で、満足すべきか否かを考える必要がある。	①引取台数の増加割合の向上 ②不法投棄割合の減少	①料金の後払い方式と回収システムが課題 ②不法投棄についても同上的原因	料金は前払い方式に変更すべき。後払いは市民として抵抗感が残る。前払いで不具合発生時には、見直しをすれば良い。引取システムは自治体を含めて回収システム・サービスの強化が必要。	・対象品目の拡大 4品目では少ない。継続的な循環社会を構築するためには、計画的な品目追加施策が必要。
115	—	—	①保管場所が無い。回収したテレビを外に置いていたら何度も盗難にあった。かこいを作ったが壊された。最近ではエアコンをくれと言ってくる者がいる。リサイクル制度のことを話すと「お金を払うから〜」「盗まれたと言えばいい〜」などと言ってしつこい。常に狙われている気がして気分が悪い。恐い。置き場所を作るお金など無いです。 ②料金は購入時に払ってもらうべきです。	リサイクル制度に販売店を組み入れているから。	—	—
116		今、大事なことは、『『環境保全』に対して、私たち1人1人が、お金を支出しなければならない』という消費者の意識形成だと思います。現在の、「排出時排出者負担」という制度は、このことに合致していると思います。安易な制度の見直し(製造事業者が出荷時にコスト支払い=商品価格に包含)が、論じられているようですが、それだと、消費者に取組やコスト構造が見えなくなるとともに、自分が支払ったという意識を持つこともできません。その結果、環境保全活動への参画意識が消費者1人1人に浸透せず、将来に大きな禍根を残すことと思います。ごく一部の、不心得者の不法投棄に目を奪われ、当初の崇高な思想を壊してはならないと思います。現行制度は、単なるリサイクルを超越し、将来の市民レベルでの環境保全意識形成までが視野に入った、世界に誇れる仕組みです。お金の徴収方法だけに目を奪われた、安易な制度に改悪してはならないと思います。不法投棄は不法行為であり、リサイクル推進と一緒にしてはいけません。悪いことを企む人は、どんどん法の抜け穴を探し出して、悪事を働きます。前払い方式の方が、かえって、大きな落とし穴がありそうです。現状でも、既存の産廃業者の詳細内容はわからないのです。悪徳業者の巧妙な罠が出現するかもしれません。不法投棄に対しては、家電リサイクル法で、無理やり対応するのではなく、別途、他の法令に基づく厳罰を持って対処すべきことだと思います。				
117		・家電リサイクル法の在り方として、地球環境を守るためにモノを大切に、限られた資源を有効に使用する循環型社会への転換を図り、持続可能な社会システムを築くという考えはとてよいことだと思います。しかし、今現在、不法投棄の増加原因の一理由だと考えることも出来ます。	・家電リサイクル法適用後、市で回収した家電4品目の不法投棄に関しては市独自のヤードがないため、役所駐車場に一時保管後、家電リサイクル業者に処理を依頼している状況です。かなりの財源負担と不法投棄の増加が問題点です。又、2011年に関しては地上波デジタル開始のため、テレビ買い換えの不法投棄が増加する恐れがあります。	・いまだにリサイクル料金(処理費)を支払う義務を認識していない。 ・リサイクル料金の支払い方法(郵便局経由)の困難さ。 ・リサイクル料金の高額(改正は困難だと思われるますが、一理由と考える。)	・自動車リサイクル法のように、購入前にリサイクル料金を支払う方法。又、郵便局にてリサイクル料金を支払った後、直接、郵便局が運搬費を頂き、運搬を行うシステムが良いと思われる。	—
118		世界的にみても、もっともうまくいっているリサイクル法と考える。現在の仕組みを維持していくべきだ。	中古品の輸出や、家電リサイクル法から逸脱したルートが自治体によって黙認されているなど、資源循環型社会構築を阻害している事項がある。	リサイクル義務者であるメーカーに100%もどらないため。	逸脱したルートの解明を行い、100%メーカーにもどるような運用をしてほしい。	品目拡大については、優先順位をつけて、効果がやすいものから進めるべきだ。

意見内容					
No	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
119	<p>(1)小売事業者の負担が多いが、軽減してもらいたい。消費者へのリサイクル有料の説明・説得から料金回収、管理伝票発行及び保管管理、収集運搬、引取品の保管管理、指定引取場所への運搬などあまりにも負担が多い。</p> <p>(2)リサイクル料金が高いが、同じ品目でも大きさや重量により料金設定すべき。</p> <p>(3)指定引取場所が少ないが、A・Bを一本化すべき。</p>	<p>(1)行方不明の原因把握と対策 当社で試算した不明台数の推定は下記の通りである。 ①国内出荷と買い替え台数 (図表省略) ②回収と未回収状況 平成16年度 1) H16年度全国指定引取場所回収台数 11,216千台(回収率 63.4%=11,216÷17,693×100) 内訳 イ)正規持込 ロ)自治体持込(不法投棄分) 2)未回収台数(c-11,216千台) 6,477千台(未回収率36.6%) 行方不明をなくす為は何をすべきかを十分に審議してもらいたい。支払時期など法の改正。中古業者、輸業者、街中での無料引取業者などへの規制、罰則の強化。小売事業者店頭からの盗難に対する警察の迅速な対応。不法投棄防止の為の国民モラルの向上及び不法投棄者への罰則強化。</p>	—	—	—
120	<p>家電リサイクル法に定められた役割分担を明確にする事により、国民のリサイクルに対する意識が大変高まった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル券センターに加盟してなく、単発的に家電リサイクル法対象商品を販売したときのリサイクル券の購入方法が郵便局のみでは無く、コンビニエンスストア等でも購入出来る方法への改善。 ・郵便局で指定法人のリサイクル料金が間違っていて、A・Bグループ対象商品の料金で支払ってしまい、再度郵便局券を購入して、返金処理を余儀なくされる事が発生する不便がある。 ・不法投棄撲滅への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売した人は責任を持って、古い商品はリサイクルのルートへ載せる事のさらなる啓蒙活動が必要。 ・リサイクル料金はシンプルで、誰でも間違わない料金設定が必要である。 ・廃掃法の理解が末端の小売業者まで不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売した人は、家電リサイクル法対象品目以外でも、古い商品は廃掃法の許可無くして運べる特例措置を検討して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップすべてへの立入調査をして、廃棄物の適正処理の指導が必要。 ・エアコン取り付け業者へ、廃棄物を運べる許可を与えて欲しい。
121	<p>① 施行5年を経過し概ね評価できる ② しかし末端では問題点も多くある</p>	<p>① 指定引取場所のA・Bグループ別は、小売店にとって非常にランニングコストの店で負担が大きい。一本化するべき。</p>	<p>① 小売店の地域格差がある。指定引取場所まで数十キロも搬入しなければならない。</p>	<p>① 小売店の店頭引渡 ② A・Bの統一こそすべき</p>	<p>① リサイクル料金は前払制度が望ましい ② 商組以外の販売店(量販店、工事店、ホームセンター等)に対する指導、取締りの強化もしてもらいたい</p>

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
122	<p>・リサイクル券の扱いが不明瞭 量販店、小売店の買い換えの場合においてリサイクル券が介在しないことがあり、サービスなど曖昧な名目で販売店が負担することが多く、実際に買い換えや廃棄の時にリサイクル券を見たことのない消費者が多い。</p> <p>・不法投棄の問題 不法投棄は一部の者の法を犯す行為であるが、一向に無くならない。このことは環境の悪化を招くとともに、その処理は当該市町村が税金を使って行っており、その金額は多大なものである。善良な市民はリサイクル料金の二重払いと受け取っており、通常のリサイクル料金の支払いとともに負担感が大きくなっている。</p>	<p>・リサイクル料金の前払い 店頭販売の際に販売価格表示の中に本体価格の他にリサイクル料金の表示もして、この商品が廃棄される場合にどのくらい環境への負荷があることを知らせることが必要だ。</p> <p>・手続きの簡素化(リサイクル券制度の利用の明確化、簡素化) (1)のように家電リサイクル法が施行され、5年を経てなお消費者に十分に理解されていない。もっとわかりやすく参加しやすいものにしてほしい。</p> <p>・リサイクル料金及び収集運搬料金の公表 料金設定の根拠がよく分からないことが問題だ。それぞれの立場での責任を明確にし、どこがどのように負担するのがなければならない。現法は消費者に負担感が強く、生産者の責任が伝わってこない。このことの議論をもっとするべきだ。</p> <p>・選択肢の広がり なぜ、リサイクルに限って限られた方法しかないのか疑問である。リサイクルという目的を考えれば広い範囲での方法があっても良いのではないか。また、地域、地方のやり方があると思う。現在、大阪では大阪方式が並行して利用されているが、大阪方式も府民にとって一つの選択肢であると考え。</p>	—	—	<p>・現在、ゴミの分別、ペットボトル、トレイなどの持ち込みは完全とはいわないまでも普通に行われつつありリサイクルへの意識の高まりはあると思っています。勿論、物の違いはあるので一概には言えないけれど誰にもその流れが分かるシステムであるべきです。</p>	<p>・平成13年の家電リサイクル法の施行から団体として生産者、流通、市町村行政、消費者の動向をアンケート調査などで見てきましたが、余り理解が行き届いていない実感があります。</p> <p>・消費者は家電品に限らず、購入した物はできるだけ永く利用したいと考えています。永く利用できる工業会全体のシステム、自分が必要で無くなったときのリユースの流れがスムーズに行けば結果的にリサイクルが進んだということではないでしょうか。</p>
123	<p>●法律全体としては、他の法律と比べてうまく行っていると思う。</p> <p>理由＝①関係者の役割分担が明確であること。</p> <p>②各関係者が自らの責任にまじめに取り組んでいること。</p>	<p>◎最も大きな問題点は、料金を払って排出している消費者とそうでない消費者がおり不公平になっていること。</p> <p>●これは法律の精神に反することであり、この原因となっている事項を取り締まるのが改善点となると思う。</p> <p>改善点①小売業者の無料引取に制限を加える＝例えば再利用を確認するエビデンスのないものは違法という指導。</p> <p>②不法投棄の更なる取り締まりと罰則の強化</p> <p>③海外輸出をしている業者及び買い取り業者の登録と引き渡し先のトレーサビリティの確保とエビデンスの提出要請。</p> <p>◎料金の徴収方法について</p> <p>①排出者が料金を支払うことが、基本</p> <p>②自分が排出した「もの」を、自分が責任を持つのが基本。</p> <p>③支払いの時点は費用の発生時が最も説明がつく。</p> <p>④先に払う方法はなぜ先に払うかの説明に納得できるか疑問</p>	—	—	—	—

No	意見内容	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
124		<p>・TVリサイクルはガラスの解体の扱いが巧く、ガラスメーカーとの協業もあり、概ね順調に推移した。リサイクル率も大幅に上昇した(Aグループ:78%)。一方、CRTテレビ商品の国内利益は当社も含め、ほとんどなく(赤字レベル)だが最近はややCRTTVのリサイクル数が増し、リサイクル自社負担コストも毎年増加傾向。</p>	<p>・回収率が5割程度。パーゼル法があるにも係らず、中国で日本製廃棄品の部品取りが行われている。(8/3産業構造審議会でプレゼンあり) ・「見えないフロー」の実態把握が必要、前払い方式(制度改訂)しても回収率改善と中古品輸出の削減効果があるのか怪しい、中古品輸出の把握が出来る仕組み構築が先にすべき。 ・市中徘徊中古業者殿の実態(どこにモノを持っていくのか)が不明。 ・拠点の不足:一般小売店からSYまでの配送費がかかる。 ・役割分担の明確化:中古品の輸出、不法投棄はメーカーでは力及ばず、国、自治体による調査と取り締まりを大いに期待。</p>	<p>・拠点の不足:一般小売店からの配送地域をカバーする為、A、Bメーカー指定380ヶ所のSYより比較的近い自治体の廃棄処理スペースあれば、新拠点として指定取引場所を作ってほしい。一般のお客様も利用しやすい。</p>	<p>・前払い方式ならば:環境に対する意識強化を図る為、商品と区別し商品価格に含めず外税方式が望ましい。製品価格に組み入れた場合は、リサイクル費用が埋め込まれ値引き対象となり、利益無きモノづくりとなるメーカーは存亡の危機を迎える。</p>	<p>・外税方式の前払い方式になった場合、新たなシステムを構築が必要となり、費用と工数及び信頼性検証が新たに発生する為、後払い方式との比較を行い、しっかりと審議が必要。</p>
125	<p>本施策の実施により、膨大な量の資源が廃棄物としての埋立を免れ、再び有用な資源として活用されるとともに、新規雇用の創出等による経済的な効果なども含め、概ね当初の目的を果たしていると評価できる。</p>	<p>当該法の本格施行からすでに5年以上が経過しているにもかかわらず、特定家庭用機器の廃棄に関する問い合わせのうち、特に買い替えを伴わない場合に関する照会が後を断たない状況にある。当市では、適正処理困難物として収集を行わないこととしており、小売店等や廃棄物収集運搬許可業者への委託、もしくは可能であれば指定引取場所への自己搬入を指導しているが、前者については、個人経営の小規模小売店も含めた中で、引き受けの可否の確認や料金比較などをする必要もあり、排出者側からすれば非常に煩雑な状況にあり、ややもすれば不法投棄を誘引することにもなりかねない。</p>	<p>先の例の場合、小売店等の介入がない場合に、制度としての浸透が図られていないなかで、さらに、どこに頼んでよいかかわからない、収集運搬料金が画一的でないといった排出者側からは非常にわかりにくい選択肢のなかでの対応を強いられることに要因があると思われる。市としては、複数の事業者のうち特定の小売店等や廃棄物収集運搬許可業者を紹介・斡旋することもできず、また、逐一、各事業者ごとに大きさや重さなどに応じての料金等の把握も不可能であることから、最終的には排出者が自らそういった収集運搬を担う事業者を捜すことになる。</p>	<p>①今後販売分に対する収集運搬料金も含めた前払い方式を採用する。 新品販売時にメーカーが収集運搬料金及びリサイクル料金を総体的に料金に転嫁することにより、従量や形状などに応じた細かい料金の設定がしやすく、また先に収集運搬料金を収納していることで、画一的な収集運搬体制構築も容易になる。 ②コールセンター方式の採用 全国一律のコールセンターでの受付→当該地域の担当者への回収指示 といった一元的な回収指示システムを構築する。排出者が収集運搬を請け負う業者を捜すのではなく、予め地域別請負事業者登録制度などを構築しておき管理センターからの指示で収集運搬に向かうようなシステムを構築し、排出者の業者選びの手間を軽減する。 ③宅配運送業者等に当該廃棄物の収集運搬に係る広域指定を与える。 個別への宅配を得意分野とする当該事業者の方が特に地方に多い個人経営の小規模小売店等や廃棄物収集運搬許可業者よりもフレキシブルな対応が可能であり消費者にとっても知名度があり依頼しやすい。また既販分については、同時に収集運搬料金の透明性を向上させ、全国統一料金の設定に努めるなど排出者が安心して処理の依頼をできる制度設計を図るべきである。</p>	<p>—</p>	
126		<p>不法投棄問題解決のために今回仕組みを変えようとしているようだが、循環型社会を作ること、不法投棄を抑止することは別の対応が必要であるように思う。不法投棄は「モラル」の問題であり、自治体はモラル教育に一層力を注ぐべきである。</p>	<p>薄型テレビが対象外であること。</p>	<p>)制度設計の不備に起因するもの これから液晶やプラズマが主流となりつつあるのに対象外とした行政の矛盾した先見性のない考え。)制度以外に起因するもの 実際リサイクルする価値(意味)があるものとそうでないものをしっかり検証したうえで法の下効率的に行われるべきである。</p>	<p>薄型テレビも対象にすべし。</p>	<p>家電リサイクル法が施行される前は市町村が税金を使って処理していました。法施行後は消費者が直接負担しているため、税金は使われていないはず。そこで浮いた数百億ともいわれるお金がいったい何に使われているかを公開すべきです。意味のわかる、筋の通った税金にしてもらいたいです。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
127	<p>1、ヤードについて 電気店の軒先をA、B共用のヤードと見なし収集して戴きたい。 2、サイクル料金の前払い制の導入について 前払いの方法については(1)商品価格に織り込む物品税方式と(2)商品本体とリサイクル価格を切り離す消費税方式が考えられるが物品税方式を基本にして戴きたい。</p>				
128	<p>概ね評価できると思います。</p>	<p>問題点： ・一般正しい処理の方法がわかりにくいこと（自治体 or 販売店？） ・河川敷等でもまだまだ不法投棄が見られること（一般家電というよりは産業用家電が目につきますか） 改善すべき点： ・対象品目が限られていること</p>	<p>・特に大型の家電製品は手軽に処理ができないため、買い替え前提で販売店（物流業者）の手を借りないといけない点が、制度の意義や仕掛けをわかりにくくしている観はあります。（処分することの責任、即ち「購入者責任」が自覚できない、ということも含む。） ・用済みになった際に、何らかの費用負担を伴うことにまだまだ抵抗がある。 ・修理する方が購入するよりも高くなる、というコスト構造も一因だと思います。（省エネ型、環境配慮型への買い替えの方がトータルコストでは安くなる、というのも悩ましいですね。）</p>	<p>・業者が引き取る際、顧客に対して、家電リサイクルの仕組みや意義などをその場で伝える工夫があるといいかも知れません。 ・購入時にリサイクル費用を上乗せしつつ、処分時にはその先払いした分から（年数やリサイクル可能度に応じて）一定額が戻ってくる、という仕掛けがあると、費用負担への合意を得やすく、大事に使用しようとするインセンティブになり、安易に処分することを防ぐことにもつながる、と思います。 ・あとは修理（メンテ）することで環境配慮型になる、といったアップグレード型家電が普及するといいいのですが。 ・対象品目については、すでに議論を尽くされていると思いますが、家事でよく使われる電化製品（かつ女性の手では処分しにくいもの）は対象に加えた方がいい、という声を多く聞きました。産業用も加えるのであれば、グリーン購入法での対象品目と一致させれば運用しやすくなるのでは、と思います。</p>	<p>—</p>
129	<p>1. 家電リサイクル法というものを最近知りました。地球環境のため任意でリサイクルを行っていると思っていましたが家電品に関して法律を作っているとは知りませんでした。 2. 今使っている家電品を捨てるときに初めて耳にするもので、廃棄するのに費用が掛かるとは誰も思っていないでしょう。PR不足と思います。 3. 買うときに支払うものと、捨てるときに支払うもの見分け方、費用、手続きなどもっとCMなどで説明してほしい 4. 回収された家電品はきちんとリサイクルされているのでしょうか、どこかの誰かが横流しして捨てているとか不法廃棄されているとかは無いでしょうか。その辺が心配です。</p>	<p>1. とにかくよくわからない。専門的に活動されている人はわかるんだろうが一般消費者には流れや実績などがまったく見えない 2. 全ての家電品が対象でないのが疑問</p>	<p>) 制度設計の不備に起因するもの ① 各自治体毎に廃棄物の回収方法が違っているのではないか。そのためリサイクル対象のものでもどこかの業者が回収して海外へ持っていつているのではないか。 ② 不法投棄に関しての取締りが甘いため費用を受け取り野ざらしになっていることもあるのではないのでしょうか。不法投棄の罰則がわかりませんが、。。。) 制度以外に起因するもの 1. メーカーから買わない場合（ネットオークションや安売り店など）ではどうなっているのかな 2. 先に支払った場合は何を捨てるまで置いておくのかな</p>	<p>1. CMをもっと流す 2. 家電品に番号を振ってしっかり管理する 3. 都道府県、自治体、町内会などより小さい単位で廃棄物の回収に当たる</p>	<p>とにかくなじみの無い法律だけに、その場に及ばないと実感できません。4品目だけにこだわらず、リサイクル可能なものは全て対象とすべき。また、リサイクルをする業者に対して補助金を出すなどすることで数が増えコストも下がると消費者の負担も下がると思う。とにかく消費者は必要の無い（商品にかかわらないお金）は払いたくないのは当然、消費税しかり商品価格に組み込まれていけば気にならないかな。それで合計金額が高くなるなら企業もコストダウンに努めるだろうし。もちろんリサイクル関係者もお役所仕事ではなく、民間業者と同様にコストダウンに励んでください。</p>

No	意見内容 (1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
130	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル料金はA、Bグループ同額であり、法施行後も低減化が図られていない。 ・法制定時の附帯決議である既存業者の活用が図られていない。 ・小売業者は、消費者からの料金の徴収や指定引取場所への運搬などの役割を担い、大きな負担を強いられている。 ・一定、落ち着きをみせているものの、依然、不法投棄がなされており、自治体はその対応に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーに匹敵するリサイクル技術を有し、安価な料金でリサイクルに取り組んできた再生資源業者の活用が図られていない。 ・小売業者は、消費者から引き取った廃家電品をA、Bグループごとに保管し、それぞれの指定引取場所に運搬しなければならない。 ・不法投棄の処理費用を、自治体が負担している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーからの委託(メーカーの傘下に入る)がなければ、いかなる事業者もリサイクルシステムに参画できない仕組みとなっており、競争の原理が働いていない。 ・メーカーの立場から指定引取場所が設置、運営されており、消費者や小売業者にとって利用しやすいものとなっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の枠組みの中に再生資源業者を位置づけることにより、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図る。 ・小売店の負担軽減策の一つとして、指定引取場所の共有化を図る。 ・不法投棄された廃家電品のリサイクル料金をメーカーの負担とする。 	<p>主な要望は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、再生資源業者等がリサイクルに参画できる仕組みの創設とこの仕組みを前提としたリサイクル料金の前払い制を要望する。 ②家電リサイクルの円滑な実施のためには、収集運搬の担い手の拡大が必要不可欠であり、収集運搬業に係る手続きの緩和にかかる制度改正を要望する。 ③不法投棄物のリサイクル料金を拡大生産者責任の観点から家電メーカー負担とするなど、不法投棄物に対する処理方策の確立を要望する。 ④資源の有効利用の観点から、リサイクル対象品目の拡大を図るとともに、拡大にあたっては小売業者の負担軽減策の検討を要望する。 <p>最後に、家電リサイクル法の枠組みの中に再生資源業者を位置づけることにより、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図ることが最重要課題であると考えており、料金徴収制度が前払いになるか否かにかかわらず、この課題の改善を特に要望する。</p>
131	<p>現場での体験や住民の声をまとめてみました。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)正直者は馬鹿を見る、とんでもないザル法である。 (2)不法投棄に拍車をかけている。リサイクル料金が高すぎる。せめてゴミ袋くらいに下げられないか。 (3)大正～昭和の初め頃のお金や物のない時代に生まれた人は、なかなか物を捨てられない。本当に不用になった物しか捨てないが、「捨てる」という行為に対して、お金を払うということもつたなくて考えられない。 (4)購入時にリサイクル料金を含むか、自治体の負担とするか。住民負担は限りなく無料に近づけてほしい。 (5)自治体のクリーンセンターに持ち込んだ人の9割以上が、料金を聞いて(高いのに驚いて)持ち帰ります。これは当自治体だけではないと思います。(3)にも上げていますが、もったいないという言葉が本当に生きるような法律の見直しを是非お願いします。 				
132	<p>家電リサイクル法が施行され、既に5年経過していますが、リサイクル券購入～廃家電回収～解体・分別～リサイクルの仕組みはほぼ確立されていると考えます。また、一般ゴミも分別廃棄のしくみが定着し、我々一般市民も環境への配慮が一段と高まっています。</p>	<p>許可を持たない業者？が安い料金または無料で廃家電の(トラックで町中を廻り)引取をおこなっている。不法投棄、海外への不法輸出へ繋がるため、行政の取り締まりの強化が必要である。</p>	<p>—</p>	<p>リサイクル料金は製品購入時(前払い)に変更することに賛成である。但し、引取回収のしくみの充実(例:自治体でも対応)は必要である。</p>	<p>家電には平面テレビ、DVD、乾燥機、電子レンジ等、他製品もある。現在4品目のみであり、一部拡大計画があるが、更なる拡大を図り、環境配慮を進める必要がある。</p>
133	<p>当県の家電4品目の不法投棄状況を見ると、減少の傾向にあり一定の効果は見られるものの、市町村の意見は今後は変わらないもしくは増加するとの意見が多くあり、リサイクル法の見直しの必要性があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル料金負担を嫌う消費者等の不法投棄 ・リサイクル料金の見直し ・市町村等が回収した不法投棄物のリサイクル料金の負担減 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル料金の金額 ・市町村等の財政難 ・家電回収時のリサイクル料金支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル料金の前払い制度の導入 ・特定家庭用機器廃棄物の引き取り義務違反などに対する罰則強化 ・市町村等が回収した不法投棄物について、無償若しくは通常のリサイクル料金よりも低価格で製造業者等が引き取ること。 	<p>—</p>

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
134	<p>平成17年度の実績では、廃家電4品目の引取台数は対前年比約3.6%増加した。家電4品目の国内出荷台数が対前年比約1%増加という背景から考えると、家電リサイクル制度が消費者の理解と協力を得られ制度が定着してきたと考えられる。本制度の問題点として良く議論されるリサイクル料金の後払い制度については、従来一般廃棄物の処理が自治体の責務として、消費者が廃棄時に費用が発生することの実感を抱いてこなかったことから考えると、廃棄物処理、リサイクルには費用がかかることを認識させ、廃棄物の発生抑制(リデュース)を含めた国民の意識改革に大きな効果を与えたものとする。先払い方式では、多くの家電量販店がリサイクル費用の軽減を販促材としている現状から考えると、消費者が実感することが難しく、購入した製品を長く使用しようという意識が薄くなる。ただし、故障時には修理をして製品を長く使用するためのインフラをメーカーに求めたい。</p>	<p>制度施行以降変わらない不法投棄の存在</p>	<p>処理単価も一因</p>	<p>現在進められている廃家電から家電製品への再商品化の取組や、3R・環境配慮設計への取組を促進、特に廃家電から家電製品への部品のリユースを促進することにより、処理コスト及び製品生産コストの低減を図り、処理単価の低減を実現できると考えられる。そのためには、家電リサイクル制度あるいは関連法の中で、家電メーカーに廃家電から家電製品への再商品化率の数値目標を設定すべき。</p>	<p>現行の廃棄物としての家電品のリサイクル推進だけではなく、発生抑制(リデュース)への移行を促すためにも、現在の家電リサイクル法にある長持ちをする製品の開発だけでなく、製品の故障時の修理をする体制(インフラ)整備も家電リサイクル法、或いは関連法の中でメーカーに義務付けるようにすべき。</p>	
135	<p>1、環境・リサイクル政策は企業の産業力強化及び国際競争力強化を基本として議論されべきと思います。 法施行後5年が経過し、循環型社会形成の構築に向け家電メーカーの果たした役割は大いに評価して良いのではないかと。モノづくり(動脈産業)は130年以上の歴史があるものの、静脈産業の構築は初めての経験であったはず。この5年間で家電メーカーはリサイクルという事業を経験することにより、従来のモノづくりから大きく質の変換をした。使用済み家電製品が廃棄物処理業者でなく家電メーカー(設計者)に大量に里帰りしたからに他ならない。その結果として、「水平型素材自己循環システムの誕生」、「DfEの質的革新」等のイノベーションをもたらした。家電各社は社会的責任を果たしつつあると言えるのではないかと。 この実績は、世界的にみてもマレなケースであり、産業力及び国際競争力の強化に繋がったのではないかと考えます。</p> <p>2、「前払い・後払い」議論について 第3回目までの合同会議の審議の中で、流通・自治体よりリサイクル料金を「前払い」にすべきと言う陳述があり、今後の審議の中でも最大の課題であると思います。 約2,000万台前後の廃家電製品が廃棄されている現状のなかで、見えているのは指定引取場所に引き取られた約1,200万台と不法投棄約17万台のみであり、約800万台もの廃家電の中古輸出・廃棄・処理実態等が不明確である。再生資源材を国内循環させるのか、海外を含め検討を加えるのかを議論し、それぞれの場合において「前払い・後払い」の影響を検証して制度設計すべきではないでしょうか。 定説的でなく見えなフローを推測し、定量的判断ができるレベルで客観的判断をし審議しないと、何をもち政策評価するのか疑問である。加えて、リサイクル料金が確実にメーカーに届くシステムを構築しない限り、日本経済を牽引してきた家電産業の体質を弱めることに繋がると危惧します。</p>					

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
136	<p>買い換えならば、電気店で簡単な手続きで引き取ってくれるが、ただ排出だけしたい時の手続きが分かりづらいと思います。自治体はに問合せをすると、全く理解してない方がいたりするので困ります。それ以外は、現状の家電リサイクルの流れについては特に不満はありません。</p>	<p>リサイクル料金の前払いをすべきとの意見が多いようですがその中でも不法投棄の恐れがあるとの意見が多いように思われます。しかし、不法投棄は家電リサイクル法が発足してから大幅に増えている傾向はないので、現行の後払いのままが良いと思います。後払いにしていたのを前払いにする事により今まで使用していたものを全てを新しく変える事になるかと思いますがそれに伴うお金は税金を使用するのでしょうか。だとしたら、無駄な税金を使用するより、現状のシステムを使っていてくれた方が良いかと思えます。さらに、前払いする事によって、排出者がリサイクルをしている意識が薄れる可能性もあるし、リサイクル料金を前払いしたとしても不法投棄が減るとは限らない。現行が何故後払いになったのかと言うのをもっとアピールすべきかと思えます。</p>	<p>排出者が、不法投棄が増えていると感じているのは、新聞等の記事や、自分なら、そんな面倒な手続きをするなら捨ててしまうかも知れないという意識からだと思われます。財団法人 家電製品協会のホームページに掲載されている不法投棄に関する調査報告を読ませていただきましたが、このような記事をもっと多くの人に知ってもらわなければならないと思います。</p>	<p>インターネットは、簡単に詳しい事が調べられますが、まだまだ多くの人には浸透していませんし。家電リサイクルを身近に感じる時は、自身が4品目を排出する時かと思えます。そこで、まず調べるのが自治体・電気店・メーカーかと思えます。先日、省エネチラシが効果大との記事が毎日新聞で発表されました。冊子やチラシを作成し、自治体・電気店等に配布し、もっと家電リサイクルがどういうものかを知って貰うべきだと思います。また、排出者自身、高いお金を払ってリサイクルをするのですから、そのお金がどのように使われているか、また、どんなふうリサイクル処理がされているのかを知る術が必要かと思えます。自身が支払ったお金がリサイクルに役立っているという意識を持たせる事が大切だと思います。最近は何も見かけませんが、自動車リサイクルはテレビCMを何度か見えています。家電リサイクルに関してのテレビCMもあって良いのではないかと思います。</p>	<p>—</p>	
137	<p>2001年の家電リサイクル法には、次の「4つの精神」ことがありと理解しています。 ① 環境汚染物質の拡散の最小化 ② 資源の回収の最大化 ③ リサイクルし易い製品へ転換と上述した回収での情報を設計へ反映 ④ これらを通して透明性の高い運営 この実現のためのメーカー主体のリサイクルであったと理解してきました。 そのなかで、思い至ったことは、次のようなことです。 ① 必要悪としてのリサイクル * 国民の方々には、このような考え方を待つ人もいます。 ② リサイクル料金の安い業者へ発注したがる * リサイクルの場合には、発注者に対して、我々リサイクル業者は決定的に弱者である。* リサイクル品質は、発注者の料金によって決まる。 ③ 安いお金で、遵法でないとしても、うまく適当に処理をすることを望む * 発注者のなかには、こういう考え方をする人もいます。 このようなことの改善には、国民の皆様の意識改革が必要であると考えます。日本の国民は正直で善意の人が多くということも理解すべきです。決して一部の心ない人を対象として全体を考えるべきではないと思います。例えば、包丁・ナイフで人を殺傷する危険を恐れて、刃物全てを規制対象とすべきでないことと同じです。 料金の支払いについても、実際に廃棄するときに廃棄するものにお金を払うことは一番自然なことであり、これだからこそ使えるものを少しでも長く使おうとする廃棄抑制意識も働くことになりそうです。リサイクルよりも、廃棄抑制にこそ、環境に優しい方法であることは議論の余地がないと思います。このためにも、現状の料金支払い方式が望ましいと言えるのではないのでしょうか。 また、我々リサイクル会社の思いとしては、「家電リサイクル法の4つの精神」を如何に完璧に実現するか日々思いを巡らし、将来の更なる高品質のリサイクル実現のために、人・物・金の資源投入を図ってきています。3年先、5年先を見越した長期戦略のもと、継続した開発・改善を行うには、これらの人・物・金の資源投入を継続的に進めるだけの安定的収入の確保が必須です。 これは現状の料金方式で、処理委託料金としてプラントに入ってくる現状の料金方式が極めて大きく寄与しています。入荷台数の予測により、入ってくる処理委託料金が計画できることの長所には計り知れないものがあります。今後、更に継続的にコンプライアンスの高い高品質のリサイクルを行うためには次のことが必要と考えています ① 良い人材の確保 ② 高度な分別技術 ③ 自工場での素材化率の高いリサイクル ④ 管理された工場運営 ⑤ リサイクル品の高度な用途開発 ⑥ 高度なゼロエミッションの実現 これらの実現には安定的に生活できるだけの給与を払っていくことが必要と考えています。そうでなければ、優秀な人材を多く雇用できなくなります。今は、親会社から多くの出向者を得て人材の確保は何とかできていますが、何時までもこのような状態を続ける事はできないと考えています。出向者の給与の多くを親会社に依存している状況は不健全であると考えています。親会社と同等の給与を払うことは難しいとは思いますが、人並みの生活ができる給与は支払わなければいけないと考えています。長期的に安定的な収入が見込めることが、長期的な人材採用・育成の目処もたつと考えています。それだからこそ、長期的に安定的な収入を確保していくことが課題になっています。そのためにも一定の処理委託料金が得られる仕組みをとって頂くことが必要になります。この意味でも、現状の料金システムが良いと考えています。</p>					

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
138	「家電リサイクル法」は施行5年を経過したが、諸問題が多く見直しがぜひとも必要である。		1. リサイクル料金の前払い制の導入 → 消費者負担の軽減、不法投棄の回避 2. 指定引取り場所の共有化 → 消費者が負担する収集運搬費用の軽減、地域に適した複数の集積場所を設置が合理的である。 3. リサイクル料金の適正化と採算性の状況についての公表 → 実態を公表し、消費者に理解を得ることが重要	1. 消費者の負担感が大きい。法の主旨を円滑に推進する上で障害になっている問題として、各地で無料回収する産廃業者の横行(リサイクル法の形骸化) 2. 地域店の店頭から指定引取場所が遠隔地(距離 300km)にあるため過剰な労務負担 3. 消費者から、製品の大小に関係なく同一料金に対する疑問、5年間経過後の料金実態が現状に適しているのか疑問	1. 排出時は排出者負担から製品価格に組み入れた前払い方式に変更 2. リサイクル料金の内容の開示(消費者に高すぎるというイメージを与えている) 3. リサイクル料金の見直し 4. 現在のA・B毎の引取り場所の共有化と適正配置、小売店店頭での引渡し改善 5. 自治体等が実施している家電品リサイクル施設の活用	—
139	①EPRからメーカーの処理責任を基本に、関係者の役割分担と責務を法で明確にした画期的な法律である。結果として年々の回収台数は伸びている。 ②消費者にリサイクル料金を排出時負担は、日本人の考えにあっており、排出抑制になり、「もったいない」精神につながっているのではないか。 ③リサイクル料金も品目別に全国同一料金であり、地方に配慮したものになっている。 ④対象品目も、法施行前の処理困難物としたことが、また、グループを2つに分かれており、それぞれ適正処理と再商品化率で切磋して取り組んだことが評価できる。 ⑤地球温暖化の原因となるフロン回収の回収量は大きく伸びている。他業界にも義務化すべき良い事例と考える。	①5年経過したとはいえ、まだ家電リサイクルの仕組みを知らない消費者もいるのもっと啓蒙活動すべき、これにより個人の不法投棄抑制につながる。 ②家電リサイクル法とは、別の大阪方式が存在している。また、地域によっては既存業者が4品目の処理をやっているとき、業者の情報公開をすべきではないか。 ③最近、家電品・パソコン・二輪車など無料回収業者は軽トラックで回収しているが中古品として再利用であれば良いが、部品取りや不良品などは適正処理されているか甚だ疑問。業者の不法投棄になっていないか調査すべきではないか。	①家電リサイクル導入によって、成果を公表すべき。もっと消費者への啓蒙活動とリサイクルへの協力活動を国・自治体でやるべき。 ②大阪方式などを認めてしまえば、大量に集まる地域と集まらない地域の料金格差になるのではないか。	①見直しは、現行法を基本にグレードアップすべきと考える。なぜならば現行法は、概ね定着したと考えられる。 ②再商品化率を、再資源化率に変更して、適正処理徹底と埋め立て処理の削減に取り組むべき。 ③無料引き取り業者の軽トラックは何の表示もなく、許可証の表示もない。不用品を安心して、渡せるように会社・住所・代表者などをトラックに表示するようなことが必要と思う。	—	
140	家電リサイクル法に基づく制度は着実に定着しており、現在の制度の国会区については高く評価されるものと考えます。これらの仕組みに基づき引取台数、再商品化実績の向上を図るべきで、制度の根幹部分の見直しで様々なリスクを取るべき状況にはないと考えます。	想定されている廃棄台数に対して、生産者のリサイクル施設に戻る廃棄台数の量が少ないと思います。	生産者の元へ戻る本来のルート以外の存在が想定されます。	実態調査などを実施して実態を把握した上で対策が肝要と思います。推定や憶測での判断は避けるべきで、法律の趣旨から外れるようなルートが判明すれば適切な規制をかけ見直しを図るべきと考えます。	家電製品に限らず不法投棄は犯罪であり、本質的には取締の観点から論ずるべき問題と認識します。これを家電リサイクル法の料金徴収方法に関連づけること自体本筋ではないと思います。粗大ゴミでもそうであるように「廃棄時には費用がかかる」のは当然と云った「国民の環境モラル」に根ざした現行の家電リサイクル法の制度は道徳上の観点からも健全であり、この枠組みを維持・継続することを要望し、あるべき将来の日本の姿に期待をいたしたいと思います。	
141	①法施行後5年を経過し、本法律はシステムとしてしっかり機能し、着実に定着している。 ②メーカーの引取台数も年々増加しており、量的成果も上がっており、大きな成果である。 ③排出時負担方式についても、料金の徴収方法が順調に定着している。	①廃品業者が無料で引き取っていくが、どのような活用・処理しているのか不透明である。不法投棄される可能性があるのではないか。 ②リユースとして中国等への輸出はしているが、中国の廃棄物増加の原因になっていないのか。 ③品目により家庭用と業務用の見極めが分かりにくいものがある。(特にエアコン)	①家電リサイクル法で廃品回収に対する規制がない。 ②品目により家庭用と業務用の明確な見極め方のPR不足	①廃品回収方法及び輸出に対して最終処理先の確認等の規制を織り込んではどうか。	①現在排出時負担と購買時負担方式の議論が行われているようであるが、購買時負担の場合、製造業者等が倒産、撤退した場合、その製造業者の製品リサイクル費用の手当をどうするのか課題である。さらに、不法投棄が本当に経るのか疑問である。	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
142	<p>施行後、5年で年間排出(回収)1100万台以上という規模になり社会的にも深く浸透しており強制法として世界的にみても大きな成果があった。排出時リサイクル料金支払は分かり易い。長く、家電製品を使うという動機付けにもなっている。マンションの廃棄物置き場からほとんどなくなった。</p>	<p>対象商品の拡大 大型TVなど街の回収業者の法的問題の解決(部品だけとって、あとで捨てる?)。パソコンの3R法との関係整理、消費者への分かり易さ。リサイクル率のアップも重要だが、トータルでの環境負荷とのバランスを考えるべき、また選別や解体などコストとの見極めも必要。前払いも検討されているが、施行段階で排出時負担を進めて、大きな問題も無く、ダブルスタンダードは混乱を招くおそれがある。また、上記のように今後、リサイクルコストの低下を消費者が享受できなくなる。また、商品価格に組み込まれた場合、購入時の値段が上がるためデジタル家電など需要が冷え込むおそれがある。リサイクル料金の低減を目指す。平均 2000円程度が妥当では。</p>	—	<p>この制度をさらに深化させ、世界に確たるスキームとするためにこの制度にとりくむ、関係者(メーカー、リサイクル会社など)の表彰や免税措置などインセンティブを考えたかどうか。</p>	—
143	<p>家電リサイクル法実施以前には粗大ごみとして自治体に多大な負担をかけていた家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)を製造メーカー責任で適正処理を義務づけた画期的な法律と評価します。</p>	<p>リサイクル率(再商品化率)の定義に問題あり。有価物として売却されたもののみを再商品化率の分子としています。有価か逆有償かで判断するのではなく、実態として再利用されたものをリサイクル率とすべきと考えます。現状の再商品化率定義では、マテリアルリサイクルを再優先していますが、熱回収も再商品化率の分子として認めるべきです。素材として、もともとマテリアルリサイクルに適さないプラスチック等をマテリアルリサイクルすることは、場合によっては、再生に要する投入エネルギーが再生商品の価値を上回るが多々ありますので、熱回収が適切なリサイクル手段と考えられる場合があります。また、熱回収を認めることにより、消費者より徴収される再商品化費用の低減につながる可能性があります。</p> <p>テレビのブラウン管を構成するガラス(パネルガラス、ファンネルガラス等)に関しても、日本国内の管球製造メーカーが海外移転しているため、輸送費用を含めて有償か逆有償で判断すると再商品化率に含められなくなる可能性があります。元のブラウン管に戻れば、再商品化率に含めるべきと考えます。</p>	<p>原因: 制度設計の不備等に起因するものと思われれます</p>	<p>再商品化定義の見直しが必要と思われる。</p>	<p>なお、各種リサイクル法において、(容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法、建設リサイクル法、他)リサイクルの定義が統一されていないことは、合理的でないと思われるので、各種リサイクル法において統一的な定義がなされることを希望します。</p> <p>また、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の優先順位に基づき、各種リサイクル法において、政策的な配慮がなされることを希望します。(すなわち、愛着をもって長く使えるものを作ることが、各種メーカーに求められていることではないでしょうか?)</p>

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
144	再商品化処理重量が74%に達し、また、冷媒及び断熱材フロンも回収される等、資源循環型社会形成促進の効果が出ており、実施状況については評価している。ただし、幾つかの問題点があるので、改善する必要がある。	1. 経済産業省が推定した廃棄台数約1,900～2,400万台の内、指定引取場所では1,162万台しか引き取られておらず、その差の約740～1,240万台がどこに流れているのか、『見えないフロー』がある。「何が起きているかわからないまま、想定で対処してはいけない。」は、品質改善の大原則であり、社会品質の向上を目指す法制度設計においても同様である。『見えないフロー』の実態把握が無いままに制度変更しても、その効果が定量的・客観的に政策評価できず、制度改定による改悪の恐れも有り得る。資源循環型社会の形成を促進するためには実態を的確に把握することが必須である。 2. (独)国立環境研究所の報告書では、「消費者のリサイクル料金等の支払い状況について、44%が無料だった。」というデータがある。料金徴収の自由度が大きく、家電リサイクル法の系外へ漏れていく懸念がある。まず、このような状況を改善する必要がある。 3. 家電リサイクル法対象品目で買替えを伴わずに廃棄するだけの場合、家電リサイクル法では、当該品を販売した小売業者しか引取り義務がないため、排出先に困る廃家電が現実存在し、不法投棄の原因となりかねない。	i) 制度設計の不備に起因するもの 統計制度並びに報告徴収制度など何れも制度設計の不備に起因するものとする。	1. 資源循環型社会を形成するには、静脈側の実態を的確に把握する諸制度が必要である。例えば、国際的な物品コード(HSコード)の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入が把握できる仕組みを構築すべきと考える。 2. 排出時に家電リサイクル法の系内に投入されるような対策を講じるべきである。例えば、リサイクル料金を受け取らずに回収した廃家電品のフローについて、国が報告徴収を行う制度等を構築すべきと考える。 3. 義務外品の引取り方法を規定すれば不法投棄の削減に資すると考える。	1. 料金徴収方式について 前払いになれば良いとの意見が多いが、本制度スタート当初に以下のような理由から現行方式となっており、それは、現在も変わらないと考える。① 約3億台とも言われる既販製品への適用ができる。② 製品購入時に廃棄時のリサイクル費用を予測することは困難である。③ 倒産、撤退した製造業者等のリサイクル費用の手当てができる。④ 排出時にコストを意識できる方が、製品の長期使用、ごみ減量化に資する。よって、料金徴収方式を変更することには慎重に対応するべきである。 2. リサイクル料金の授受について (独)国立環境研究所の報告書では、「10年以上使用品の無料引取り割合について、リサイクル店が1～4%であるのに対し、量販店は23～40%だった。」というデータがある。また、チラシ等で、「使用済み家電品を無償で引き取ります。」というものも散見される。小売業者は、リユース目的の場合は、製造業者等への引渡し義務はないが、中古品としても価値を持たないようなものを拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、問題があるのではないかと。また、販売の価格競争の中にリサイクル料金等が埋没してしまわないような対策が必要であると考える。	
145	1. リサイクル料金について メーカー設定となっていますが、医療保険点数設定と同じく、国で基準設定をされたらと思います。先取り、年金制度等々の料金徴収に関しての意見がありますが、今の廃出時に徴収する方が、消費者のリサイクルへの参画意識を高める効果、長く使用しようとするリデュース効果があると思われます。不当投棄が増加した、すると言われますが、家電リサイクル法は現在機能しており、極端に増えたこれから増えるとは思われません。 リサイクルプラントを見学される方の案内をさせて頂いていますが、今まで多くの消費者のみなさんのご意見として、見学するまではリサイクル料金は高いと思っていたが、リサイクルの大変さ、循環型社会への為のシステムとして見ても妥当な料金であるとの声が多く、仕方ない、安いかもしれないとの意見もあります。国からの補助が出ているのですかと、聞かれる方もおられます。 2. リサイクルのアピールをもっと積極的にやって頂きたい リサイクルのシステム、現場のアピールをもっと国もして頂きたいと思います。リサイクルの実際の現場を見られた方は、3Rの大切さ、「もったいない」と言う事をよく実感出来ると言われます。特に、小学校・中学校の生徒に工場見学をしてもらいたい。 3. 現在の対象品目より追加品目について 現在の対象品目は、交換引き取りのもの(重量物である)で、比較的スムーズに物流的にも処理されています。追加品目についても、交換引き取りのものであった方がよい。軽量の小物が対象品目になれば、不法投棄が多くなる懸念がありますし、物流の面でも難しくリサイクルで得られる資源も1品から多くは得られません(メーカー別に多種となり手間が多くなるとコスト的にも高くなる)。多種品目となるとリサイクル料金の設定も難しくなります。量り売りと同じく、一括重量引取的な考えもありますが、料金設定がなお難しくなりそうです。 日本の家電リサイクル法については、評価が高いと感じています。外国の見学者の意見として、特に消費者がリサイクル料金を支払い廃出することに感心されます(発展途上国の方が多)今の評価の高い家電リサイクル法を発展させるためにも、よりよい見直しをお願いいたします。					

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
146	<p>回収台数が1000万台を越え、また毎年回収台数が年々増加している。</p> <p>また、廃棄時に費用を負担する後払い方式での料金支払も5年が経過する中で、消費者にもかなり定着してきているし、そのため商品の長期使用にも効果が出ていると思われる。</p> <p>英国DTI調査団からも、日本の家電リサイクル制度は非常に高い評価を得ている。</p>	<p>しかし、4商品合計での年間販売台数が、約2400万台あり、その中で買い替え需要が約2000万台と推定されるのに対して、1000万台強の回収ということは、数百万台が、別のグレーなルートに流れていることになる。</p> <p>今回の法改正で、最も考慮すべき本質的な問題は、この法の趣旨から外れた不明なルートに対してどのような手を打つかだと考える。</p> <p>最近、住宅地では毎週末に家電の無料引取りの車が回っている。また、新製品購入の場合には量販店が無料で引き取るなどのチラシも入ってくる。</p> <p>このようにして、引き取られた家電品はどうなっているのか。確かに一部は中古品として再び使用されていると思うが、かなりの部分が結局廃棄されたり、海外に輸出されたり、あるいは、不法投棄にも繋がっているのではないか。</p> <p>海外特に中国などに輸出されている家電品も、中古品として利用されている場合もあるだろうが、結局はスクラップとして、資源回収されているケースも非常に多いと思われる。</p>	<p>リサイクルをする前に、リユースすることは、非常に重要ではあるが、その名のもとに、法の網をくぐるような活動が頻発していることが原因ではないか。</p> <p>現状では、有価あるいは無償での引取りは、違法ではなく、また法人からの排出は産廃扱いとなり、これも違法ではない。</p> <p>このようなルートに規制がかからないと問題は解決しないのではないかと考える。</p>	<p>現行法での4品目は、特定家庭用機器ではあるが、法人で使用される場合でも、法人から排出される場合でも、リサイクルすべき家電品であることには変わりがない。</p> <p>そこで、今回の法改正で最も考慮すべきは、次のようなことではないかと考える。</p> <p>①リサイクルの義務範囲を直接家庭から排出されるものだけでなく、法人から排出されるものもすべて義務化することとしてはどうか。</p> <p>②また、海外への輸出の実態を把握することが前提であるが、日本の有用資源の確保戦略という観点からも、輸出に対して一定の規制をかけることが必要。</p>	<p>出来るだけ、現行法の良い所は残しながら進化させる必要がある。そのためには、論点整理においても、課題の羅列ではなく、本質的かつ重要な順に課題を整理して優先順位の高い重要課題から解決すべく議論して欲しい。</p>
147	<p>不法投棄が話題となっている中、家電だけはちゃんとリサイクルされていると思う。先日ブラウン管テレビを購入した際にブラウン管テレビを引き取ってもらって助かりました。町を見渡せば自転車、バイクや多くのゴミが捨てられており社会問題と感じる。廃棄に必要とするお金を負担するのは、環境問題からしかたないことであり現行制度をより定着させるべきです。法改正をする前に全国民にまずは浸透させる必要があると思う。</p>	<p>無料で引き取るのと回収車がまわって来るがあれは法的には義務をはたしているのか疑問です。先日29型テレビを引き取ってもらいましたが、リサイクル料金が同じなのはなぜですか。また、ブラウン管テレビを買いましたが対象外とききましたが対象にすべきだと思います。</p>	<p>制度設計の不備に起因するもの 無料回収車が回っているのは、いいのですか？有料回収業者もいましたが、法で定められているとおり処理されているのでしょうか。今回買換えのため、販売店が引き取ってくれましたが、買い替えしない場合の排出は自治体に粗大ゴミとして処理するため不便です。液晶やブラウン管テレビが対象外。</p> <p>制度以外に起因するもの 消費者に金銭的、労力的負担を増やし、行政が安易に傾くのはいかがなものか。リサイクルしても良いものとそうでないものを明確にすべき。生産者と自治体どちらが処理すべきかを国が正しく法制化すべきです。日本は環境問題に真剣に取り組むべきと考える。</p>	<p>海外への中古品の輸出は規制すべき。無料回収車は取締るべき。自治体の申請許可を必要とするルールづくるべき。薄型テレビは対象にすべき。不正投棄を防止する為、台帳管理の義務付けと、台帳提出と定期立入をすべき。適正処理設備のない解体業者などが勝手に回収しないよう免許制度にすべき。自治体は「粗大ゴミ」として受け入れる制度的に設けるべき。</p>	<p>自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべき。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなると思えないです。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか法施行後は消費者が税金を強いられるのはごめんです。</p>

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
148	世界的にもうまく運用できている制度である。	<p>再商品化率を基準にしている点。再商品化率は単に有価性のみを判断しているのみで、その内容を問うてない点は制度的に問題である。端的に考慮すると、有価性の高いものと一緒に廃棄物を合わせて、あるいは、抱き合わせで出すと有価になってしまう点はおかしい。</p> <p>また、有価であってもマテリアルリサイクルの質、サーマル(ケミカル)リサイクルの質に対する評価がないのも残念なところである。</p>	有価であるかどうかのみで判断する点。	再商品化率ではなく資源化率で評価すべきであり、さらにその内容で重み付けをすべきである。	<p>・不法投棄が増えたという否定的な意見もあるが、制度開始以前の統計がどの程度信頼できるデータかは計り知れないが、個人のモラルの問題に尽きると思われ、制度のミスではなく、個人のレベルアップを図るべきである。市町村の粗大ゴミに出せば税金が使用され、また、その処理は家電リサイクル工場の処理と比較すると低位の処理に過ぎず、長期的な視野に立てば、家電リサイクル料金を支払い、適切な処理をすることが有利であることを個人が理解するべきである。</p> <p>・前払い制にすべきとの意見があるが反対である。前払いでプールする形式であれば、悪評高き国民年金制度の二の舞になることを危惧する。また、前払い制度では実際に廃棄された時点で必要な処理料金とならず、処理技術が進んで処理料金が低くなった場合においても、さらに新たに有害な物質が判明して処理料金が高くなる技術の適用が必要になった場合の両方の可能性を鑑みると、現在の廃棄時に処理料金を支払う形が良い。</p>
149	<p>◎実施状況に対する評価と検討内容について</p> <p>買換え購入時など廃棄時に販売店などでリサイクル料金等を支払う、所謂、現行の排出時支払方式は非常に合理的な方法だと考えます。排出時支払方式だと不法投棄等の要因になるとの意見(真偽は不確かだと思いますが)で製品購入時にリサイクル料金を徴収するパソコンリサイクルのような方式も検討されている様ですが、この検討は非常に不安にさせられると同時に下記などの懸念を感じさせられます。</p> <p>【購入時リサイクル料金徴収方式における廃棄時の収集運搬料金の扱い】</p> <p>リサイクル料金だけを製品購入時に徴収しても、収集運搬料金を排出時に支払うのであれば、この方式のそもそもの目的(排出時の料金負担による不法投棄などの不適正処理の防止)が叶いません。</p> <p>また、製品購入時に将来の収集運搬料金を徴収するには無理があると考えます。例えば、製品購入時に販売店に収集運搬料金を支払っても、使用年数である10年超の間に引越した場合などの対応はどうなるのでしょうか？</p> <p>また、購入した販売店が倒産した場合はどうなるのでしょうか？10年後の収集運搬料金を提示できるのでしょうか？(将来のガソリン代は？)</p> <p>現在は、買換えによる設置時に古い製品を引取る効率的な方法での収集運搬料金が提示されていますが、今度は、今、販売した製品を将来、引取る時の料金で、しかも、その時には、また新しい製品を購入してもらい設置時に引取るのか、単に引取りだけにわざわざ行かなければならないのか、しかも引取りの場所も全く不明な状態での料金設定になります。(パソコンの様に箱詰めはできません)</p> <p>また、量販店からは収集運搬料金も製品購入時に徴収し、資金管理団体が管理する案が出されていますが、恐らく、収集運搬料金の設定を棚上げした案か、全ての廃家電をわざわざ引き取りに行くことを想定した非効率で高い収集運搬料金の負担と、さらに収集運搬料金の管理費と言う新たなコストを消費者に求める案でメリットは感じられません。</p> <p>このような懸念がある中で、なぜ、現行の排出時徴収方式はダメで、購入時徴収(前払い)だと良いのかがいまいひとつ理解できません。</p> <p>消費者がこの様な状態で購入時徴収(前払い)される料金を納得できるとは到底思えませんので、現行の排出時支払方式を維持し、更なる制度の理解と定着の為の検討を実施するべきと考えます。</p>				
150	家電リサイクル法の究極の目的は、地球環境保全であって、リサイクル費用の効率的な徴収ではありません。今は、非効率であっても、排出時排出者負担という現行制度は、シンプルで公正公平な制度です。環境保全活動という、新しい取り組みを定着させるには、原則論を地道に継続することが大事であり、目先にとらわれ、制度をコロコロ変えるのは、得策ではありません。百年、二百年を見据えた議論をお願いいたします。				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
151	<p>○現在の状況は、下記状況から好ましいものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理費用の負担が、最終使用者の善意によっており、不法投棄等の不適正な処理が発生する元凶となっている。 ・1万円のテレビを購入し、廃棄するときに3千円からの負担をするとは思えない。(思う方が異常) ・処理対象機器が限られており、増やす必要がある。(ただし購入時負担の場合にかぎる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の撲滅 ○購入時に処理費用を負担するようにすべき。 ○負担した費用が適切に処理され、処分が適切に行われたことが末端消費者が追跡できるように(トレーサビリティの確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の法は、性善説によっている。性悪説によるべき。 ○人間には物欲があり、購入時には利便を教授するために相応の負担(購入費等)を当然とするが、利便を教授できなくなったもの(廃棄処理)に物欲は機能しない。 ○新しい機器への対応を考えていない(液晶テレビなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ○処理費は、購入時に負担するものとする。(自動車の例) ○トレーサビリティ確保のためICチップの導入。消費者には検索コードの付与(製品と消費者お互いにチップ与える。または消費者には家電リサイクル記録カードを渡しつつでも追跡できるように) ○既存製品の廃棄に際しても上記のICチップを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄に対しては、政府及びメーカーが協力して徹底的に取り締まること。(不法投棄をされた方が困る事態は避けなければならない) ○PCRリサイクルが非常にわかりづらい。自作パソコンなどは最悪。たとえばPCと処理費を郵便局に持っていけば一度で処理がすむような方法としてほしい。
152	<p>家電リサイクル法の施行で、関係者相互の協力により、それまで廃棄物とされていた廃家電が、資源として有効に活用されはじめたことは評価できる。しかしながら、施行5年で、改善すべき点や問題点も浮き彫りとなってきていると感じる。</p>	<p>国内での不法投棄や海外で引き起こすE-waste問題の存在。そして、まだ資源として使える廃家電が依然として廃棄物とされており、貴重な資源を浪費していること。</p>	<p>消費者側には、廃棄時の高額なリサイクルコストの支払いと、メーカーに戻すという積極的なインセンティブの欠如が考えられる。また、メーカー側には、リサイクルコスト自体を低減させるインセンティブの欠如もあげられる。さらに、対象品目数が家電4品目と限定されている点。</p>	<p>電源や乾電池を使用するすべての家電製品を対象にし、リサイクルコストと収集運搬費用を価格に内部化する。そして、廃家電がメーカーに確実に戻るようにするためにデポジット制度を導入する。また、海外での日本で販売された廃家電の回収・リサイクル体制を整備するための支援も行う。</p>	<p>パソコンリサイクルのような煩雑な手続きを必要としない、シンプルでわかりやすい制度への改正を望みます。</p>
153	<p>法が施行される前より販売店に引き取って貰っていた。リサイクル料金を取られるようになり、最終的にどのように処理されていたかの関心が出た。しかし、北朝鮮の貨物船が甲板に沢山のテレビ・冷蔵庫などを積んでいるのをテレビでよく見るが、なぜ可能なのか？我々が出したものが、どのように誰が輸出しているのか？家電リサイクル法は規制できないのか？</p>	<p>小型のTV(15インチ以下)と大型のTVの料金が同じなのがわからない。輸送の手間、処理する手間も同じなのか。これから購入するとなると液晶TVだが、同じ料金？</p>	<p>)制度設計の不備に起因するもの 液晶やプラズマテレビが主流となるのを行政の先見性の無さから考慮が足りない。)制度以外に起因するもの 消費者に金銭的、労力的負担を増やし、行政が安易な方向に傾くのは怠慢。</p>	<p>単なる廃棄の為なら、市町村は「粗大ゴミ」として受け入れる制度的に設ける。再利用(輸出も含む)とリサイクルを明確にすべき。</p>	<p>—</p>
154	<ul style="list-style-type: none"> ・もし料金が前払いになったとして、消費税があがったらどこが負担するのか、 ・無料で家電を引き取る業者が、増えていったら、消費者はそちらに出すことはないのだろうか。やはり家電リサイクルを扱ってる以上家電リサイクル法で規制する部分を作ってほしい。 				

No	意見内容	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
155	<p>○指定4品目に関してある程度リサイクルが促進されたことは評価できる。</p> <p>○象品目、回収・支払い方法等について、以下に挙げるような問題点があり、抜本的に改正する必要がある。</p>	<p>1) 対象品目が家電製品のごく一部に限られている。現在の対象はテレビ(ブラウン管型)、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの4品目だが、これ以外の多くの家電が廃棄される際に環境問題を引き起こしている。</p> <p>2) 不法投棄等、国内の資源循環の仕組みに乗っていない廃家電が増加している。</p> <p>3) 日本から廃家電が輸出され、海外で環境問題を引き起こすおそれが生じている。</p> <p>4) 長持ち、修理、再使用の観点が抜け落ちている。</p>	<p>) 制度設計の不備等に起因するもの</p> <p>○法2条4項の定める「特定家庭用機器」の定義が厳格過ぎる。すなわち、同項1号から4号の全てに該当する場合のみならず、政令での指定対象機器となりえず、結果的に、トラックによる配送が必要な大型家電のみに対象が限定されている。</p> <p>○収集運搬・リサイクル費用の支払い方法が、消費者が家電を廃棄する際の後払いとなっており、この排出時の金銭的負担が、消費者が適正に排出をすることへの妨げとなっている。</p> <p>○買い替えでなく、単純に廃棄する家電については、小売業者に引き取り義務がなく、市町村もその収集に積極的ではないため、適正処理が促されていない。</p> <p>○耐久性の向上と修理の実施について、製造事業者等の責務となっているのみで、法の目的や基本方針としては定められていない。</p> <p>) 制度以外に起因するもの</p> <p>○途上国(特に中国)において素材需要が非常に高まっている。</p>	<p>○法2条4項の「特定家庭用機器」の定義を緩和する。具体的には、同項4号から「配達による」円滑な収集の要件を削除する。もしくは、同項4号を満たさなくても、政令で指定できるものとする。その上で、店頭回収しやすい家電についても「特定家庭用機器」として指定する。</p> <p>○収集運搬・リサイクル費用の支払い方法を、製品価格への内部化方式に見直す。そうすることにより、企業がリサイクルしやすい製品設計をした場合に、直接製品の価格にその成果を反映でき、より環境負荷の低い製品設計が促される。</p> <p>○買い替えでなく、単純に廃棄される家電については、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村も補助的に収集義務を負うことを明確化する。</p> <p>○中古品の輸出と偽ったスクラップの輸出がなされていないか、水際対策の強化をする。</p> <p>○中古品として輸出され、海外で使用された家電が、現地でも最終的に適正処理がなされるように、リサイクルのための技術供与を行う。</p> <p>○法の目的及び基本方針に、3Rの順位に従い、リサイクルだけでなく、より壊れにくく修理もしやすい製品作りを行い、進んで再使用することを盛り込む。</p> <p>○町の小規模小売業者を活用するなどして、身近に修理サービスを受けられる環境を整備し、消費者が製品を長期使用することを促す。</p>	<p>○パソコンについては、資源有効利用促進法の下でリサイクルが行われることとなっているが、実際には家電4品目と比べ、回収・リサイクルが促進されたとは言いがたい。パソコン機器の資源価値、販売方法、消費者意識を勘案すると、パソコンのリサイクルも(4)に挙げたような改善を行った家電リサイクル法の仕組みの下に統合し、本法の通称も「電気電子機器リサイクル法」と改めるべき。</p>	
156	<p>料金の徴収方法は大変日本の商習慣に合致したユニークなモノであると思う。排出時排出者負担は処理発生が一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、一番シンプルで社会コストもミニマムな方式と思う。</p> <p>消費者、小売業者、メーカー、行政がそれぞれに應分の責務を負い、バランスの取れた社会システムとして高く評価できる。</p>	<p>法施行以前よりも不法投棄は減ったと思うが、それでも不法投棄があとをたないのは、料金徴収方法とは全く無関係である。むしろこの問題は国民を啓蒙する国の努力が足りないのであり、国民に周知徹底させる必要がある。富士山麓の家電不法投棄が理由で富士山の世界遺産登録ができないとは何とも情けない国、国民ではないか。</p>	<p>i) 産業廃棄物対策で千葉県が産廃Gメン制度を取り入れ、大きな成果を上げたという事例もある。なぜ、家電リサイクルでは国は重い腰を上げようとししないのか？</p> <p>ii) 東南アジアなどへの中古品輸出は経済原則で需要と供給に基づき行われるものであるので私としては、それをとらえて違法行為とは言うべきではない。これは形を変えたリユースであり、否定されるべきものでもない。ただ、一部には違法行為もあるように聞いている。それを法の仕組みの中で厳しく摘発して厳罰に処するとうことが欠落しているのではないか。</p>	<p>消費者はリサイクル費用を負担し、メーカーは一生懸命、適正な処理に取り組んでいることは高く評価できる。流通業者がもっと順法精神ののつとつた真摯な取組に邁進できるような支援策を国が講じるべき。流通業者が取組を強化すればするほど彼らの評価とモチベーションが高まるような支援策が必要であると思う。制度・仕組みの中に彼らをきちんと組み込んでしまわないといけないと考える。その意味では、現行法はまだ不十分と言うことになると思います。</p>		
157	<p>全体的に見ると、リサイクル制度の認知度が低い。</p>	<p>・一般消費者の家電リサイクル制度の認知度が低い。</p> <p>・リサイクル品の中に、ゴミの不法投棄が多い</p>	<p>・Aグループ、Bグループが一般消費者にはわかりにくい。</p> <p>・不法投棄に対して、小売業者、大手家電店の責任がない。</p>	<p>・広告、CM等で周知する</p> <p>・不法投棄に対して設ければと思う。</p>	<p>・Aグループ、Bグループの指定メーカーを再度見直していただきたい。Bグループの引取数が多いと思う。</p>	

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
158	<p>1. 実施状況に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の家電リサイクル法は、平成13年4月に本格施行され、平成18年3月で5年を経過いたしました。 関係者(消費者、小売業者、地方自治体、国等)の協力のもと連携を取りながら概ね初期の目標は達成されつつあり、制度自体は広く国民に定着したと思われます。 5年間に於ける家電4品目の回収 リサイクル台数は約5,200万台、再商品化等処理重量は約200万トンに達し、法定の再商品化基準を遙かに超える高いレベルでクリアしています。 又、資源の有効利用も着実に増加し、更なる再商品化率の向上に向けたマテリアルリサイクルの推進、フロン類の回収、破壊等も地球環境問題への対応をはじめ、リサイクルシステムの効率的且つ円滑な運用を目指した努力も継続して行われています。 課題もありますが、「世界で最も成功しているリサイクル制度」であると考えます。又国内の他の個別法(パソコン、自動車等)の中でも、関係先から高い評価をいただいていると思います。 因って、今回の法見直しでの基本的な考え方は、「良い面はさらに伸ばし、悪い面のみ修正していく」と考えるべきだと思います。 <p>2. 問題点・改善すべき点</p> <p>●問題があると考える点</p> <p>①地方公共団体の責務(法律第8条): 普及啓発活動不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象4品目の一般家庭及び事業者から排出される頻度は10～15年に1回、4倍(4品目)しても3～4年に1回となると総じて、排出者の認識は非常に希薄である。 第8条では、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、対象4品目の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するための措置を講じなければならないことを規定しています。 「国の施策に準じる」とは、都道府県及び市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ、普及啓発活動を始め、国が講ずる措置に見合った措置を講ずることとなっております。 しかしながら、現状は排出者への周知徹底不足、広報不足、等により、本来自治体の責務を、収集運搬については、小売業者へ押しつけ(義務外品)、不法投棄分(義務外品)も収集放棄の自治体が少なくない。 市町村の72%が行政回収を原則として行っていない。(平成17年10月:環境省調査) 又、財政逼迫を理由により安いリサイクル料金の業者へ横流しし、且つ、本来メーカー処理すべきものまでローコスト処理業者で処理委託している。 法律の本来の趣旨・目的を忘れ、自分都合のいいとこ取りの解釈をしている。メーカーよりローコストで適正処理できるのであれば、全国全て自治体で処理をしていただきたい。 <p>②メーカー以外での処理ルートが存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法の趣旨は、従来の廃棄物処理を一步も二歩も進めて、環境負荷物質等、家電品の材質、組成及び構造、設計を最もよく熟知しているメーカーに責任を持たせて再商品化することを義務付けたと思います。また、高度な再商品化、環境負荷物質の適正処理を目指すことで法律が制定されたと思います。 今後、更に循環型商品の高度化のために開発から、DfE、回収素材の再利用等、メーカー自ら高循環型の商品作りに邁進している。 しかし、現状他の処理ルート(産廃処理&一廃処理)が存在することは、法の上でダブルスタンダードを認めている。処理ルートの選択肢があれば、消費者心理と経済原則から必ず安い料金へ流れる。 法施行前、厚生省からは廃棄物処理法の改正政令にて法に定める方法により行うこととなっている。 しかし、現状は都道府県及び市町村での適正処理の報告徴収は、実施されているとは思えない。 冷媒フロンの回収・破壊、断熱フロンの適正処理、TVブラウン管ガラスカセットの適正処理&有価物販売 <p>③リサイクル料金の徴収方法(前払い?後払い?)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方は、「良い面はさらに伸ばし、悪い面のみ修正していく」と考えるならば、現行の料金徴収方法(後払い:排出者排出時負担)に対して、過去5年間に於いて特段の不備、トラブルもなく、リサイクル券システムにおいてうまく機能しているものまで破壊し、新たな方法を導入することは、かえって関係者(排出者、小売業者、自治体等)に混乱を招くと推察いたします。 よって、現行制度を更に改善し、継続すべきと考える。 <p>④リサイクル料金及び料金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間経過したことで、大手メーカーの一律料金は、諸般の事情(スクラップの単価のアップ、埋立処理費用等)を鑑み見直すべきと思います。 また、業界の透明性、公正性から4品目毎の概略コスト構成(SY、物流、RP、システム等)を開示すべきと思います。 <p>⑤不法投棄廃棄物(4品目)の業界(メーカー)処理負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄は違法行為であり、犯罪である。不法投棄をした個人&事業者が悪いのであってメーカーに処理負担をさせること自体、本末転倒の話であり言語道断。 不法投棄は、自治体で取り締まる権限があり、法を円滑に推進するために、自治体は必要な措置を講ずるべきである。 例えば、地元警察、郵便局、タクシー、物流業者等と連携して地区のパトロール強化で成果を出している自治体もありそのような自治体では必ずしも不法投棄は増加していない。 リサイクル料金が、後払いだから不法投棄が増えて、前払いになったら無くなると主張する自治体の考えは根拠が無く、不法投棄をした人が悪いのであって、制度のすり替えでしかない。 <p>⑥対象品目の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には、家電リサイクル法第2条第4項第4号に則るべきと考えます。 商品の変化等により対象品目の見直しは必要と考えます。 粗大ゴミの処理費軽減、財政逼迫及びEPR等の理由で法律の定義を考えず、メーカーの再商品化品目を闇雲に拡大させ、持ち帰り品まで対象にしようとしていることは言語道断。 <p>⑦中古品(リユース)の扱い定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態は「目に見えないフロー」つまり、家電リサイクル制度によらないフローがかなり大きい。 国内で中古品(リユース)名目で、東南アジア、アフリカ、 <p>⑧ A、Bグループの指定引取場所体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定引取場所は全国で、現在A、B合計380ヶ所ある。ただし、グループメーカー毎に分かれているため、持込者は選別の手間がかかる。 持込者(排出者、小売業者、収集運搬業者等)に利便性を考え、又社会インフラと考えるなら、A、Bにて全メーカーの持込を可能とすることが望ましい。(SY共通化) 				

No	意見内容				
	(1) 現行制度実施状況評価	(2) 問題点・改善すべき点	(3) 問題点の原因、意見	(4) 問題点に対する解決策・改善策	(5) その他
	<p>●改善すべきと考える点</p> <p>①リサイクル料金の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国民に対し、リサイクル料金の内訳(構成)と使われ方は周知、PRすべき。 ・品目別に、構成内容(SY、物流、RP、システム費用等)を明らかにし、リサイクル料金の透明性を上げる。 <p>②リサイクル料金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間経過した結果、スクラップ買い入れ単価アップ、埋立処理費用の高騰、断熱フロン処理費の追加等、収支を明らかにし、料金見直しをすべき。 <p>③メーカー以外の処理ルートをなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルスタンダードは認めない。 ・DFE、EPRを考慮すると再商品化はメーカーオンリーとする。 ・既存業者処理でメーカーと同等の適正処理は困難。 ・地方公共団体(都道府県&市町村)で報告徴収は困難。 <p>④不法投棄撲滅の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄は犯罪である。 ・自治体での更なる取り締まり強化を望む。(冷:地域の警察、郵便局、タクシー等連携巡回監視) <p>⑤罰則の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9、10、13条…50万円以上→200万円以上 ・第43条…勧告→50万円以上 <p>⑥立入検査(地方経済局&環境事務所)体制の強化&職員のレベルアップと専門化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の地方経済局、環境事務所の職員体制では、RP・SY・小売業者に対し検査職員が極めて不足している。 ・また、1、2年でローテーションされるため、知識等の習熟時には異動となり本来の職員の力が発揮されていない。専門化検査職員として最低3年実施。 <p>⑦対象品目の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律第2条第4項第4号に則るべきと考えます。 <p>⑧指定引取場所の共通化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持込者(排出者、小売業者、収集運搬業者等)の利便性を考慮、又社会インフラと考えA、Bにて全メーカーの持込を可能とすることが望ましい。(SY共通化) <p>3. 問題点の原因</p> <p>①地方公共団体の責務(法律第8条):普及啓発活動不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市町村は、廃家電の引取は全て販売店の義務と思込み、引取義務外品の引取義務をも果たしていない場合が見受けられる。 ・消費者、小売業者及び市町村に法の趣旨及び廃家電の引取の責任が充分理解されていないし、普及啓発活動不足と言わざるを得ない。 ・積極的に廃家電を引き取らない、市町村や小売業者によって消費者が混乱し戸惑っている。そこへ持ってきて、各家庭にリユース名目やリサイクルと称して無料若しくは低価格で引取りに回れば、経済原則からして間違いなくそのルートに流れる。 ・この部分が、俗に言う『目に見えないフロー』として、家電リサイクルルートを外れた廃家電は、実態把握できない闇の世界へ流れ、不法投棄に繋がる恐れが多分にある。 <p>②不適正処理業者(一廃、産廃業者)の横行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー以外での処理ルートの存在。 ・ダブルスタンダードを認めるべきでない。 ・廃棄物処理法の改正政令にて法に定める方法が確保できない。 ・自治体の法律に対する理解不足&知識不足(市町村は適正処理基準を理解していない) <p>4. 解決策・改善策のアイデア</p> <p>①法律で定めたルールの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法に関係する、関係者(消費者、小売業者、市町村等)が、法律の趣旨をよく理解し、それぞれの役割を果たすように、再度、関係者に理解と協力を求めていくことが重要である。 <p>②地域に沿った円滑な回収システムの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出者(個人消費者&事業主)に分かりやすい引渡しルートを示す事と収集運搬料金の負担軽減を図り、排出者(消費者)の理解と小売業者及び市町村の協力を得ることが重要である。 ・地域の実情にあった、小売業者と市町村が協力して廃家電を引き取りできる体制を構築すべき。(事例:兵庫方式) <p>③メーカー以外の処理ルートを無くす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルスタンダードは認めない。 <p>④罰則の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行は軽すぎる。 				